

令和5年度

包括外部監査結果報告書

奈良県立大学の財務事務の執行について

奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

令和6年3月

奈良県包括外部監査人  
公認会計士 福竹 徹

## 目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
	（1）奈良県立大学	1
	（2）奈良県営競輪事業費特別会計	2
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	3
	（3）主な監査手続	3
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	4
7	利害関係	4
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	4
	（1）「結果」と「意見」の判断基準	4
	（2）表記の方法	5
第 2	奈良県立大学について	6
1	公立大学を取り巻く環境	6
	（1）公立大学法人制度	6
	（2）公立大学の財政	7
2	県立大学の概要	9
	（1）法人名	9
	（2）事業所の所在地	9
	（3）建学の精神	9
	（4）基本目標	10
	（5）沿革	10
	（6）設置学部	10
	（7）組織図	11
	（8）役員の状況	11
	（9）教職員の状況	11
	（10）学生、生徒の状況	13
	（11）教育の特徴	13

3	県立大学の財務状況	17
	(1) 財源構造	17
	(2) 財務諸表	19
第3	奈良県営競輪事業について	22
1	競輪事業を取り巻く環境	22
	(1) 競輪事業の歴史	22
	(2) コロナウイルス感染症の競輪事業への影響	24
	(3) 競輪の運営方法	25
2	奈良競輪の概要	27
	(1) 会計	27
	(2) 競輪場の所在地	27
	(3) 沿革	27
	(4) バンクの情報	27
	(5) 競輪場内図	28
	(6) 組織図	28
	(7) 開催執務体制	29
	(8) 車券売上高の推移	30
	(9) 入場者数の推移	30
	(10) 奈良競輪の特徴	31
3	奈良競輪の財務状況	33
	(1) 歳入	33
	(2) 歳出	34
	(3) 決算	35
第4	包括外部監査の結果及び意見（奈良県立大学）	37
1	結果及び意見の概要	37
	(1) 調査対象とした業務の概要	37
	(2) 結果及び意見の要約	37
2	目標設定・業績評価	41
	(1) 概要	41
	(2) 監査手続	47
	(3) 結果及び意見	47
3	購買管理	52
	(1) 概要	52
	(2) 監査手続	58
	(3) 結果及び意見	58

4	固定資産・物品管理	67
	(1) 概要	67
	(2) 監査手続	73
	(3) 結果及び意見	73
5	外部資金管理	80
	(1) 概要	80
	(2) 監査手続	82
	(3) 結果及び意見	82
6	人事給与管理	87
	(1) 概要	87
	(2) 監査手続	90
	(3) 結果及び意見	90
7	収入管理	94
	(1) 概要	94
	(2) 監査手続	96
	(3) 結果及び意見	97
8	施設整備管理	98
	(1) 概要	98
	(2) 監査手続	100
	(3) 結果及び意見	101
9	情報システム管理	103
	(1) 概要	103
	(2) 監査手続	103
	(3) 結果及び意見	103
第5	包括外部監査の結果及び意見（奈良県営競輪事業）	105
1	結果及び意見の概要	105
	(1) 調査対象とした業務の概要	105
	(2) 結果及び意見の要約	105
2	中長期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会	108
	(1) 概要	108
	(2) 監査手続	109
	(3) 結果及び意見	109
3	購買管理	116
	(1) 概要	116
	(2) 監査手続	120
	(3) 結果及び意見	120

4	包括委託	123
	(1) 概要	123
	(2) 監査手続	124
	(3) 結果及び意見	125
5	施設設備管理	131
	(1) 概要	131
	(2) 監査手続	133
	(3) 結果及び意見	134
6	収入・資金管理	135
	(1) 概要	135
	(2) 監査手続	137
	(3) 結果及び意見	137
第6	総括的な所見	138
	1 県立大学	138
	2 奈良競輪	139

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

## 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

### （1）監査の対象

- ① 奈良県立大学の財務事務の執行について
- ② 奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

### （2）監査対象期間

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度の一部についても監査対象とする。

## 3 特定の事件の選定理由

### （1）奈良県立大学

県が設置する奈良県立大学（以下、「県立大学」という。）の運営にあたり、令和4年度は9億円を超える県民の負担が発生しており、負担額は決して小さな額ではない。県民の負担により運営されている以上、県に貢献することが求められ、それは、県が定める中期目標の達成を通じてなされることとなる。

このような目標の達成が義務付けられる県立大学について、まず、外部環境は年々厳しさを増している。すなわち、近年は、看護学部等の設置や私学の公立化の影響を受けて公立大学の学生は増加の一途をたどる一方、公立大学の運営にあたり国から自治体に措置される地方交付税の総額は学生数の増加に追いついておらず、地方交付税の学生1人あたりの単位費用は減少傾向にあるため、半数以上の自治体が自己財源で大学に対する運営費交付金を補っているのが現状である。このような状況の中、県民の負担を少しでも軽減させるためには、県立大学は自己財源の拡充と効率化を進めていく必要があるといえる。

また、内部環境では、ガバナンスの発揮が課題といえる。すなわち、地方独立行政法人化された大学は、設立団体から独立した運営をし、設立団体は事後的に大学の業績を評価することになる。そのため、一般会計で運営していた法人化前に比べて目が行き届きにくくなり、ガバナンスの発揮に苦慮している自治体が多数ある。

以上より、県立大学が中期目標の達成に向けてどのような取組を実施しているのか、設立団体としてのガバナンスが働いているのか、効率的に業務を実施しているのかを監査することは有用なものと考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

## (2) 奈良県営競輪事業費特別会計

全国の競輪事業は、インターネット等による売上高の増加により、車券売上高は最盛期の50%程度まで回復（最も売上高が少なかった時期に比べると1.5倍まで増加）するに至っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入場者数は激減したままの状況である。県では、近年、相次いで遊園地が閉園し、競輪事業は残された数少ない娯楽施設の一つといえるが、現在の入場者数では、その役割を十分に果たしているとは言えないと考えられる。

奈良県営競輪事業費特別会計（以下、「奈良競輪」という。）は、これまで累積で300億円以上もの金額を一般会計に繰出し、県財政に貢献してきた。しかし、平成21年ごろから赤字を計上するようになったことから、平成24年9月から5回にわたって「奈良県営競輪あり方検討委員会」において存廃に関する議論が進められ、平成25年5月に包括外部委託の導入により平成26年度から平成28年度まで運営を継続する中間報告がとりまとめられた。その後も「奈良県営競輪あり方検討委員会」による存廃の議論が重ねられ、平成28年3月には、平成29年度から令和3年度までの5年間運営を継続することが決定した。そして、その後も議論が進められ、令和3年には、令和4年度から令和8年度まで当面実施することが決定しているが、現在もあり方が検討されている。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、奈良競輪を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の奈良競輪から一般会計への繰出しの状況は県財政に大きな影響を与える可能性がある。したがって、奈良競輪の現状を会計的な視点から分析して現時点での正確な状況を把握するとともに、奈良競輪の財務事務の執行を監査することは、将来の県への財政貢献に有用であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

## 4 外部監査の方法

### (1) 監査の対象範囲

#### ① 県立大学

県立大学に関する事業の財務事務を監査対象とする。対象部署は、県立大学及び県立大学を所管する文化・教育・くらし創造部教育振興課（以下、「教育振興課」という。）とする。

#### ② 奈良競輪

奈良競輪に関する事業の財務事務を監査対象とする。対象部署は、奈良県営競輪場及び奈良競輪を所管する産業・観光・雇用振興部地域産業課（以下、「地域産業課」という。）とする。

## (2) 監査要点

### ① 県立大学

- ア 中期目標の達成に向けた取組みが実施されているか。取組みの効果測定が実施されているか。
- イ 目的積立金に対する経営努力認定は適切に行われているか。安易に経営努力を認定していないか。
- ウ 将来の施設整備費の確保に向けた検討を実施しているか。
- エ 入札や見積り合わせの実施、教員の立替の削減などを通じ、業務費の削減に取り組んでいるか。
- オ 研究費の支出管理は適切に行われているか。
- カ 納品検収は適切に行われているか。
- キ 労務管理は適切に行われているか。
- ク 情報システムの管理は適切に行われているか。

### ② 奈良競輪

- ア 将来の収支計画を策定し、収支を踏まえた運営管理を実施しているか。
- イ 売上増加、収支改善等に向けた利用促進策を進める等経営努力が行われているか。
- ウ 施設の老朽化に対し、対応計画を作成しているか。
- エ 入札や見積り合わせの実施を通じ、業務費の削減に取り組んでいるか。
- オ 納品検収は適切に行われているか。

## (3) 主な監査手続

### (合規性の観点)

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 物品や役務の購入事務、労務管理等が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 物品の管理（受け払い、残高管理）が適切に行われているか。
- ・ 会計処理が会計基準等に従って適切に実施されているか 等

### (経済性、効率性等の観点)

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかに関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 情報システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・ 長期的な視点での支出の削減を意識した取組みが実施されているか 等



## 5 外部監査の実施期間

自令和5年6月29日 至令和6年3月31日

## 6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見	拓馬
公認会計士	吉原	宏
公認会計士	城本	佳丈
公認会計士	守谷	義広
公認会計士試験合格者	細田	優
公認会計士試験合格者	中村	厚志
公認会計士試験合格者	増村	有咲

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

### (1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

#### ① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

#### ② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項

- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】及び【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

## 第2 奈良県立大学について

### 1 公立大学を取り巻く環境

#### (1) 公立大学法人制度

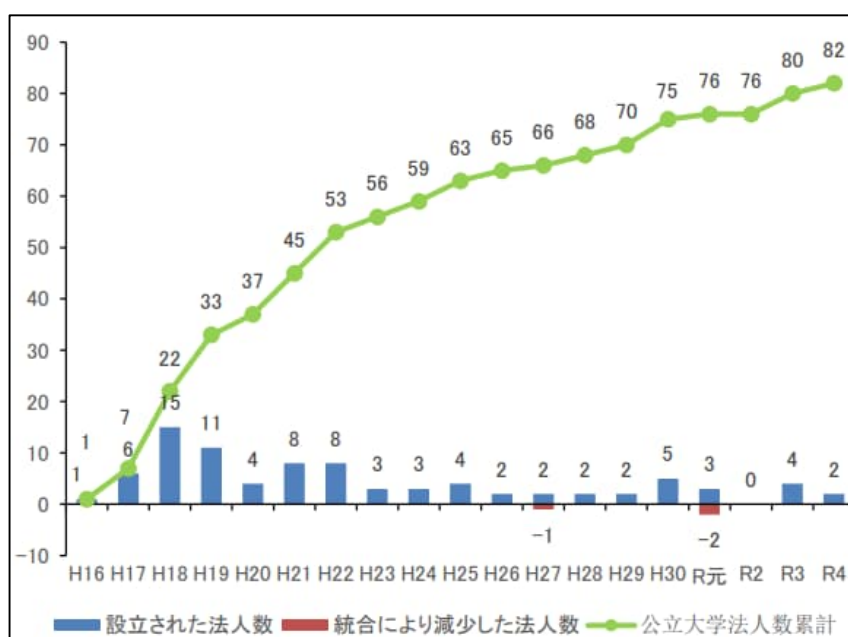
県立大学は、昭和28年に奈良県立短期大学商経科（夜間部）の開学に始まり、60年余りにわたって県の一般会計で運営されてきた。運営方法が大きく変わったのが平成27年4月の公立大学法人への移行であり、令和4年度で法人化後8年が経過している。

公立大学法人制度は、行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）により、国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度を地方へ導入することを目的として創設された制度である。地方公共団体の選択により公立大学の法人化が可能で、具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量により弾力的な制度設計が可能とされている。公立大学法人の特徴として、一般的に以下の事項があげられる。

- ・ 自主自律的な環境の下、魅力ある教育研究を積極的に展開（予算・人事等の規制緩和）
- ・ 「民間的発想」によるマネジメント
- ・ 能力、業績に応じた弾力的な人事システム（非公務員型）
- ・ 情報公開、第三者評価による適切な資源配分、社会貢献の増大

公立大学法人は、平成16年度の制度創設以来、一貫して数が増加しており、令和4年度で82の公立大学法人が設立されている。

【公立大学法人数の推移】



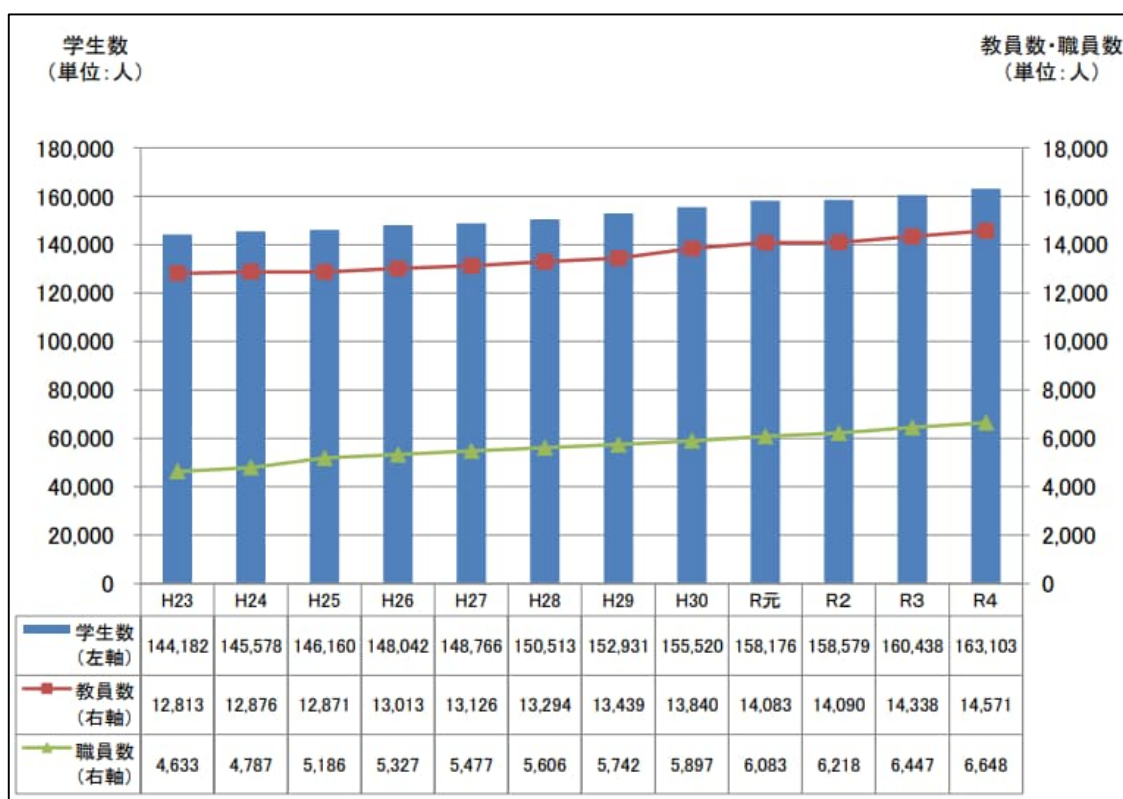
(出典：公立大学ファクトブック 2022（一般社団法人公立大学協会）)

なお、県立大学が法人化した平成 27 年時点では 16 大学が自治体設置であったが、令和 4 年度には自治体設置の大学が法人化により 10 に減少し、私学の公立化も重なり、公立大学法人数は 14 も増加している。私学の公立化とは、公設民営大学（自治体が土地、資金を提供して学校法人が私立大学を運営する方法）の行き詰まりや、地方の私立大学が学生数の減少によって経営状況が悪化したこと等により、自治体が運営する公立大学に移行することをいう。平成 26 年の第 2 次安倍改造内閣で発表された地方創生において、地方を振興するという点で大学の存在は重要であることから、大学の閉鎖による地方経済への影響を考慮し、私学の公立化が進められている。公立大学の運営費の一部は国から地方交付税として配分されるため、自治体の負担が極端に増加するわけではないことも、私学の公立化が増えている一因となっている。令和 5 年現在、12 の私立大学が公立化している。

## （２）公立大学の財政

次に、公立大学の財政についての状況である。上述の通り、私学の公立化によって公立大学、学生数が増加していることに加え、従来の公立大学も、短期大学から 4 年制大学への移行や、地域医療を支える看護学部の新設や情報系学部の新設等が相次ぎ、学生数、教員数、職員数ともに増加傾向にある。

【公立大学の学生数・教員数・職員数の推移】



（出典：公立大学ファクトブック 2022（一般社団法人公立大学協会））

一方、国の財政は厳しさを増していることから、国から各自治体に対して交付される公立大学の運営費に関する地方交付税（学生一人当たり）は、平成22年度の民主党政権時に一時的に増加したものの、平成23年度以降は一貫して減少している。

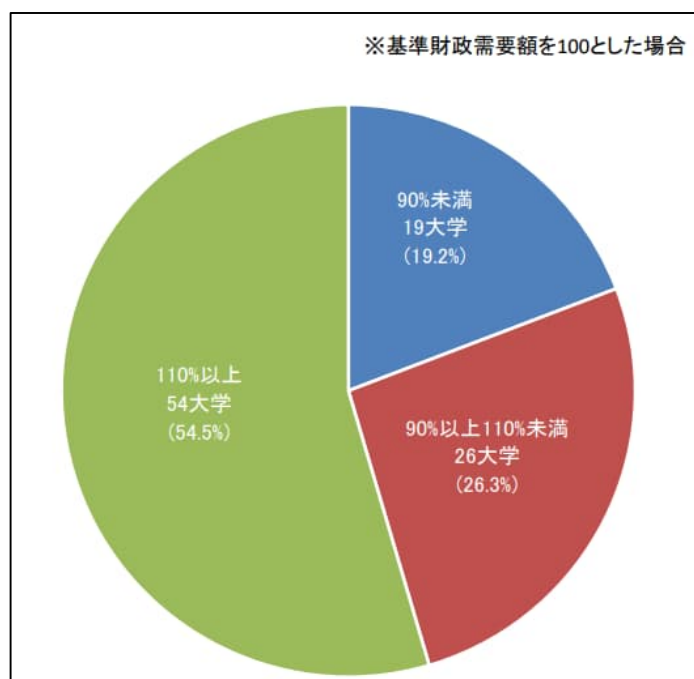
【地方交付税基準財政需要額における公立大学学生1人あたりの算入額】

種別	(単位:千円)																			増減率	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4		
医科系	4,586	4,499	4,306	4,156	4,110	3,996	4,092	4,057	4,028	3,941	3,889	3,848	3,839	3,839	3,801	3,763	3,763	3,763	3,754	▲0.2%	
歯科系	2,775	2,718	2,613	2,508	2,458	2,306	2,391	2,374	2,359	2,303	2,269	2,241	2,234	2,234	2,226	2,213	2,166	2,120	2,116	▲0.2%	
理科系	2,004	1,961	1,811	1,762	1,709	1,688	1,844	1,832	1,832	1,794	1,758	1,723	1,694	1,647	1,601	1,554	1,507	1,461	1,458	▲0.2%	
保健系	2,004	1,961	1,811	1,762	1,709	1,688	1,844	1,832	1,832	2,018	1,999	1,977	1,938	1,885	1,830	1,777	1,721	1,668	1,665	▲0.2%	
社会科学系	334	308	273	256	245	227	248	243	242	224	220	214	212	212	212	212	212	212	211	▲0.5%	
人文科学系	369	334	308	273	256	245	227	248	243	455	450	443	441	441	439	435	435	435	435	0.0%	
家政系・芸術系 (都道府県)	886	856	808	765	753	722	752	744	740	714	713	704	704	704	700	691	691	691	690	▲0.1%	
家政系・芸術系 (市町村)	1,061	1,029	969	934	918	884	915	905	900	852	840	827	826	826	821	813	813	813	790	▲2.8%	
専門職大学 (理科系・芸術系)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,590	1,589	▲0.1%

(出典：公立大学ファクトブック 2022 (一般社団法人公立大学協会))

このように国からの地方交付税が減少した結果、運営するための財源が不足し自治体が補填せざるを得ない大学は半数以上に上っている。

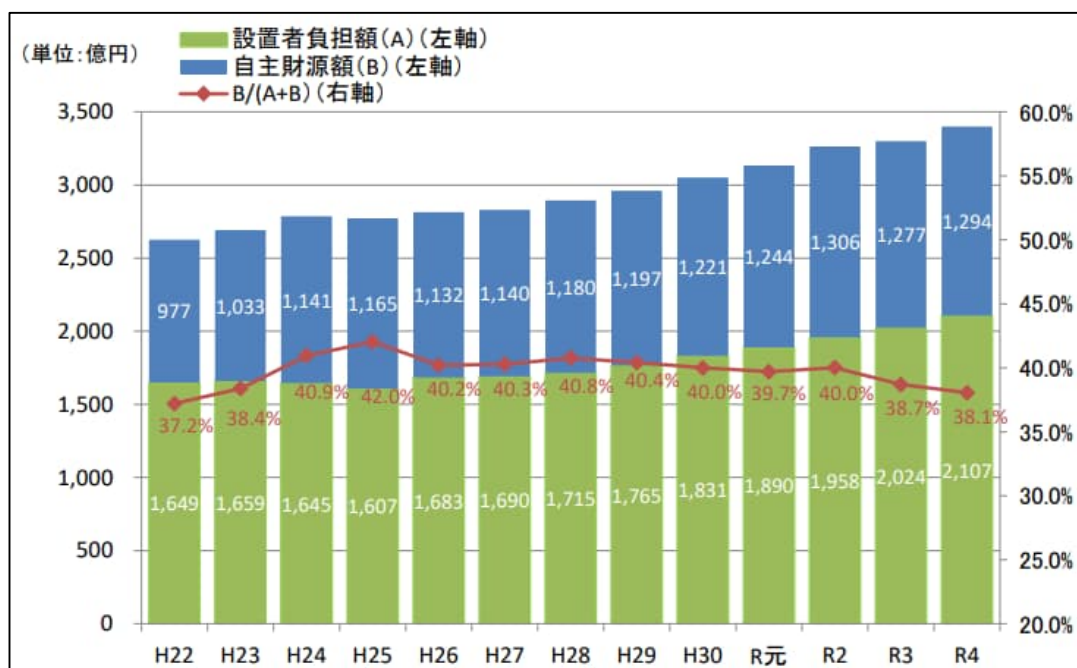
【基準財政需要額に対する設置者負担額の割合】



(出典：公立大学ファクトブック 2022 (一般社団法人公立大学協会))

しかし、自治体の財政状況も厳しさを増しており、大学運営のためにこれ以上の補填をし続けることは難しくなっていることから、各公立大学は独自の財源を確保することが求められている。しかし、実際は、むしろ自主財源比率は低下しており、各自治体の負担は増加傾向にある。なお、国立大学法人では平成16年の法人化以降、運営費交付金（国が各大学に支給する運営費）が収入総額に占める割合は46%から30%程度に低下しているが、これは、運営費交付金が1割弱減少したことに加え、自主財源が1.6倍に増加したことが大きな要因となっている。

【経常費予算額に占める自主財源の額の推移】



(出典：公立大学ファクトブック 2022 (一般社団法人公立大学協会))

## 2 県立大学の概要

### (1) 法人名

公立大学法人奈良県立大学

### (2) 事業所の所在地

奈良県立大学：奈良県奈良市船橋町10番地

奈良県立大学附属高等学校：奈良県奈良市六条西3丁目24番1号

### (3) 建学の精神

奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する

#### (4) 基本目標

令和3年度から令和8年度にわたる第2期中期目標は、経済・社会・行政など、地域の各分野で活躍する地域リーダーを育成することを県立大学の長期的なミッションとしており、「教育」、「研究」、「地域連携」、「国際交流」、「法人運営」の5つの柱からなる。目指す方向性として、次の事項を定めている。

- 「教育」 : 時代の潮流に対応できる教養を備え、ローカルかつグローバルな視点で活躍できる人材の育成など
- 「研究」 : 現代社会の課題への歴史的・理論的・実践的な探究など
- 「地域連携」 : 地域のステークホルダーと連携し、教育・研究活動を通じた地域社会への貢献など
- 「国際交流」 : グローバルな視点を持ち国際社会で活躍できる人材の育成など
- 「法人運営」 : 持続可能で安定的な法人運営の維持継続など

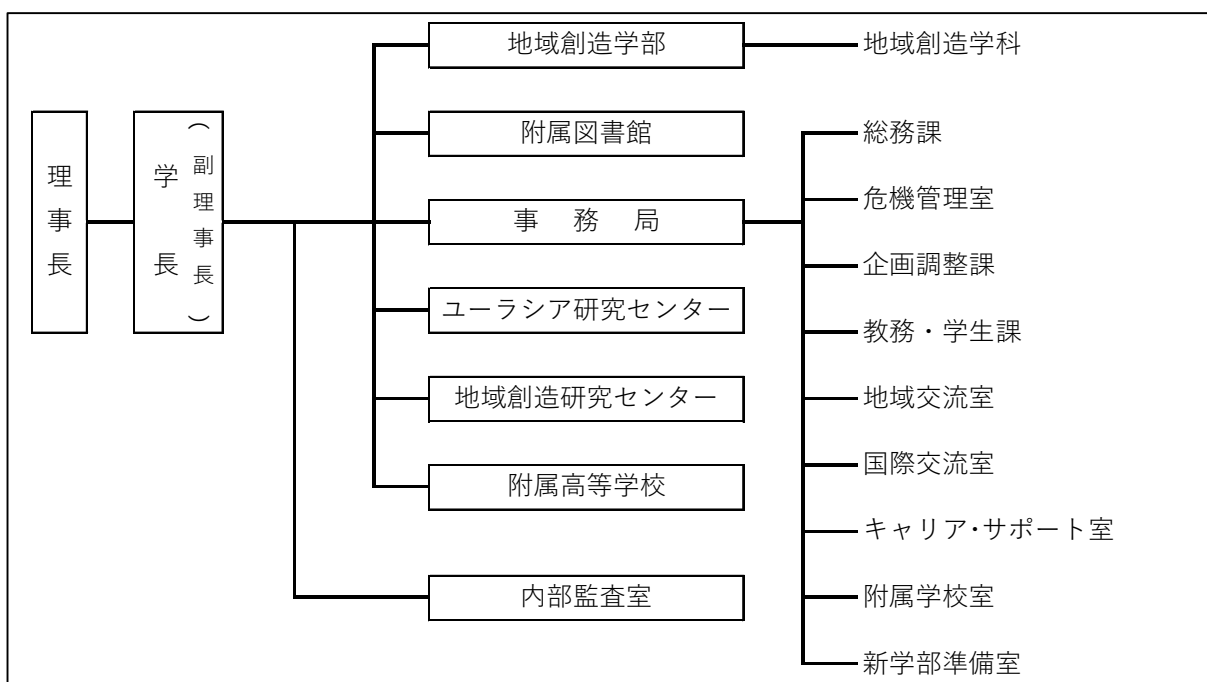
#### (5) 沿革

- 昭和28年4月 奈良県立短期大学商経科（夜間部）開学（修業年限2年、入学定員150名）
- 昭和48年4月 修業年限を3年に改める
- 平成2年4月 奈良県立商科大学商学部商学科 開学（修業年限4年、入学定員100名）
- 平成8年4月 商学科に商学コースと国際観光経営コースを開設
- 平成13年4月 奈良県立大学に名称変更（修業年限4年、入学定員100名）  
商学部商学科の学生募集停止  
地域経済学科と観光経営学科からなる地域創造学部を設置
- 平成19年4月 夜間部から昼間部へ移行（入学定員150名）  
地域総合学科と観光学科に名称変更
- 平成26年4月 地域総合学科、観光学科の学生募集停止  
地域創造学部を設置、学習コモンズ制を導入
- 平成27年4月 公立大学法人に移行
- 令和4年4月 奈良県立大学附属高等学校開校

#### (6) 設置学部

地域創造学部地域創造学科

(7) 組織図



(出典：令和4年度奈良県立大学事業報告書)

(8) 役員の状況

職	氏名	備考
理事長	北岡 伸一	
副理事長	浅田 尚紀	学長
常務理事	辻本 浩司	事務局長
理事	石井 宏典	附属高等学校長
理事	木村 陽子	(公財)大阪ガスグループ福祉財団理事
理事	佐藤 進	佐藤薬品工業(株)代表取締役会長
理事	橋本 隆史	(株)南都銀行取締役頭取
理事	林 宏昭	関西大学教授
監事	板戸 史朗	公認会計士
監事	山田 陽彦	弁護士

令和5年4月1日現在

(9) 教職員の状況

① 奈良県立大学(以下、「大学」という。)

ア 教員数

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
教授	14	16	16	15	15
准教授	16	15	16	16	16
講師	1	1	0	0	1



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特任教授	2	2	3	2	2
特任准教授	2	1	1	1	1
合計	35	35	36	34	35

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

イ 職員数

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事務局長	1	1	1	1	1
県交流職員	15	17	18	16	15
プロパー職員					1
特任事務職員			1	1	1
再雇用職員	2	2	3	4	4
契約事務職員	7	7	7	6	5
契約事務補助職員	7	5	6	6	6
合計	32	32	36	34	33

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

② 奈良県立大学附属高等学校（以下、「附属高校」という。）

ア 教員数

単位：人

	令和4年	令和5年
校長	1	1
教頭	1	1
主幹教諭	1	1
教諭	11	20
常勤講師	2	6
非常勤講師	3	4
合計	18	33

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

イ 職員数

単位：人

	令和4年	令和5年
県交流職員	2	3
再雇用職員	1	2
合計	3	5

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

(10) 学生、生徒の状況

① 大学（学生数）

単位：人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生		160	152	151	165	166
2年生		173	159	153	148	167
3年生		157	171	153	150	141
4年生		168	175	179	171	159
合計		658	657	636	634	633
内数	男子	197	209	218	210	222
	女子	461	448	418	424	411

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

② 附属高校（生徒数）

単位：人

		令和4年	令和5年
1年生		207	188
2年生		-	202
3年生		-	-
合計		207	390
内数	男子	92	179
	女子	115	211

(出典：奈良県立大学データ集、令和5年4月1日現在)

(11) 教育の特徴

① 大学

大学は、平成13年に全国で初めて地域創造学部を開設した歴史を持つ。コモンズ制を軸とした独自の教育を実践することで、学生一人ひとりが知的好奇心のもと、教員や地域並びに企業の方々とのつながり等を通して自分のことを理解し、新しい“自分”を創造していく人材を輩出している。コモンズ制とは、複数の学問領域を横断・越境し、一人ひとりが自分の興味関心に基づき学びを深めることができる制度であり、県立大学では、4つの領域「観光創造」、「都市文化」、「コミュニティデザイン」、「地域経済」のコモンズを設置している。それぞれのコモンズは、次のとおりである。

コモンズ	内容	説明
観光創造 コモンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光ビジネス・政策</li> <li>景観マネジメント</li> <li>アジア・グローバル観光交流</li> </ul>	<p>美しい風景や由緒ある寺社、ご当地グルメなど、さまざまな体験と「観光」の感動を創出するための学びの場が「観光創造」コモンズである。</p> <p>地域の自然、景観、歴史文化などの価値を尊重し、地域の観光力をいかに発信し</p>

コモンズ	内容	説明
		ていくのか。ローカルにも、グローバルにもスポットを当て、新たな観光のポテンシャルを引き出す実践的能力を養う。将来は観光のスペシャリストとして、観光関連産業や行政機関で活躍するチャンスを提供する。
都市文化コモンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市社会史</li> <li>・ メディア・表象</li> <li>・ アート・アミューズメント</li> </ul>	「都市文化」を形づくる街並み、ファッション、ショッピング、アート、娯楽、スポーツ、グルメなど、私たちが魅了され、居場所を求めてきた都市文化はどのように形成され、今後いかに発展していけばよいのか。「都市文化」コモンズではその課題に歴史学と社会学の両面から向き合う。新たな時代の都市文化を創造する力は、行政、企業、地域づくりなど多様な進路に通ずる。
コミュニティデザインコモンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ政策</li> <li>・ 持続可能なコミュニティ</li> <li>・ 共生・協働のまちづくり</li> </ul>	少子高齢化、過疎化など複雑な問題を抱える地域社会は、「住み手とともに地域課題を見出す力」や「人や地域に滞在する活力を引き出す力」を持った地域創造の担い手を求めている。こうした要請に応えるため、「コミュニティデザイン」コモンズでは、積極的に奈良県内外の都市部・農山村部へ飛び出し、地域の真のニーズを把握するとともに、人々とともに持続可能なコミュニティのあり方やその方策について考え、協働できる人材を育成する。
地域経済コモンズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済</li> <li>・ 地域産業</li> <li>・ 流通・マーケティング</li> </ul>	地域は生活の場であり、生産、雇用、消費、流通といった経済活動の場でもある。地域の自立が試みられる中、それを可能にするためには経済的な自立が必要である。「地域経済」コモンズでは、グローバル、ナショナル、ローカルなレベルの市場、地域経済を左右する産業構造、人口構造などから、地域の経済的自立と持続的発展の可能性について学び、豊かな発想と行動力で地域の未来のために活躍できる人材を育成する。

また、地域創造学部地域創造学科のみを有する小規模な単科大学である特徴を活かし、少人数対話型のゼミに1年次からすべての学生が所属する仕組みを採用している。4年間を通して、教員と密接な対話を重ね、自分の関心を探りながら、学びを深めていく。

年次	ゼミ名	教員と学生の比率	ゼミの内容
1年次	基礎ゼミ	教員1名 学生10名	1年次の知見を踏まえ、2年次以降の学びのテーマを構想、計画する。
2年次	コモンズゼミⅠ	教員1名 学生10名	最後に、自ら設定した特定テーマを探究した結果を小論文にまとめる。
3年次	コモンズゼミⅡ	教員1名 学生5名	自身の取り組みたい卒業研究に向け、関係する専門領域のゼミを改めて選択する。
4年次	コモンズゼミⅢ	教員1名 学生5名	卒業研究の成果を12,000字以上の「卒業論文」にまとめる。

さらに、地元の奈良の地を活かしたアクティブな学びとして、フィールドワークを重視した教育を実践している。具体的には、以下のようなプロジェクトの実施事例がある。

プロジェクト名	主な内容
宇陀松山の景観調査プロジェクト	奈良県北東部に位置する人口600人程度の宇陀市松山地区では、若者の流出や少子高齢化に悩んでいたため、学生目線によるまちおこしのための調査プロジェクトを実施。文献調査や地域住民に対してヒアリングを行うなどして課題を抽出し、まちの魅力をアピールする方法を考案した。
ニュータウンにおける公園活用の実践	奈良県奈良市、京都府木津川市と精華町にまたがって位置する平城・相楽ニュータウンにおいて、「多世代の人々が盛んに交流するためにはどうすればよいか」という問いに対し、「子どもを対象としたイベントの活用」を提案し、実際に公園で2日間のイベントを開催した。参加者に対してアンケートを実施し、調査結果をまとめた。
川西町つどいの場づくりプロジェクト	大和盆地の中央に位置する奈良県川西町では、町の少子高齢化が進展し、子どもや子育て世代をターゲットとした事業を積極的に展開してきた。空きスペースやテナントを活用し、地域住民の交流の場を作ることで、活性化につなげるべく、先行事例の調査や地元企業の見学等も実施した。最終的に、空きスペース利用に関する提案書を川西町に提出した。

上述のほか、国内・海外留学も積極的に取り組んでおり、県内・県外の単位互換制度の整備や、海外大学との交換留学、派遣留学、短期語学研修の制度を整備している。

## ② 附属高校

附属高校は、令和 4 年 4 月に開校したばかりの新しい高等学校である。旧奈良県立西の京高等学校の校舎を引き継いで使用しており、旧奈良県立西の京高等学校が令和 5 年 3 月末に閉校するまで、1 年間は同一の施設を共有していた。入学定員は 40 人学級が 5 クラスの 200 人となっており、全国でも珍しい探究科（課題探究型の学び（PBL）を学びの中心に据えて、一人一人の力を総合的に高めていく教育を実施）の単科高校である。

新たな時代を切り開くリーダーの育成を目指し、「自立した個人として他者や社会に貢献し、何事にも挑戦する（生徒綱領）」ような人間の育成を基本理念としている。生徒の主体性と創造性を尊重し、アカデミックスキルの基礎を学びつつ生徒自身が設定した課題に取り組む「課題探究」を中核に、反転学習（e-Learning 等の個別学習で基本的な知識を学び、授業では応用演習や相互コメントなどのグループワーク中心に学ぶ学習方法）を前提とする「アクティブ・ラーニング型授業」を全教科で導入するなど、特色ある教育活動を展開し、多様な進路に進む生徒に必要な資質・能力の育成を図っている。

また、探究に必要な力を基礎から養うことを目標に、これからの時代に必要となる教養を学ぶ科目を設置し、教科横断的な学習を実現し、大学との高度な連携に基づく教育を行っている。その一つに、第 3 学年において附属高校に在籍しながら科目等履修生として県立大学の講義を受講することができるコースを設定しており、コース履修者は 50 人を上限に県立大学に推薦で入学することが可能で、入学後は、附属高校在籍時に取得した単位を認定する制度も構築している。

### 3 県立大学の財務状況

#### (1) 財源構造

令和4年度の収入予算は1,123,284千円であるが、内訳は次の通りである。

項目	金額（千円）	内容
運営費交付金	278,182	県立大学の運営費を補助する目的で交付されるものであり、使途の内訳は特定されていない。
中期目標関連費補助金	368,155	中期目標の達成に向けて交付されるもので、要綱に基づいて使途の報告及び精算が発生する。附属高校の運営経費については、開校して間もなく、適正な経費額の算出が難しいことから、当該補助金を交付することで、実費額を措置することとしている。
奈良県立大学修学支援補助金	47,040	令和2年4月から開始された高等教育の修学支援新制度に伴う授業料、入学金の減免による収入減を補填するための補助金である。
高等学校等就学支援金	20,390	平成22年4月から開始された高等学校等における授業料の減免による収入減を補填するための補助金である。
授業料、入学金及び入学考査料収入	351,695	学生・生徒からの授業料、入学金及び入学検定の際の考査料の収入。
諸収入	47,122	公開講座の収入や財産貸付料の収入等。
受託研究収入	10,000	受託研究の実施による収入。
寄附金収入	700	寄附者からの寄附金収入。
合計	1,123,284	

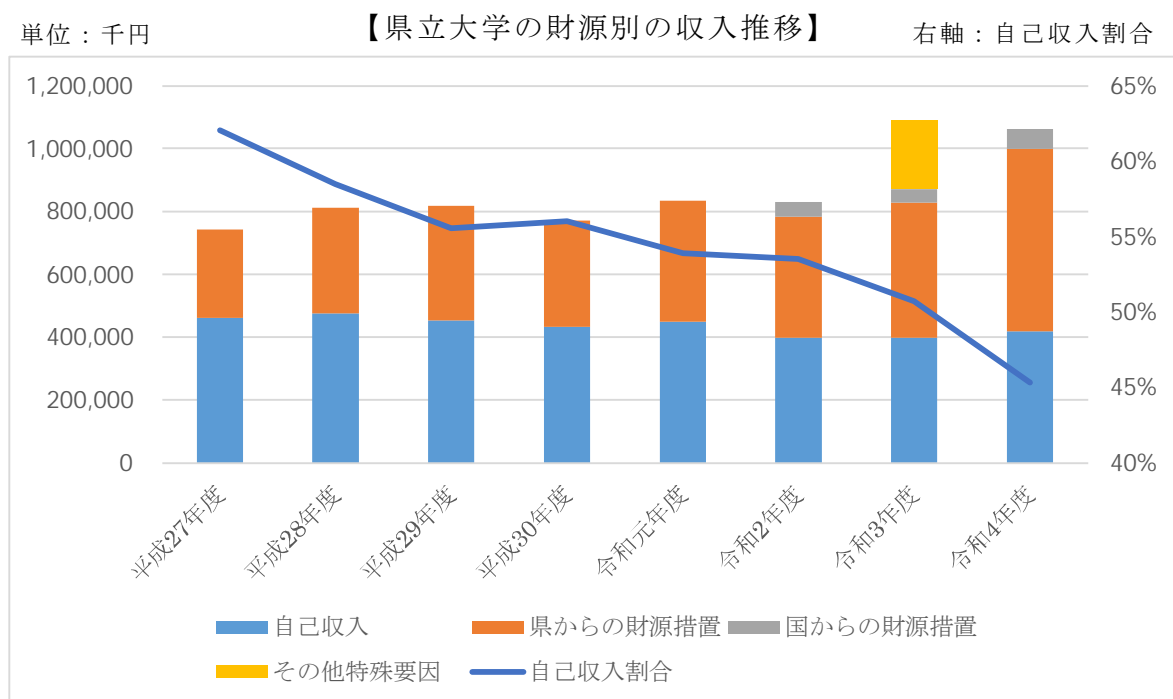
上記のうち、運営費交付金、中期目標関連費補助金、奈良県立大学修学支援補助金、高等学校等就学支援金が奈良県から予算措置されており、予算措置額は713,767千円と収入予算の64%を占めている。ただ、奈良県立大学修学支援補助金は、県立大学が減免した授業料相当額を奈良県が補助するが、同額を国が普通交付税として奈良県に交付するため、奈良県の実質的な財政負担はない。また、高等学校等就学支援金は、その全額が国庫を財源とする補助金のため、奈良県の実質的な財政負担はない。授業料、入学金及び入学考査料収入、諸収入、受託研究収入、寄附金収入は県立大学独自の自己収入であり、自己収入額は409,517千円と収入予算の36%を占めている。

一方、令和4年度の支出予算は収入予算と同額の1,123,284千円となっており、内訳は次の通りである。

項目	金額（千円）	内容
人件費	781,793	役員、教職員（非常勤含む）に対する給与、社会保険料等の支払額。
教育研究経費（寄附金経費を含む）	274,223	教育活動及び研究活動に伴って発生する経費の支払額。寄附金収入を財源に執行する経費も含まれる。
一般管理費	57,268	教育活動又は研究活動に直接関係しない、事務経費の支払額。
受託研究等経費	10,000	受託研究等で発生する経費の支払額。
合計	1,123,284	

人件費が支出予算の 69%を占めて最も多く、次に教育研究経費が 24%を占める。受託研究経費は、受託研究収入予算と同額で、他の経費とは別に予算を管理している。

県立大学が公立大学法人化されてから 8 年間の財源構造の推移は以下の通りである。



（出典：県立大学の決算報告書から監査人が作成）

（注）自己収入は、授業料、入学金及び入学考査料収入、諸収入、受託研究収入及び寄附金収入の合計。県からの財源措置は、運営費交付金及び中期目標関連費補助金。国からの財源措置は、奈良県立大学修学支援補助金及び高等学校等就学支援金の合計。その他特殊要因は前期中期目標期間からの繰越金。自己収入割合は、収入総額に占める自己収入及び国からの財源措置の収入合計の割合とした（ただし、令和3年度は収入総額からその他特殊要因を控除して算出している）。

令和3年度は、第2期中期目標期間の初年度にあたり、第1期中期目標期間で計上された積立金（利益剰余金）を過年度からの繰越収入予算として計上したことにより、収入総額が10億円を超過しているが、それまではおおむね8億円前後で推移していた。令和4年度は、附属高校の開校により関連予算が増加し、10億円超となった。なお、公立大学法人化以後、自己収入が横ばいの傾向の中、運営費総額は微増の傾向であったことから、自己収入の比率は低下している。さらに、令和4年度は、県からの財源措置を前提とした附属高校が開校したことにより、自己収入の比率は45%程度となった。

(2) 財務諸表

令和4年度の県立大学の財務諸表は以下のとおりである。

【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	1,998,633,606		
減価償却累計額	△ 181,711,285	1,816,922,321	
構築物	6,556,676		
減価償却累計額	△ 628,911	5,927,765	
機械装置	687,500		
減価償却累計額	△ 179,035	508,465	
工具器具備品	113,665,750		
減価償却累計額	△ 68,790,373	44,875,377	
図書		240,638,959	
美術品・收藏品		2,000,000	
有形固定資産合計		2,110,872,887	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		3,343,809	
無形固定資産合計		3,343,809	
固定資産合計			2,114,216,696
II 流動資産			
現金及び預金		265,188,144	
未収学生納付金収入		8,106,400	
徴収不能引当金		△ 618,400	7,488,000
その他未収金			22,753,456
前払費用			285,626
流動資産合計			295,715,226
資産合計			<u>2,409,931,922</u>



(単位：円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債 (注)			
資産見返補助金等	21,922,928		
資産見返物品受贈額	213,780,017	235,702,945	
長期リース債務		17,286,495	
固定負債合計			252,989,440
II 流動負債			
寄附金債務 (注)		1,717,729	
未払金		161,124,039	
未払消費税等		881,400	
短期リース債務		10,292,052	
前受金		1,077,856	
科学研究費助成事業等預り金		11,941,733	
預り金		48,388,288	
流動負債合計			235,423,097
負債合計			488,412,537
純資産の部			
I 資本金			
奈良県出資金		1,997,445,606	
資本金合計			1,997,445,606
II 資本剰余金			
資本剰余金		2,000,000	
減価償却相当累計額(一) (注)		△ 181,545,460	
資本剰余金合計			△ 179,545,460
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金 (注)		33,728,899	
教育・研究の質の向上及び			
組織運営の改善目的積立 (注)		24,077,090	
全			
積立金		3,173,990	
当期未処分利益		42,639,260	
(うち当期総利益)		(42,639,260)	
利益剰余金合計			103,619,239
純資産合計			1,921,519,385
負債純資産合計			2,409,931,922

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

【損益計算書】

(単位：円)

科 目	金	額
経常費用		
業務費		
教育経費	184,311,104	
研究経費	61,884,382	
教育研究支援経費	19,535,914	
受託研究費等	2,638,196	
受託事業費	10,629,921	
役員人件費	33,354,968	
教員人件費	507,184,825	
職員人件費	213,830,662	1,033,369,972
一般管理費		52,951,576
雑損		1,031,536
経常費用合計		1,087,353,084
経常収益		
運営費交付金収益 (注)		280,459,596
授業料収益 (注)		355,423,050
入学金収益 (注)		55,798,200
検定料収益		15,590,800
受託研究等収益 (注)		
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	2,500,000	2,500,000
受託事業等収益 (注)		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	5,616,674	
国又は地方公共団体以外からの受託事業等収益	9,233,615	14,850,289
補助金等収益 (注)		382,431,681
寄附金収益 (注)		2,271,848
資産見返負債戻入 (注)		
資産見返補助金等戻入	7,224,407	
資産見返物品受贈額戻入	1,066,456	8,290,863
雑益		
財産貸付料収益	1,140,797	
証明書手数料収益	90,500	
研究関連収入	4,122,000	
大学入試センター試験事業収益	3,454,312	
その他雑益	3,568,408	12,376,017
経常収益合計		1,129,992,344
経常利益		42,639,260
当期純利益		42,639,260
当期総利益		42,639,260

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

### 第3 奈良県営競輪事業について

#### 1 競輪事業を取り巻く環境

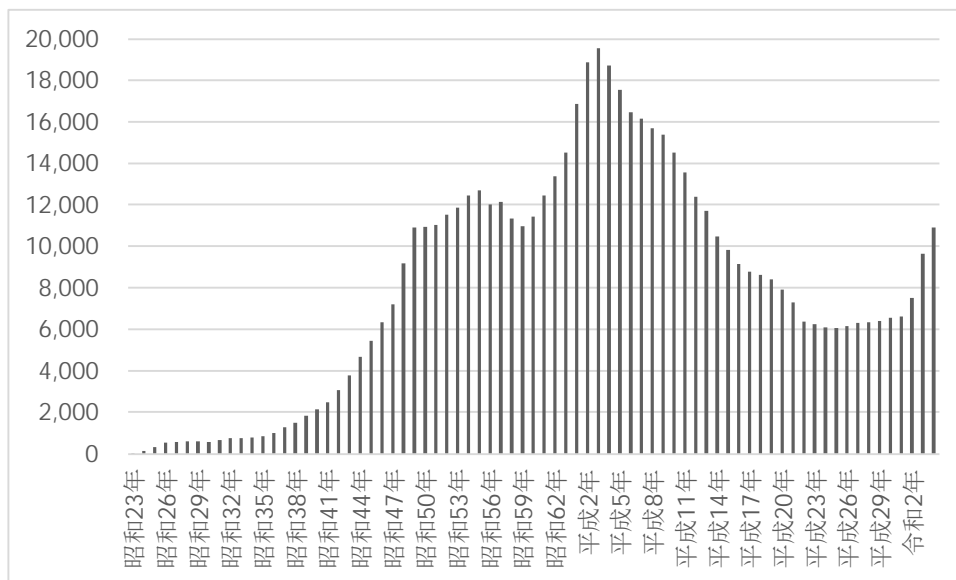
##### (1) 競輪事業の歴史

競輪は、昭和23年11月に小倉競輪が開催されたことに始まる。翌年には大宮競輪場で東日本初の競輪が開催され、昭和30年ごろには全国で競輪が開催されるようになり、昭和28年には全国の63か所に競輪場が開設された。昭和30年代以降も競輪は順調に発展を遂げ、昭和49年度には車券売上が1兆円を突破した。入場者数も、この年に4,602万人と過去最高を記録している。昭和50年代から入場者数は減少傾向になり車券売上也一時停滞するが、バブル崩壊後の平成3年度に1兆9,553億円と過去最高を記録した。

しかし、平成7年の阪神淡路大震災により一部の競輪場が被害を受けたり、娯楽の多様化や景気の低迷が影響し、平成15年度には車券売上高が1兆円を割り込み、平成25年度には平成以降最低の6,063億円にまで低下した。これは、ピーク時の31%の水準に落ち込んだことになる。また、入場者数は低下の一途をたどっており、200万人を下回る水準にまで落ち込んでいる。このような低迷を受け、平成14年度に西宮、甲子園、門司の3競輪場が廃止され、以降、花月園、大津びわこ、観音寺、一宮の競輪場が相次いで閉鎖されている。

【全国の競輪場の車券売上の推移】

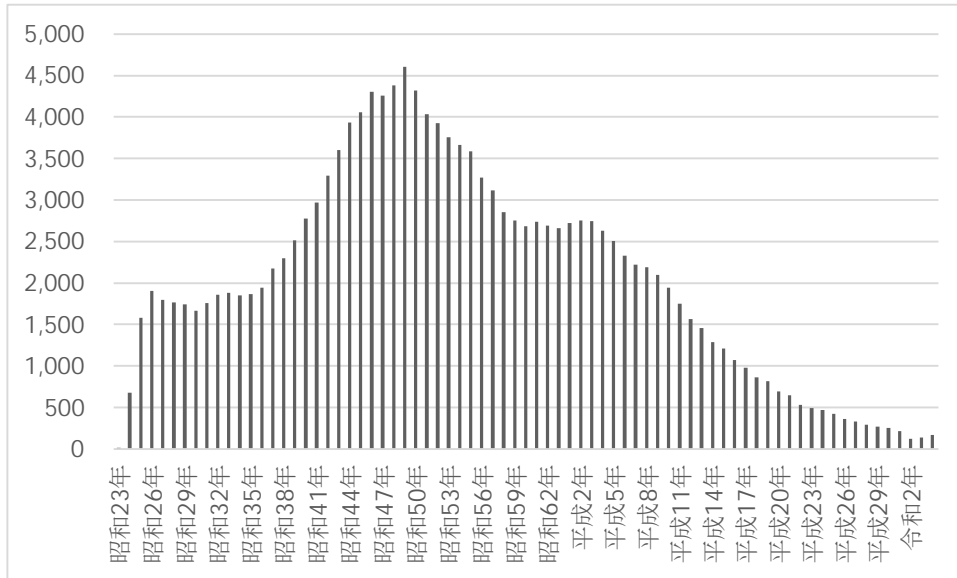
(単位：億円)



(出典：公益財団法人 JKA 「年度別車券売上高・入場者数」)

【全国の競輪場の入場者数の推移】

(単位：万人)



(出典：公益財団法人 JKA 「年度別車券売上高・入場者数」)

【全国の競輪場一覧 (43 競輪場)】

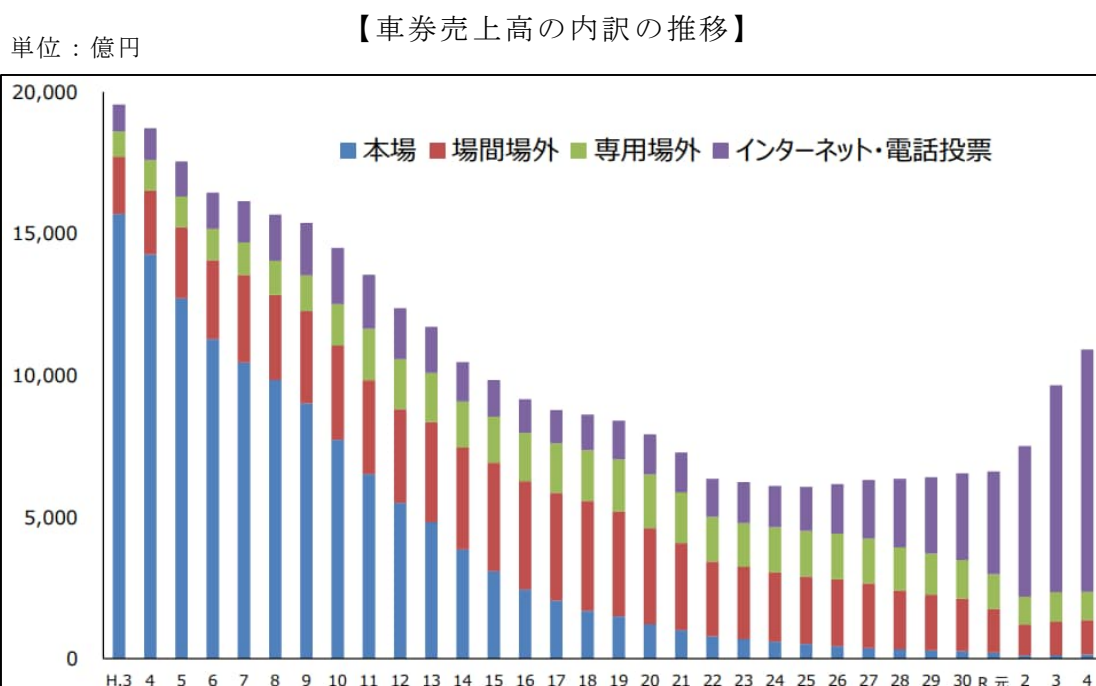
地区	競輪場		
北日本	函館	青森	いわき平
関東	弥彦	前橋	取手
	宇都宮	大宮	西武園
	京王閣	立川	
南関東	松戸	千葉	川崎
	平塚	小田原	伊東
	静岡		
中部	名古屋	岐阜	大垣
	豊橋	富山	松阪
	四日市		
近畿	福井	奈良	向日町
	和歌山	岸和田	
中国	玉野	広島	防府
四国	高松	小松島	高知
	松山		
九州	小倉	久留米	武雄
	佐世保	別府	熊本

## (2) コロナウイルス感染症の競輪事業への影響

上述の通り、車券売上高の低迷が続いていたが、平成 25 年度を底に歯止めがかかり、特に令和 2 年度から急回復した結果、令和 4 年度は 19 年ぶりに 1 兆円を突破した。これは、令和 2 年度からのコロナウイルス感染症の拡大による巣ごもり需要が影響したのではないかとされている。昭和 60 年に京王閣競輪場が電話投票を開始し、平成 13 年には、携帯電話やパソコンを使ってのインターネット投票が開始され、競輪場に足を運ぶことなく、自宅から投票が可能な仕組みが整っていたことが、巣ごもり需要を取り込んだ要因と考えられる。これらの電話投票、インターネット投票は、競輪公式投票 CTC が運営するシステムを通して行うが、民間事業者が運営するインターネット投票サイトも使用可能であり、CM やホームページを用いた積極的な広報宣伝活動が行われていることも、すそ野を広げた一因ではないかと考えられている。

また、在宅中にインターネット投票がしやすいよう、21 時頃から 23 時頃まで無観客で開催するミッドナイト競輪が平成 23 年に小倉競輪場で初めて開催され、全国的に開催されるようになった。これまで 15 時半頃から 20 時半頃にかけて有観客で実施するナイター競輪は実施していたが、それよりも遅めの時間設定とすることで、在宅者が投票しやすい仕組みを整備している。さらに、8 時半から 14 時にかけて有観客もしくは無観客で開催するモーニング競輪が平成 24 年に岸和田競輪場で初めて開催され、こちらも全国的に開催されている。遅い時間帯だけでなく、朝の時間帯もレースを開催することで、さらに投票しやすい仕組みを整備している。

上述のような取り組みやコロナウイルス感染症の巣ごもり需要を受け、以下のとおり、インターネット・電話投票による売上の増加が車券売上の急回復の大きな要因となっている。



(出典：経済産業省製造産業局車両室「競輪・オートレース業界の現状と課題」令和 5 年 5 月 24 日)

(注) 本場とは、レースを開催した競輪場で購入された車券売上をいう。場間場外とは、レースを開催した競輪場以外の競輪場で購入された車券売上をいう。自競輪場でレースが開催されておらずとも、他の競輪場で開催されているレースの車券を自競輪場で購入することが可能となっている。専用場外とは、競輪場以外で車券を購入することができる専用の施設で購入された車券売上をいう。インターネット・電話投票は、インターネット等で投票された車券売上をいう。

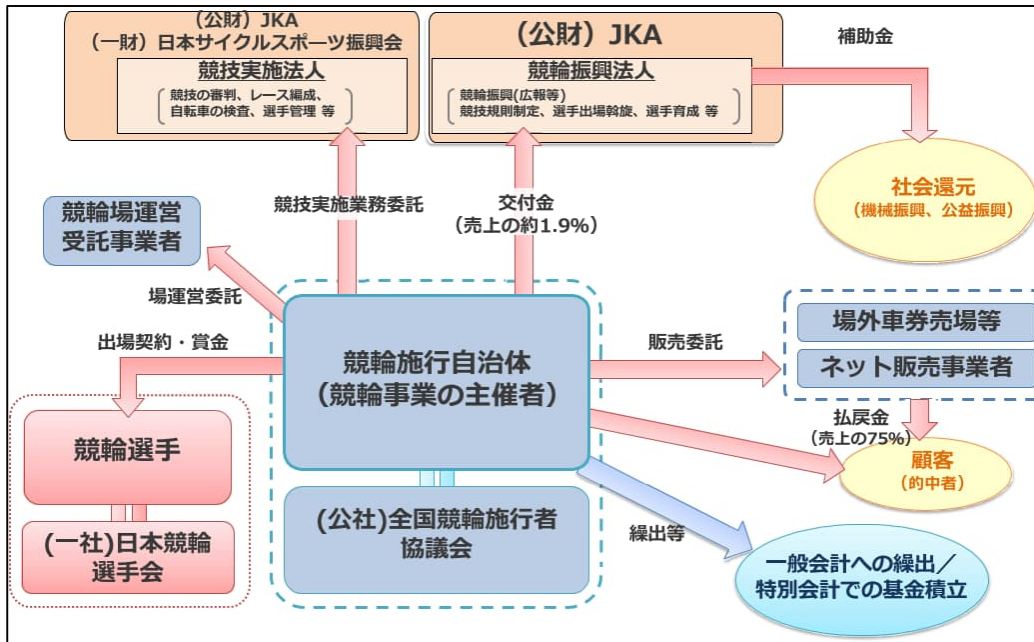
### (3) 競輪の運営方法

競輪は自転車競技法に基づいて運営され、自治体が主催者となる。監督官庁は経済産業省（製造産業局車両室）で、運営統括は公益財団法人 JKA（以下、「JKA」という。）となる。運営を補佐する団体として全国競輪施行者協議会、日本競輪選手会がある。これら JKA、全国競輪施行者協議会、日本競輪選手会の 3 団体により競輪最高会議が形成され、各年度末の最高会議において翌々年度の特別競輪開催地を決定している。

具体的には、競輪施行自治体は、競技実施法人である JKA に競技実施業務を委託し、JKA は競技の審判やレース編成等を行う。レースの車券売上については、売上金額の 75% が払戻金としての的中者に配分され、残り 25% から競輪選手への賞金の支払や販売委託に伴う委託料を支払い、競輪振興法人である JKA に対して、社会的課題の解決に取り組む活動を支援するための助成金の原資として売上の 1.9% の交付金の支払いを行う。そして、競輪場運営事業者への委託費や経費を差し引き、一般会計への繰出を行ったり、基金への積立を実施している。

なお、JKA については、競輪を統括していた日本自転車振興会（昭和 23 年に発足した自転車振興会連合会を昭和 32 年に継承し発足）の業務を平成 19 年に引き継いで発足した財団法人日本競輪財団（同年 10 月に財団法人日本自転車振興会に改称）が平成 20 年に改名した公益法人である。改名時に、オートレースを統括していた日本小型自動車振興会の業務を引き継ぎ、競輪とオートレースを統括する公益法人となった。また、平成 26 年には、競輪業務組織である日本自転車競技会と車両情報センターの両公益財団法人を統合して JKA が吸収合併したことにより、JKA は競技実施法人と競輪振興法人の両方の役割を持つ組織となった。

【競輪事業の運営体制】



(出典：経済産業省「競輪事業の運営体制」)

## 2 奈良競輪の概要

### (1) 会計

奈良県営競輪事業費特別会計

### (2) 競輪場の所在地

奈良県奈良市秋篠町 98

### (3) 沿革

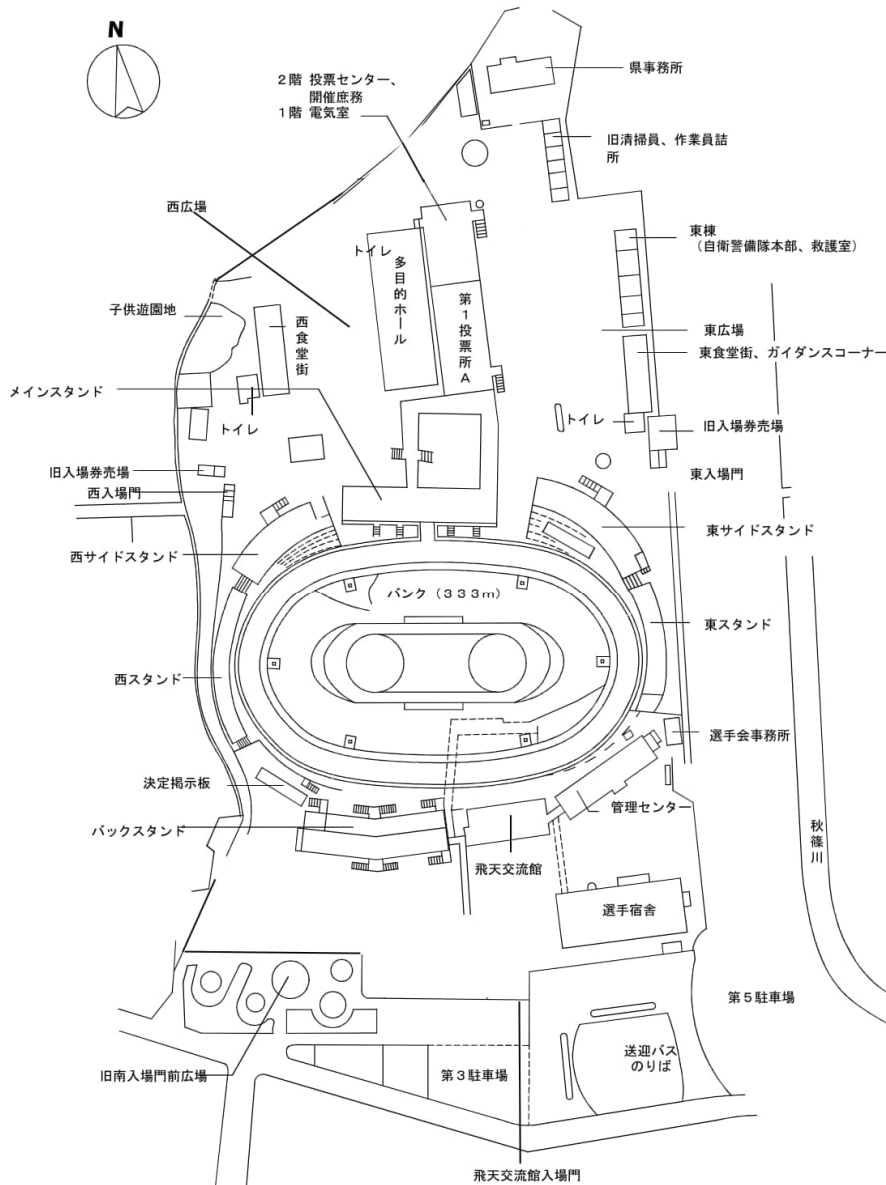
昭和 25 年	奈良競馬場の一角に開設
昭和 26 年	奈良市、大和高田市と一部事務組合を結成し運営
昭和 29 年	奈良競馬場が廃場
昭和 38 年	大和郡山市、桜井市、御所市が一部事務組合に加わる
昭和 40 年	現在のメインスタンドが完成
昭和 47 年	奈良市が一部事務組合から脱退
昭和 59 年	記念競輪（G3）として「春日賞争覇戦」を初開催
昭和 60 年	大和高田市、大和郡山市、桜井市、御所市が一部事務組合から脱退し、奈良県単独開催となる
平成 18 年	初の特別競輪となる第 5 回「西王座戦」を開催
平成 18 年	競輪の三連単史上最高額である 4,760,700 円の配当金が発生
平成 27 年	ミッドナイト競輪を初開催

### (4) バンクの情報

周長	333.33m
みなし直線距離	38.0m
センター部路面傾斜	33° 25' 47"
ホーム幅員	10.8m
バック幅員	7.8m
センター幅員	7.8m
最高上がりタイム	8.9 秒

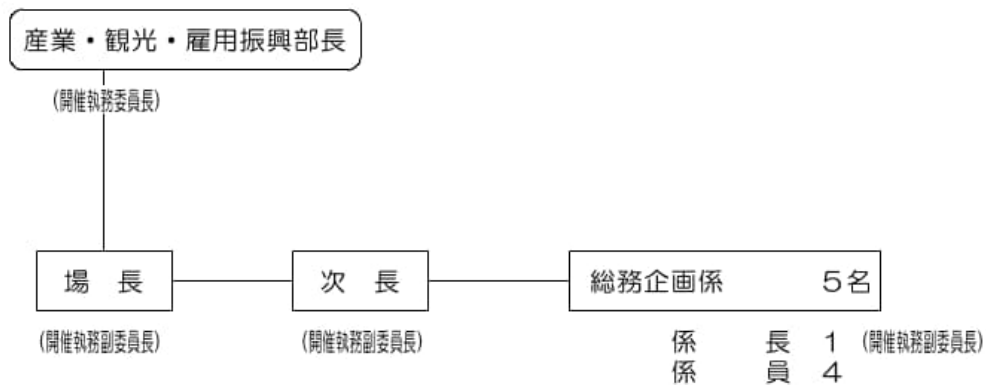


(5) 競輪場内図



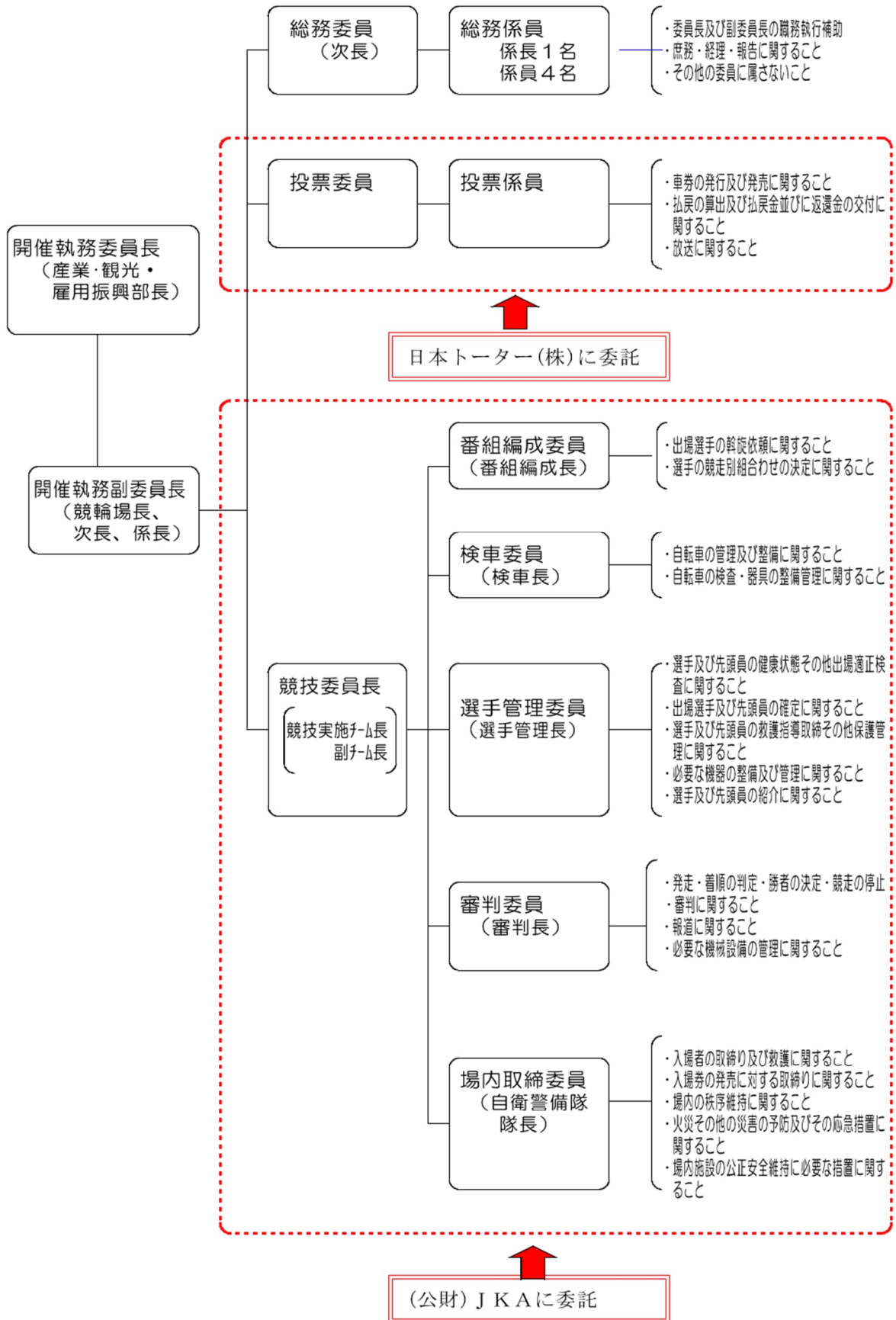
(出典：県提供「奈良競輪場見取図」)

(6) 組織図



(出典：県提供「組織図」)

(7) 開催執務体制



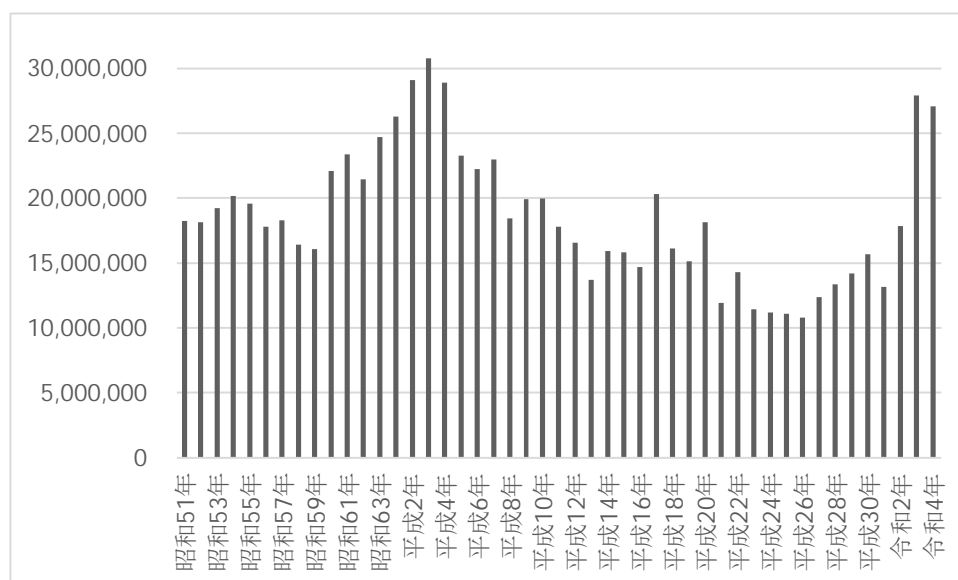
(出典：県提供「開催執務体制」)

### (8) 車券売上高の推移

昭和 51 年度以降の奈良競輪の車券売上高の推移は次のとおりである。全国の競輪場と同様に、平成 3 年度に過去最高の 307 億円の売上高を計上しており、当該年度が唯一、売上高が 300 億円を超えた年でもある。その後、車券売上高は減少し、平成 26 年度が最も少ない 107 億円（最盛期の 35%）にまで落ち込んだ。しかし、令和 3 年度、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の巣ごもり需要の影響もあり急回復し、令和 3 年度は最盛期の 90% の水準にまで回復している。全国の競輪場では、回復したと言えども令和 4 年度の車券売上高は最盛期の 55% にとどまっており、奈良競輪の回復状況には目を見張るものがある。

【奈良競輪の車券売上の推移】

(単位：千円)



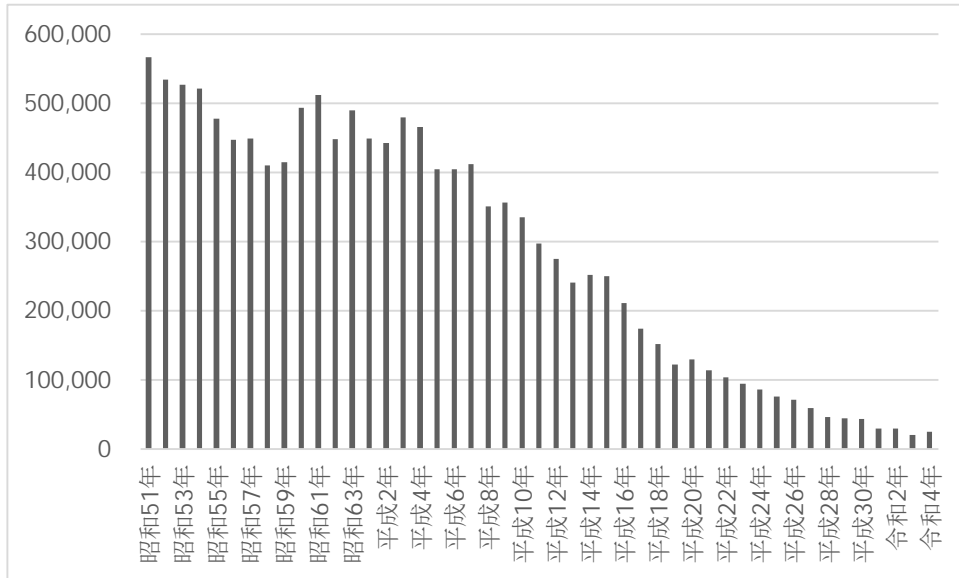
(出典：県提出車券売上の推移)

### (9) 入場者数の推移

昭和 51 年度以降の奈良競輪の入場者数の推移は次のとおりである。記録が残っている昭和 51 年度が 566 千人と最も多く、昭和 60 年代や平成初期に回復したものの、そこから継続して入場者数が減少している。新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛が叫ばれた令和 2 年度の入場者数は 19 千人にとどまり、昭和 51 年度の 3.5% の水準にまで落ち込んだ。新型コロナウイルス感染症の影響が低下した令和 4 年度は持ち直し、入場者数は 24 千人まで回復している。

### 【奈良競輪の入場者数の推移】

(単位：人)



(出典：県提出入場者数の推移)

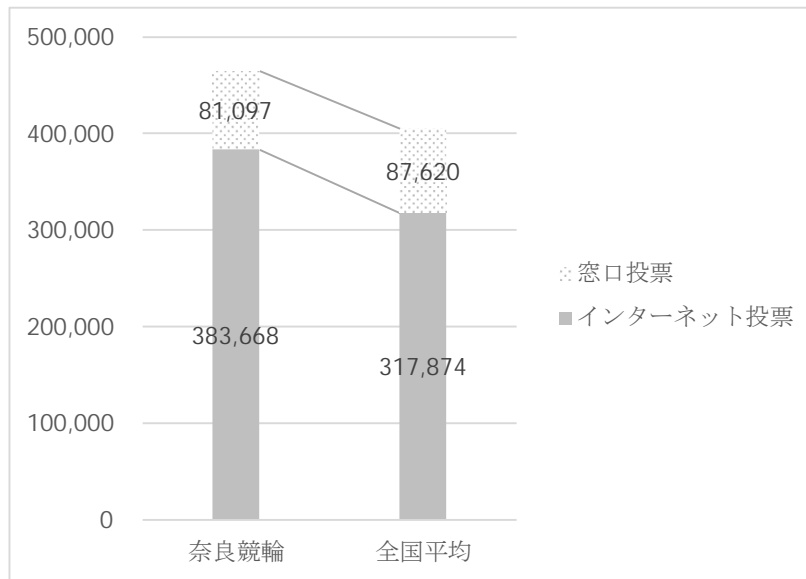
#### (10) 奈良競輪の特徴

全国の競輪場のバンクの周長は、333m (335m 含む)、400m、500m の3種類に大別される (なお、独自のレースを実施する千葉競輪場は周長 250m)。奈良競輪は最も短い 333m の周長のバンクを採用しているが、全国 43 競輪場のうち、333m の周長のバンクを採用しているのは 6 場にとどまり、400m の周長のバンクが大半を占める。UIC (国際自転車競技連合) より、世界選手権大会及びオリンピック競技大会を行う競技場の周長は 250m とする旨が規則で定められており、奈良競輪は国際規格に近いスピード重視の競輪場であるといえる。

令和 4 年度の車券売上高の状況を全国と比較すると、1 日平均の車券売上高は全国平均に比べて 14.6% も高く、インターネット投票による比率も高い。その理由として、自場でミッドナイト競輪が開催できるように施設や環境を整えていることにより、他場よりもミッドナイト競輪の開催割合が高い (全国 26.7%、奈良競輪 36.2%) ことや、インターネット投票の割合が高いモーニング競輪の開催を開始したことが影響しているものと推察されている。

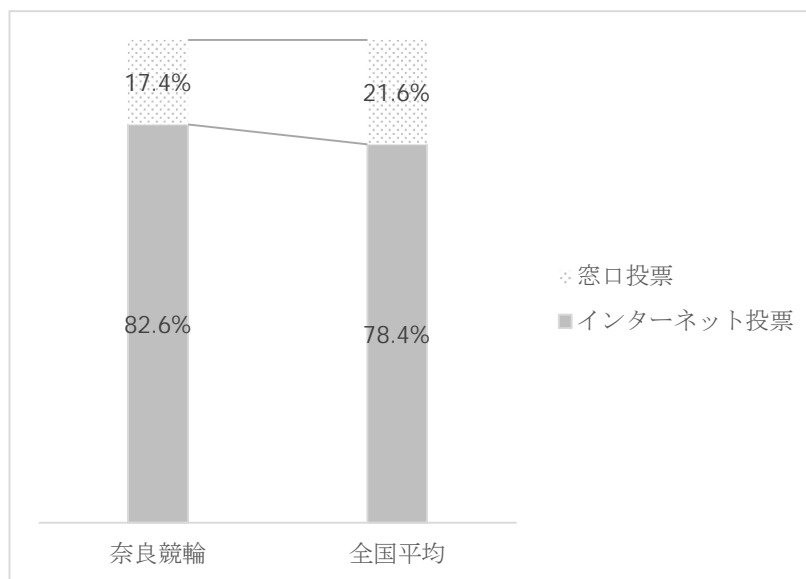
【令和4年度の奈良競輪と全国の競輪場の1日平均車券販売金の比較】

単位：千円



(出典：第23回奈良県営競輪あり方検討委員会資料)

【令和4年度の奈良競輪と全国の競輪場の投票割合の比較】



(出典：第23回奈良県営競輪あり方検討委員会資料)

### 3 奈良競輪の財務状況

#### (1) 歳入

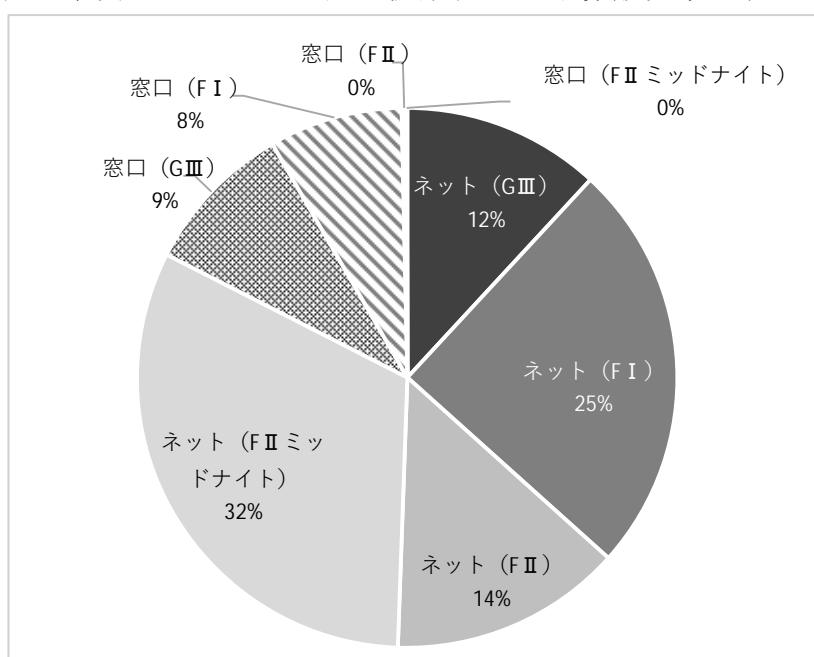
令和4年度の歳入は27,776,672千円であり、内訳は以下の通りである。

項目	金額（千円）
事業収入	27,107,110
うち、車券販売金	27,101,035
財産収入	87,065
諸収入・雑入	365,113
繰入金（基金取崩）	67,488
繰越金	149,894
歳入合計	27,776,672

（出典：競輪事業費特別会計 令和4年度予算決算対比表）

歳入の98%を車券販売額が占める。競輪レースは6つのグレードレースがあり、最高峰のGP（競輪グランプリ）、S級の選手のみが出場するGⅠ～GⅢ、S級選手とA級選手が出場するFⅠ、A級選手のみが出場するFⅡに分かれている。奈良競輪では、GⅢとして「春日賞争覇戦」が毎年2月に開催され、4日間で年間販売額の2割を占めている。FⅠ、FⅡはレース数が多いため、販売額も多くなっているが、平成27年より開始したミッドナイトレースが3割を占めるまでにいたっている。投票種別では、インターネット投票が全体の8割を占めるが、GⅢやFⅠでは、窓口投票がそれぞれ2,460,516千円、2,158,882千円と、一定規模を占めている。

#### 【令和4年度のグレード別及び投票種別の車券販売額に占める割合】



（出典：第23回奈良県営競輪あり方検討委員会資料）

注 ネットとはインターネット投票及び電話投票のことをいい、窓口とは窓口投票のことをいう。

次に、歳入の2%弱を占めるのがその他の収入で、他の競輪場の車券を奈良競輪で販売した際の手数料収入や、場内の施設貸付料収入が大半を占める。繰入金については、奈良競輪で積み立てた基金からの取り崩しを計上しており、一般会計からの繰入は一切行っていない。

## (2) 歳出

令和4年度の歳出は27,626,473千円であり、内訳は以下の通りである。

項目	金額 (千円)
車券払戻金	20,282,844
増収対策経費	3,184,471
交付金 (売上連動分)	1,021,607
包括委託	722,799
人件費	43,065
その他経費	977,651
施設整備費	67,488
競輪施設整備基金積立金	972,034
一般会計への繰出金	422,000
合計	27,626,473

(出典：競輪事業特別会計令和4年度予算決算対比表)

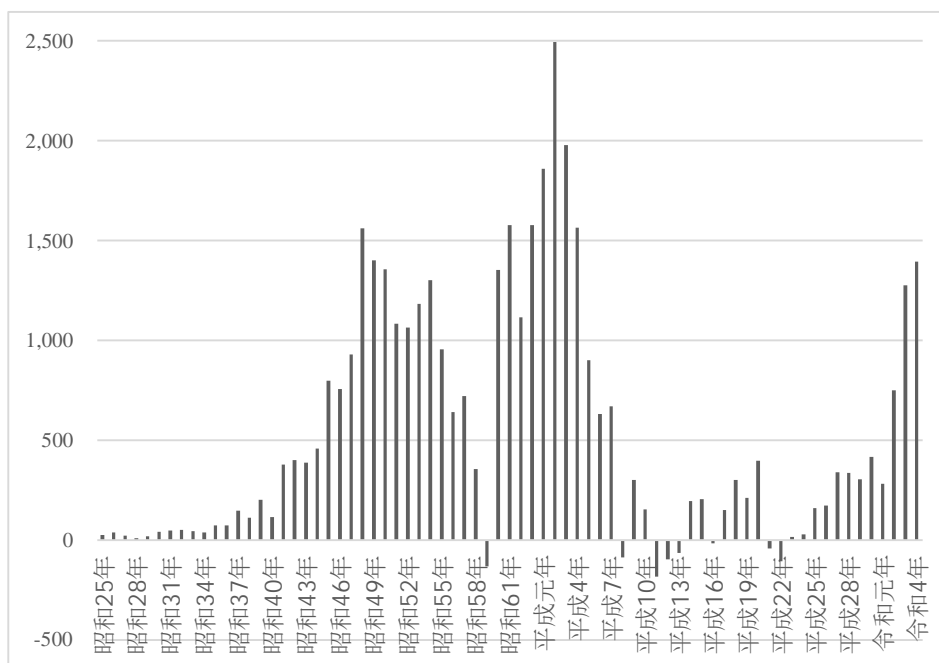
歳出の7割強を車券払戻金が占める。車券販売額の75%が払戻金となるため、車券販売額の増減によって歳出も変動する。車券払戻金以外では、場外での販売に対する委託費等である増収対策経費が1割強を占め、JKA等への交付金支出が続く。また、今後の施設整備に備え、昭和62年に奈良県営競輪施設整備基金条例を制定して歳入の一部を基金として積み立てており、令和4年度は10億円に近い額を積み立てている。その他、当該積み立てた基金を原資に施設整備費を67,488千円支出し、一般会計への繰出も422,000千円実施している。

(3) 決算

奈良競輪の単年度収支及び一般会計への繰出の状況は次の通りである。

【奈良競輪の単年度収支の推移】

単位：百万円

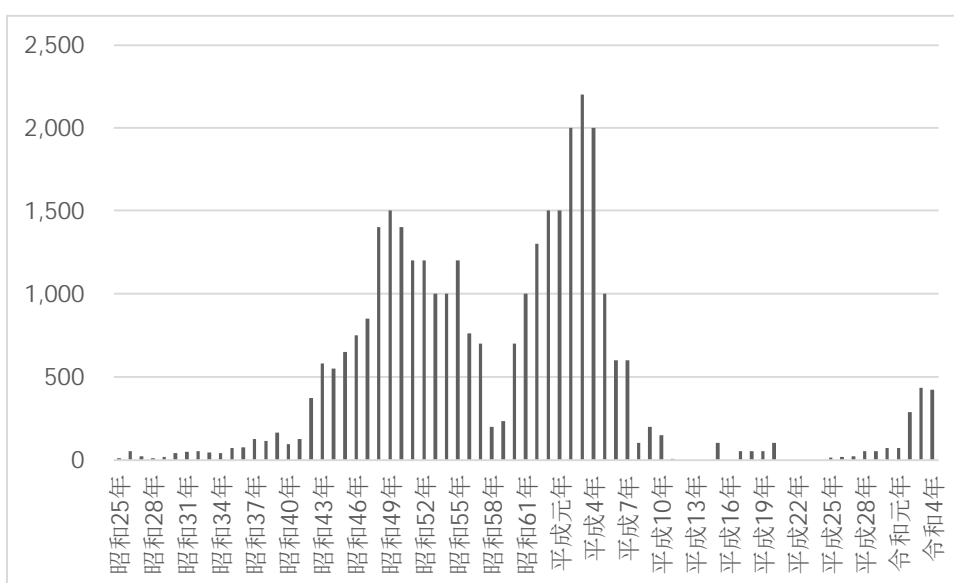


(出典：県提出「競輪事業の概況」)

注 単年度収支は、収入（前年度繰越除く）から支出（基金への積立金、一般会計への繰出金を除く）を控除したものである。

【奈良競輪の一般会計への繰出の推移】

単位：百万円



(出典：県提出一般会計への繰出金 決算状況の推移)



昭和 25 年の開設後、奈良競輪は順調な決算を続けていたが、平成 3 年度を頂点に車券販売が低迷し、平成 12 年度及び平成 13 年度、並びに平成 21 年度から平成 24 年度にかけては累積赤字を計上するにいたった。そのため、平成 24 年 9 月には第 1 回奈良県営競輪あり方検討委員会を開催し、存続の可否を検討するまでに収支は悪化した。その後、車券販売額は底を打ち、平成 25 年度に累積赤字は解消されている。そして、令和 2 年度以降は、好調なインターネット販売に支えられ、再び好調な決算状況となっている。なお、これまで、奈良競輪は一般会計に累計で 333 億円の繰出を行っており、奈良県の財政に大きく貢献してきたと言っても過言ではない。

## 第4 包括外部監査の結果及び意見（奈良県立大学）

### 1 結果及び意見の概要

#### （1）調査対象とした業務の概要

県立大学が実施している業務のうち、目標設定・業績評価、購買管理、固定資産・物品管理、外部資金管理、人事給与管理、収入管理、施設設備管理、情報システム管理の8つの業務を対象とした。県立大学は公立大学法人化され、県とは別の法人格を有した組織であることから、基本的に業務全般は県立大学で実施されている。したがって、監査の対象部署は県立大学が大半となっているが、一部、所管課である文化・教育・くらし創造部教育振興課 教育企画・政策研究係の業務も対象としている。

#### （2）結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	結果及び意見の内容
47	意見 1	卒業生の県内就職率が中期目標及び中期計画の実現目標に織り込まれていない。県が設置する大学である以上、卒業生の県内就職率は重要な目標指標であると考えられるため、実現目標に織り込むことが望まれる。
48	意見 2	卒業生の県内就職率が低迷しているため、他大学の事例を参考に、奨学費制度の創設や卒業生の分析を実施することが望ましい。
48	意見 3	中期目標及び中期計画で設定している実現目標がアウトプットのみとなっている項目があるため、アウトカムを意識した指標設定を行うことが望まれる。
50	意見 4	中期目標で実現目標として定めた「英語教育の強化」について、現状は、ネイティブ教員が英語の授業を担当したことを実績として評価しているのみだが、TOEFL ITP 団体試験の受験料の補助も行っていることから、当該試験の結果を活用し、学生の英語能力の向上を確認することが望ましい。
50	意見 5	中期目標で実現目標として定めた「教育の質保証」について、FD研修（ファカルティ・ディベロップメントと呼ばれる教員研修）やセミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催しているが、参加者へのアンケートが未実施であったり、アンケートを実施しても回収後に分析が行われていない。アンケートを実施し分析することで、今後の研修等の内容を改善させていくことが望ましい。
51	意見 6	中期目標期間終了時に計上されている積立金のうち、県立大学の経営努力によって発生したと県が認定した金額は全額を翌中期目

頁	区分	結果及び意見の内容
		標期間に繰越すことが可能とするルールを定めているが、今後の用途等を確認し、必要以上に県立大学に資金が留保されないように慎重に判断することが望ましい。
58	結果 1	業務の一部を再委託しているが、再委託の承認が口頭にとどまり、承認するにいたった判断過程が残されていない。口頭での承認は証跡が残らないため、書面で承認証跡を残し、また、承認の判断過程も残す必要がある。
59	意見 7	エレベーター等の点検業務を単年度契約により締結しているが、昨今の物価上昇の状況に鑑み、価格上昇リスクを考慮し、複数年契約の締結を検討することが望ましい。
60	結果 2	研究費の支出契約伺に記載する支出理由の内容が不十分で、支出対象の経費なのか支出契約伺のみでは判別できない事例が散見された。支出契約伺には、承認者が支出の内容を十分に把握できる程度に詳細に記載する必要がある。
62	結果 3	教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、事前に理由書を提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく理由書を提出させる必要がある。
63	意見 8	教員が研究費を執行する際に、電子マネーや QR コード決済での支払の可否が明確化されていない。これらの決済手段は、実質的にポイントの現金化につながるおそれがあることから、使用を禁止することが望ましい。
64	結果 4	教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、事後的にカード利用明細書のコピーを提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく提出させる必要がある。
65	結果 5	教員の出張報告について、学内ルールに沿ったタイミングで実施されていない事例が散見された。学内ルールに従い、出張報告を実施する必要がある。
65	意見 9	旅費交通費の精算頻度が 3 ヶ月に一度となっているため、予算の残高が適時に更新されない状況となっている。予算残高をタイムリーに把握するためにも、旅費交通費の精算頻度を増やすことが望ましい。
66	意見 10	教職員が出張する際、前後泊が可能か否かの明確な基準がないため、個人的な判断により前後泊代等を経費として支出するケースと支出しないケースが発生する可能性があることから、明確な基準を規定することが望まれる。
73	結果 6	ソフトウェアとして無形固定資産に計上すべき PC ソフトが消耗

頁	区分	結果及び意見の内容
		品費として計上されている。固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。
74	結果 7	重要物品として処理すべきウェブカメラが消耗品として処理されている。固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として処理する必要がある。
75	結果 8	重要物品について、固定資産管理規程によると毎事業年度に一度実査を行う必要があるが、令和4年度は実施されていない。規程に従い、実査を実施する必要がある。
75	意見 11	重要物品の実査の頻度が、固定資産管理規程と学内で定めている研究費のルールとで整合していない。両者を整合させることが望ましい。
75	結果 9	図書の除却時の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。
76	結果 10	図書台帳に購入財源が登録されていないため、図書を除却する際に会計処理を誤る可能性がある。速やかに購入財源を登録する必要がある。
77	結果 11	図書の蔵書点検が学内ルールに沿って実施されていなかった。学内ルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。
78	意見 12	教員が研究費予算で購入した図書については、消耗品として扱うため図書台帳に登録せず、また、現物管理も実施していない。最低限、公立大学法人化前と同様に、奈良県規則で物品管理すべきとされた図書（2万円以上）は、図書台帳に登録して現物管理を実施することが望ましい。
79	結果 12	教員への機器の貸し出し管理が適切に実施されておらず、一部の機器の紛失事案が発生している。機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。
82	意見 13	プロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない。また、確定登録漏れにより支出処理ができない状況となっていたプロジェクトや、事業期間が終了しているにも関わらず残存しているプロジェクトがある。会計上の残高はプロジェクト収支簿を使用せずに管理し誤りはなかったが、業務の効率化を考慮し、最適な管理方法を検討することが望ましい。
83	意見 14	教員が研究費の執行を管理している財務会計システムにアクセスできないため、研究費の執行状況を確認するためには事務職員に問い合わせる必要がある。教員に同システムへのアクセス権を付与して教員個人が執行状況を確認する方法も考えられることから、最適な執行管理の方法を検討することが望ましい。
84	意見 15	寄附申込書において希望する教員がない場合、使途不特定寄附

頁	区分	結果及び意見の内容
		金として寄附金収益を計上しているが、このような寄附については、教育研究支援基金に組み入れ、長期的な視点で有効活用することが望ましい。
85	結果 13	教員が科学研究費補助金で購入した物品について、県立大学に対して寄附申込書を提出しているものの、寄附の会計処理を実施していなかった。現物寄附の処理を実施する必要がある。
86	結果 14	現物寄附を受け入れた際の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。
90	結果 15	教員に対して適用している専門業務型裁量労働制度について、適用条件を満たしているかの確認が不十分と考えられたため、適切に確認する必要がある。
91	結果 16	教員が休日に出勤した際の割増賃金が不支給となっている事案があったため、教員の勤怠管理を適切に実施する必要がある。
92	結果 17	教員は、振替休暇や代休を取得する際に「振替休日・代休休日依頼書」を提出することとなっているが、依頼書と勤務実態が整合していない事例や、依頼書を提出せずに休暇を取得している事例がある。学内ルールに従い、もれなく依頼書を提出するとともに、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。
92	意見 16	職員の労働時間について、タイムカードによる打刻時間との整合性は確認しているものの、PC のログとの整合性は確認していない。タイムカードによる打刻時間は操作可能であることから、操作が難しい PC のログとの整合性も確認することが望ましい。
93	結果 18	学生アルバイト（教員の補助）に対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法に従い、労働条件通知書等を作成する必要がある。
97	結果 19	現金収入について、収納金額の網羅性が担保されているか検証ができない状況となっている。収納金額の網羅性が担保されるような領収書の管理体制を構築する必要がある。
101	意見 17	平成 28 年度に策定した基本計画で見込んだ事業費と実際の事業費が乖離している。今後の整備費用を適切に把握するためにも、基本計画を定期的に更新し、実行可能性を含めて継続的に検討することが望まれる。
102	意見 18	附属高校の施設整備計画が存在しないため、大学と同じく、施設整備計画を策定することが望まれる。
103	意見 19	財務会計システム、人事給与システム及び図書館システムについて、システムの稼働とバックアップを県立大学敷地内のサーバーで実施している。地震や火災等の災害の発生可能性を考慮し、バックアップ方法を検討することが望ましい。

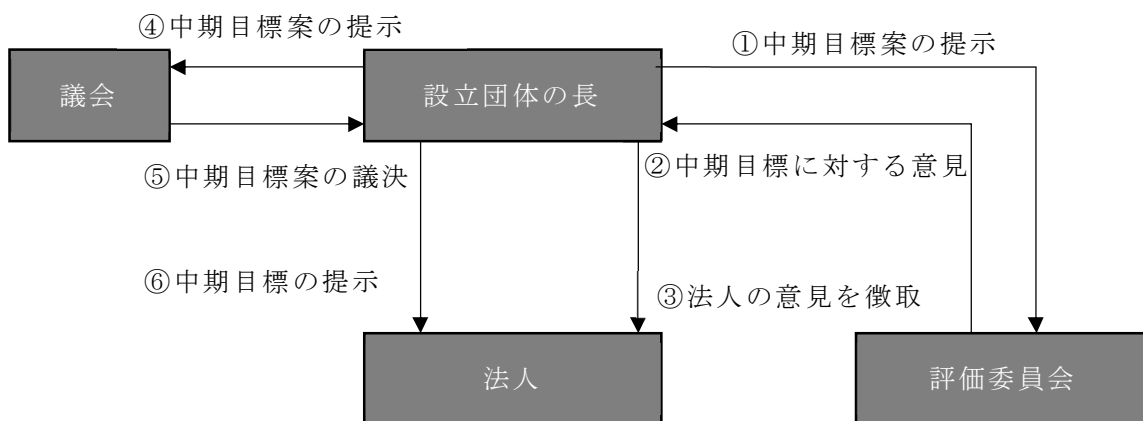
## 2 目標設定・業績評価

### (1) 概要

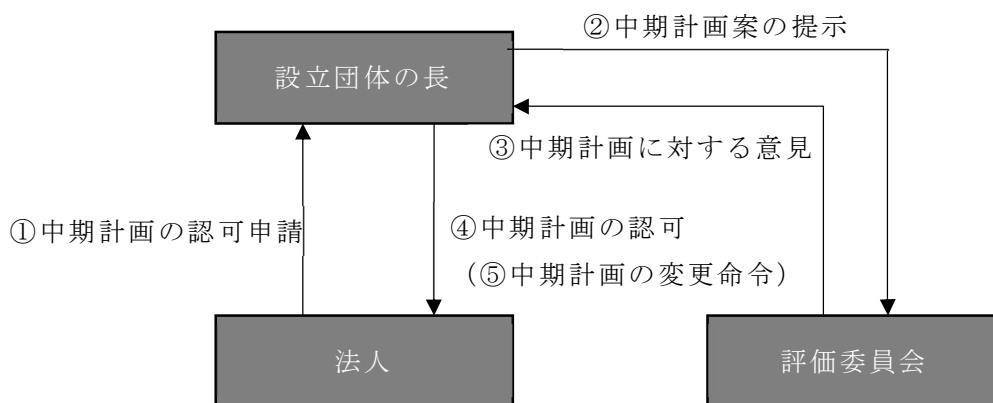
#### ① 公立大学法人の目標設定・業績評価

公立大学法人では、中期目標、中期計画、年度計画に基づき、計画的に業務を運営する仕組みが構築されている。すなわち、設立団体が中期目標を定め、法人は中期目標を達成するために中期計画を策定し、年度ごとに年度計画を策定する。そして、中期目標、中期計画、年度計画に基づいて評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告することにより業務を改善するという、PDCA サイクルを確立している。

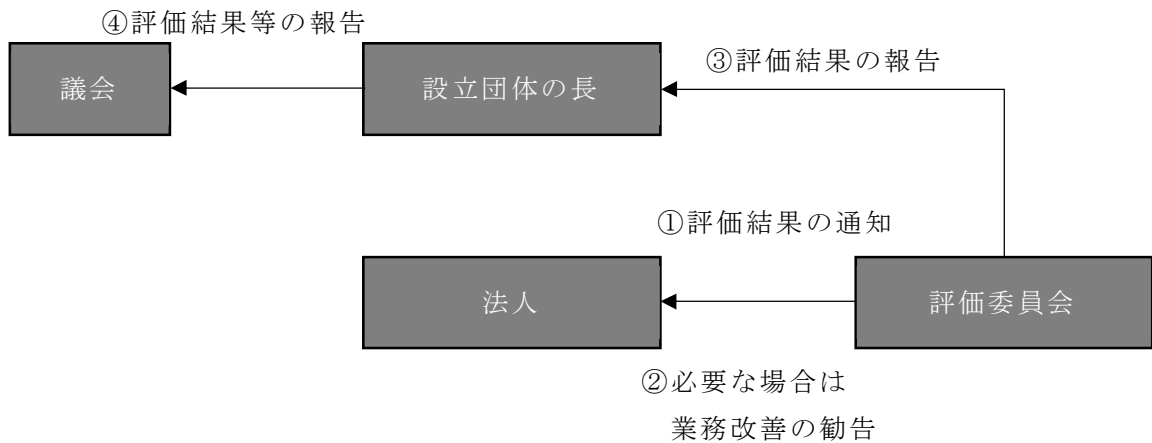
#### 【中期目標の設定に際して必要な手続】



#### 【中期計画の認可に際して必要な手続】



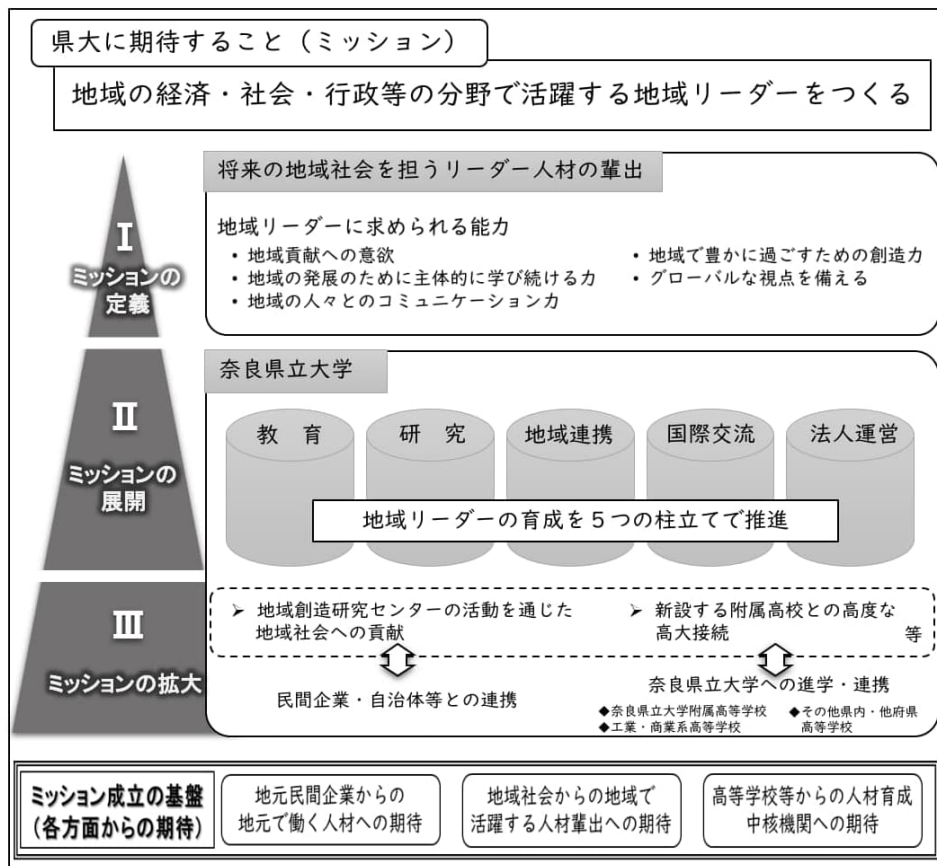
【毎事業年度終了後及び中期目標期間終了時の業績評価に際して必要な手続】



② 県立大学の中期目標・中期計画

県立大学では、令和3年度から第2期中期目標期間が開始している。中期目標期間は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条第1項に基づき6年間と定められているため、第2期中期目標期間は令和3年度から令和8年度までとなる。第2期中期目標期間では、県は「地域の経済・社会・行政等の分野で活躍する地域リーダーをつくる」というミッションを県立大学に課し、「教育」「研究」「地域連携」「国際交流」「法人運営」の5つの柱立てで具体的な目標を定めている。

【県立大学の第2期中期目標の基本的な考え方】



（出典：県立大学第2期中期目標（令和4年12月15日変更））

上記に従い、各項目について、14項目の価値目標、52項目の実現目標を設定し、各実現目標について成果指標を設定している。

	価値目標	実現目標	指標
I 教育	価値目標 1 教育内容の 充実	(1) ゼミ活動の充実により、主体性や協働する力の涵養	定性的目標
		(2) AL（アクティブ・ラーニング）やPBL（課題解決型学習）の実施	令和8年度 400件
		(3) 語学教育プログラムの開発と実践	定性的目標
		(4) 英語教育の強化	定性的目標
		(5) 教養教育の体系化とそれに基づくリベラルアーツ科目の配置	定性的目標
		(6) 入学定員増に向けた教育体制の充実	定性的目標
		(7) 大学院設置に向けた検討	定性的目標
	価値目標 2 教育の質保証	(1) FD研修の充実	定性的目標
		(2) 教員の任用制度の多様化とその活用	定性的目標
		(3) 教員の多面的評価の実施	定性的目標
		(4) 教学IR機能の充実	定性的目標
		(5) 学修成果を可視化する手法の検討と実施	定性的目標
	価値目標 3 学習環境及び教育環境の充実	(1) 学習、成績に関する相談体制の充実	定性的目標
		(2) メンタルヘルスやハラスメントなどの相談体制の充実	定性的目標
		(3) 就職希望者の就職率	期間毎年度 国公立大学の 平均値以上
		(4) インターンシップ等の就業体験の充実	定性的目標
		(5) キャリア教育の体系化	定性的目標
		(6) 新たな大学整備計画に基づく施設整備の推進	定性的目標
		(7) 多様な学生のニーズに応える修学環境の改善	定性的目標
		(8) 学内ICT環境の整備	定性的目標
		(9) 学習支援機能等を拡充した附属図書館の整備	定性的目標
	価値目標 4 附属高校の教育の充実と高大接続の推進	(1) ICTの活用や、反転学習を前提としたALの充実などによる主体的な学びの推進	定性的目標
		(2) 課題探究型の学びを支える高校・大学教員連携体制の推進	定性的目標



	価値目標	実現目標	指標	
II 研究	価値目標 1 研究力の向上	(1) 研究成果の論文公表	期間毎年度 公表数 30 編	
		(2) 研究成果の学会発表	期間毎年度 国内発表 30 件 海外発表 3 件	
		(3) 共同研究、受託研究等の実施	期間毎年度 実施件数 10 件	
		(4) 教員の多面的評価の実施（再掲）	定性的目標	
	価値目標 2 研究推進体制の充実	(1) 科学研究費補助金の申請促進	令和 8 年度 申請者率 90%以上	
		(2) URA（リサーチ・アドミニストレーター）の活用等による研究支援体制の充実	定性的目標	
III 地域 連携	価値目標 1 地域のステークホルダーとの関係構築	(1) 産学公民各団体との連携事業の推進	令和 8 年度 目標 連携数 40 件	
		(2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の開催	令和 8 年度 目標 開催件数 6 件	
		(3) 高大連携事業の充実	期間毎年度 連携数 8 件	
	価値目標 2 地域のシンクタンクとしての機能充実	(1) 地域創造に関する研究の件数	期間毎年度 10 件	
		(2) 地域創造研究センターと URA 機能の充実	定性的目標	
		(3) 地域創造研究センターの活動・成果の教育への還元	定性的目標	
	価値目標 3 学び直しの機会の提供	(1) 奈良県立大学シニアカレッジの継続実施	定性的目標	
		(2) 出前講義等の充実	令和 8 年度 目標 実施件数 50 件	
	IV 国際 交流	価値目標 1 海外の大学との研究・教育交流の充実	(1) 留学生の受入と派遣数	期間毎年度 受入数 10 人 派遣数 30 人
			(2) 多様な留学機会の提供とサポート体制の充実	定性的目標
(3) 国際セミナー、シンポジウム、研究会等の開催			期間毎年度 開催回数 2 回	

	価値目標	実現目標	指標
V 法人 運営	価値目標 1 ガバナンス 体制の充実	(1) コンプライアンス体制の強化	定性的目標
		(2) 自己点検評価や外部評価等を踏まえた 業務運営の実施	定性的目標
		(3) 学長裁量経費の効果的な活用	定性的目標
		(4) 教育、研究、法人運営等に係る情報公 開の推進	定性的目標
		(5) 監事監査及び内部監査の継続実施	定性的目標
	価値目標 2 健全で安定 的な法人運 営	(1) 経済性、効率性、有効性を踏まえた財 務運営	定性的目標
		(2) 目的積立金の効果的な活用	定性的目標
		(3) 寄付金、外部資金等の自主財源の確保	期間中年平均 12,000 千円
	価値目標 3 働き方改革 の推進	(1) 計画的な事業実施や人事制度改善の推進	定性的目標
		(2) システム化や外部委託の促進による業 務の効率化	定性的目標
		(3) SD 研修等の実施	期間毎年度 回数 2 回 受講率 70%
	価値目標 4 情報発信の 推進	(1) メディアへの発信と波及	令和 8 年度 目標 発信 30 件 報道 100 件

(出典：県立大学第 2 期中期目標（令和 4 年 12 月 15 日変更）)

県立大学が策定する中期計画についても、基本的に中期目標と同様の価値目標及び実現目標並びに成果指標を設定している。他の公立大学法人では、中期目標には最低限の成果指標のみを織り込み、中期計画に具体的な成果指標を織り込む事例が多く、中期目標に具体的な指標を織り込むのは県独自の取り組みであるといえる。これは、県立大学に対し、成果指標に責任を持たせるという県の強い意識の表れではないかといえる。

### ③ 県立大学の令和 4 年度の業務実績等の評価

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項に基づき、県立大学の令和 4 年度の業務の実績等の評価は、奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会が実施しており、令和 4 年度の業務実績等の評価は令和 5 年 8 月に実施されている。評価については、大項目は V～I の 5 段階で実施され、小項目は SABC の 4 段階で実施している。各項目別の評価は以下のとおりであった。

【令和4年度の県立大学の業務実績の評価】

	大項目評価	小項目評価数			
		S	A	B	C
I 教育	IV	0	21	1	0
II 研究	IV	1	9	0	0
III 地域連携	IV	0	9	0	0
IV 国際交流	IV	1	4	0	0
V 法人運営	IV	2	16	0	0

(出典：令和4年度公立大学法人奈良県立大学の業績に関する評価結果)

④ 経営努力認定

毎事業年度終了後、県立大学の決算で生じた利益については、地方独立行政法人法第40条3項の規定により、県が県立大学の経営努力で発生した利益か否かを判定し（これを「経営努力認定」という。）、経営努力として認定された金額については、翌事業年度以降に中期計画で定めた使途に充当することが可能となっている。この経営努力認定について、県立大学では以下のとおりのルールを設けている。

経営努力として認める額

- ・ 寄付金、受託事業費の間接経費、科学研究費補助金の間接経費による利益
- ・ 県立大学の大学運営に必要となる「経常的な金額」として交付する運営費交付金の残余

第1期中期目標期間中は、「寄付金、受託事業費の間接経費、科学研究費補助金の間接経費による利益」のみを経営努力として認めていた。これは、第1期中期目標期間中は、収入見込みと支出見込みから収支不足分を運営費交付金として交付する方法を採用していたため、県立大学で効率的な運営を実施したことにより利益が生じたのか、単に予算要求が過大であったのかが判別できず、県立大学の経営努力として認定することが難しかったためである。一方、第2期中期目標期間では、運営費交付金について、普通地方交付税の基準財政需要額の算定基準や他の公立大学の状況を参考に、県立大学の運営に必要な金額の理論値を算出して交付する方式に変更したため、運営費交付金の残余は県立大学が効率的に運営した結果で生じたものであると考え、経営努力認定の対象とすることとなった。

なお、地方独立行政法人法第40条第4項及び第5項により、中期目標期間終了時に計上されている積立金については、県の承認を受けた額については翌中期目標期間の業務の財源に充てるために繰越すことが可能だが、承認を受けなかった額は県に納付する必要がある。県立大学では、第1期中期目標期間終了時に計上されていた積立金251,671千円のうち、第2期中期目標期間に繰越した積立金は33,728千円であり、残りの217,942千円は県に納付している。繰越した積立金に

については、第 1 期中期目標期間中に県立大学の経営努力によって積立てた金額の全額となっており、現在進行中の第 2 期中期目標期間の終了時においても、同様の方法で繰越額を算出するルールとなっている。

## (2) 監査手続

第 2 期中期目標及び中期計画の策定に関する検討会議の議事録の閲覧等を通じ、価値目標及び実現目標や成果指標に県の考え方がどのように反映されているのか、成果指標の設定過程を確認した。また、中期目標の達成状況を確認するために、令和 4 年度の業務実績報告書を閲覧し、具体的な取り組み内容を担当課に確認した。さらに、毎事業年度の県立大学の利益に対する経営努力認定の状況や、中期目標期間の繰越のルール等について、担当課に確認した。

## (3) 結果及び意見

### 【意見 1】

卒業生の県内就職率が中期目標及び中期計画の実現目標に織り込まれていない。県が設置する大学である以上、卒業生の県内就職率は重要な目標指標であると考えられるため、実現目標に織り込むことが望まれる。

県が策定する第 2 期中期目標及び県立大学が策定する中期計画に、卒業生の県内就職率が目標指標として設定されていない。これは、県内就職率を目標設定することで、数値の上昇を図るために本来望まない学生に県内就職を迫ることのないように配慮しているためとのことである。しかし、県営の大学である以上、県内就職率は重要な目標指標であると考えられ、現に、他大学で目標指標に設定している事例は多数ある。したがって、過去の卒業生の調査や他大学の事例調査等を通じ、中期目標、中期計画に県内就職率を目標指標として設定することが望まれる。

なお、県立大学では、目標指標として設定はしていないものの、県内自治体等での独自のインターンシップの実施や、学生に対して県内に本社、事業所がある企業を積極的に紹介するなど、県内就職率の向上に繋がる取り組みを実施している。しかし、県内就職率を目標指標として設定しなければ、これらの県立大学の取り組みを県として評価することができない。また、県立大学の卒業生の県内就職率は 13.5%（令和 4 年度）にとどまっている。この要因の一つとして、県内に本社を置く企業が少ないことが考えられるとのことであり（例えば、令和 4 年度末時点の上場会社の本社数は 4 社と都道府県別では下位 8 県に属する）、県として卒業生の就職先となり得る企業の育成に努めるべきことは当然ではあるが、県立大学により踏み込んだ取り組みを促すことも重要であると考えられるため、県内就職率を実現目標に織り込むことを検討されたい。

## 【意見 2】

卒業生の県内就職率が低迷しているため、他大学の事例を参考に、奨学費制度の創設や卒業生の分析を実施することが望ましい。

意見 1 に記載の通り、さまざまな取り組みを実施しているものの、県立大学の卒業生の県内就職率が低迷している。

上述以外にも、他大学の事例を参考に、次のような取り組みを検討されたい。

- ・ 県内就職を視野に入れている学生に対して、県内就職することを条件とした返還不要の奨学費制度を創設し、他の都道府県に就職した場合は返還させる旨の規定を設けるなど、実効性を高めた制度設計とすることが考えられる。
- ・ 県内出身者と県外出身者の県内就職比率や、出身高校別の県内就職比率等を分析し、高校訪問（学生募集のために高等学校に出向き、生徒に大学案内を行うこと）の訪問先の選定に活かすことが考えられる。

## 【意見 3】

中期目標及び中期計画で設定している実現目標がアウトプットのみとなっている項目があるため、アウトカムを意識した指標設定を行うことが望まれる。

「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（令和 4 年 8 月 31 日、地方独立行政法人会計基準研究会）」の BC2.35 において、地方独立行政法人の目標策定及び評価については、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日策定）（以下、「指針」という。）を参考にしながら実施する旨が規定されている。

地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針

BC2.35 平成 26 年 9 月 2 日に「独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）」及び「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」が策定されたところであるが、地方独立行政法人においても、それらの指針を参考にしながら目標策定及び評価を適切に行っているところである

そして、指針において、中期目標等で設定する指標は、アウトプットに着目しつつ、できる限りアウトカムと関連させた目標とする旨が規定されている。指針では、アウトプット及びアウトカムについては、次のように定義されている。

アウトプット：研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

アウトカム：研究開発活動のアウトカム（国や社会に対する効果）とは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。

す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

例えば、次の実現目標については、アウトプットのみを指標として設定していると考えられることから、できる限りアウトカムを意識して実現目標を設定することが望まれる。

県立大学が設定している実現目標 (アウトプット)	考えられるアウトカム
<b>Ⅱ 研究</b>	
<b>価値目標 1 研究力の向上</b>	
(1) 研究成果の論文公表	研究成果をオンラインで掲載している「奈良県立大学リポジトリ」のダウンロード数等を指標として設定することが考えられる。
(2) 研究成果の学会発表	
(3) 共同研究、受託研究等の実施	
<b>Ⅲ 地域連携</b>	
<b>価値目標 1 地域のステークホルダーとの関係構築</b>	
(2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の開催	セミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催するだけでなく、参加者数やアンケート結果等を指標として設定することが考えられる。
<b>価値目標 3 学び直しの機会の提供</b>	
(2) 出前講義等の充実	講義の受講者数やアンケート結果等を設定することが考えられる。

なお、アウトカムを意識した指標を設定する際は、県立大学が社会に対してどのような影響を与えるかという視点、すなわち、社会的なインパクトという概念が非常に有用であると考えられるため、参考にされたい。

※社会的なインパクトとは

「短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム」と定義され、社会が大学に対して何を期待しているかという視点である。国立大学では、第4期中期目標期間における運営費交付金の算定にあたり、社会的なインパクトを創出するための取組を後押しする仕組みを導入している。

#### 【意見 4】

中期目標で実現目標として定めた「英語教育の強化」について、現状は、ネイティブ教員が英語の授業を担当したことを実績として評価しているのみだが、TOEFL ITP 団体試験の受験料の補助も行っていることから、当該試験の結果を活用し、学生の英語能力の向上を確認することが望ましい。

中期目標の「I 教育-価値目標 1 教育内容の充実- (4) 英語教育の強化」を達成するために、令和 4 年度の年度計画で「英語必修化や習熟度別クラスの導入等により英語教育を充実して実施する」と定め、取り組みを進めている。令和 4 年度の実績評価では、ネイティブ教員が英語の授業を担当したことをもって達成済と判断しているが、年度計画外の活動として、令和 4 年度は受験者 35 名のうち 1 年生初回受験者 22 名に対して TOEFL ITP 団体試験の受験料を補助し、受験を促す取り組みも実施しているため、受験前後での学生の点数の推移を把握し、英語教育の成果の測定に活用することが望ましい。

また、学生の英語能力の向上の観点からは、本来は、希望者のみではなく学生全員の受験を必須とすることが望ましい。成果測定とコストを比較考量の上、対応されたい。

#### 【意見 5】

中期目標で実現目標として定めた「教育の質保証」について、FD 研修（ファカルティ・ディベロップメントと呼ばれる教員研修）やセミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催しているが、参加者へのアンケートが未実施であったり、アンケートを実施しても回収後に分析が行われていない。アンケートを実施し分析することで、今後の研修等の内容を改善させていくことが望ましい。

中期目標の「I 教育-価値目標 2 教育の質保証- (1) FD 研修の充実」を達成するために、令和 4 年度の年度計画で「FD 研修などを通して教員の教育能力向上を図る」と定め、FD 研修会を 2 回実施した。しかし、参加者に対して研修実施後のアンケートを実施していなかった。

また、中期目標の「III 地域連携-価値目標 1 地域のステークホルダーとの関係構築- (2) セミナー、フォーラム、シンポジウム等の開催」を達成するために、令和 4 年度の年度計画で「教育研究を通じて社会的課題の共有と知的交流を深める」と定め、21 件のセミナー、フォーラム、シンポジウム等を開催した。しかし、参加者から事後的にアンケートを回収しているものの、アンケート結果の分析は実施していなかった。

研修等については、単に実施するだけでなく、事後的に振り返り、次回以降の内容を改善していく必要がある。そのためには、参加者からの意見は非常に有用な情報であることから、研修等の実施後にアンケートを実施し、内容を分析することが望ましい。

## 【意見 6】

中期目標期間終了時に計上されている積立金のうち、県立大学の経営努力によって発生したと県が認定した金額は全額を翌中期目標期間に繰越すことが可能とするルールを定めているが、今後の用途等を確認し、必要以上に県立大学に資金が留保されることがないように慎重に判断することが望ましい。

地方独立行政法人法第 40 条第 4 項及び第 5 項により、中期目標期間終了時に計上されている積立金のうち、県の承認を受けた額については翌中期目標期間の業務の財源に充てるために繰越すことが可能だが、承認を受けなかった額は県に納付する必要がある。県では、中期目標期間の終了時に計上されている積立金（県立大学の経営努力によって発生したと県が認定した金額に限る。）の全額を承認し、翌中期目標期間に繰越すことを可能とするルールを定めている。確かに、積立金の確保は県立大学の長期的な財務戦略の実行に極めて重要であり、積立金の全額の繰越を認めることは県立大学に経営努力を促すインセンティブとなる。しかし、この先、必要以上に県立大学に資金が留保されると、県全体としての資金の有効活用の点から問題がある。したがって、積立金の繰越額の承認にあたっては、今後の用途や翌中期目標期間の収支計画等も考慮し、慎重に判断することが望まれる。

### 地方独立行政法人法

#### 第 40 条

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。



### 3 購買管理

#### (1) 概要

##### ① 県立大学の購買取引の規模

県立大学の令和4年度の購買取引は以下のとおりである。

勘定科目	金額（千円）	内容
教育経費	177,342	県立大学の業務として学生等に対し行われる教育に要する経費を対象とする。
研究経費	61,884	県立大学の業務として行われる研究に要する経費を対象とする。
教育研究支援経費	13,717	附属図書館等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費を対象とする。
受託研究費等	2,638	受託研究の実施に要する経費を対象とする。
受託事業費	4,898	受託事業及び共同事業の実施に要する経費を対象とする。
一般管理費	43,340	県立大学全体の管理運営を行うために要する経費を対象とする。

(出典：令和4年度県立大学財務諸表（減価償却費を除く。))

これらの費用は、県立大学の費用全体の27.9%を占める。最も金額の大きい教育経費については、その3分の1近くを奨学費（65,976千円）が占め、次いで報酬・委託・手数料が51,390千円計上されている。研究経費、受託研究費等及び一般管理費においても報酬・委託・手数料が最も多く、教育研究支援経費は図書館関係の経費が計上されることから図書費が最も多くなっている。受託事業費については、消耗品費が最も多くなっている。

##### ② 購買業務の概要

###### ア 規程等

物品・役務等の購入により支出が生じる場合の事務処理については、公立大学法人奈良県立大学の契約の委任及び事務処理に関する内規（平成27年4月1日施行）（以下、「契約の委任等に関する内規」という。）に定めがある。売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務の取扱については、公立大学法人奈良県立大学会計規程（平成27年4月1日施行）（以下、「会計規程」という。）第4章及び公立大学法人奈良県立大学契約規則（平成27年4月1日施行）（以下、「県立大学契約規則」という。）に定めがある。また、研究費の事務処理については、「研

究費の執行について」(令和4年7月15日制定)という手引書によって別途定められている。

#### イ 契約の委任等に関する内規

契約の委任等に関する内規の支出に関する契約締結権限等の委任及び事務処理の決裁区分第3条によると、通常の支出の際には支出契約伺(様式第1号)、会計規程第20条に規定する前払を行う際には前払支出伺(様式第2号)、会計規程第20条に規定する仮払を行う際には仮払支出伺(様式第3号)、会計規程第21条に規定する立替払を行う際には立替払支出伺(様式第4-1号)により伺うものとする規定されている。

支出契約伺、前払支出伺、仮払支出伺及び立替払支出伺について、それぞれ以下の項目が記載事項となっている。

書類名	記載事項
支出契約伺	<契約時処理欄> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 支出契約金額</li> <li>・ 支出予算</li> <li>・ 支出の理由・内容</li> <li>・ 随意契約の理由(県立大学契約規則第19条第1項)</li> <li>・ 上記の具体的理由</li> <li>・ 起案年月日</li> <li>・ 決裁年月日</li> <li>・ 発注年月日</li> <li>・ 納入予定年月日</li> </ul> <納入検収時処理欄> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入年月日</li> <li>・ 支払予定年月日</li> </ul>
前払支出伺	<前払時処理欄> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 前払による支出金額</li> <li>・ 支出予算</li> <li>・ 支出の理由・内容</li> <li>・ 前払の理由(出納決算事務取扱要綱第14条第1項)</li> <li>・ 上記の具体的理由(随意契約の場合は随意契約理由も記載)</li> <li>・ 起案年月日</li> <li>・ 決裁年月日</li> <li>・ 支払予定年月日</li> </ul>

	<p>&lt; 検収時処理欄 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注年月日</li> <li>・ 検収年月日</li> </ul>
仮払支出伺	<p>&lt; 仮払時処理欄 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 仮払による支出金額</li> <li>・ 支出予算</li> <li>・ 支出の理由・内容</li> <li>・ 仮払の理由（出納決算事務取扱要綱第 15 条第 1 項）</li> <li>・ 上記の具体的理由（随意契約の場合は随意契約理由も記載）</li> <li>・ 起案年月日</li> <li>・ 決裁年月日</li> <li>・ 支払予定年月日</li> </ul> <p>&lt; 精算時処理欄 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注年月日</li> <li>・ 精算年月日</li> <li>・ 精算金額</li> <li>・ 差引追給（▲戻入）金額</li> </ul>
立替払支出伺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名</li> <li>・ 立替払をする者</li> <li>・ 立替払による支出金額</li> <li>・ 支出予算</li> <li>・ 支出の理由・内容</li> <li>・ 立替払の理由（出納決算事務取扱要綱第 16 条第 1 項第 2 号）</li> <li>・ 上記の具体的理由（随意契約の場合は随意契約理由も記載）</li> <li>・ 起案年月日</li> <li>・ 決裁年月日</li> <li>・ 発注年月日</li> <li>・ 納入予定年月日</li> </ul>

また、支出に係る伺いの決裁区分は下記のとおりとなっている。

区分	伺い決裁区分		契約締結権限等の所在	
	理事長	事務局長等※	理事長	事務局長等※
光熱水費	—	○	—	○
損害保険料	—	○	○	—
租税公課	—	○	○	—
退職手当以外の 人件費	—	○	○	—
退職手当	○	—	○	—
その他の支出	100万円以上	100万円未満	100万円以上	100万円未満

※事務局長、ユーラシア研究センター長、地域創造研究センター長及び附属高等学校長

#### ウ 売買、貸借、請負その他の契約

会計規程第 24 条によると、契約方法は原則、一般競争入札によることとされており、別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約若しくは競り売りの方法によることができるとされている。

#### 県立大学契約規則第 16 条

指名競争入札に付することができる場合

- ・ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ・ 契約の性質又は目的により競争入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

#### 県立大学契約規則第 19 条

随意契約によることができる場合

- ・ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ・ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し、落札者がいないとき。
- ・ 落札者が契約を締結しないとき
- ・ 契約に係る予定価格（単価による契約にあつては、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額）（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次に定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負 250 万円

- イ 財産の買入れ 160 万円
- ウ 物件の借入れ 80 万円
- エ 財産の売払い 50 万円
- オ 物件の貸付け 30 万円
- カ アからオに掲げるもの以外のもの 100 万円

#### エ 研究費の執行

研究費の取扱について定めた手引書である「研究費の執行について」において、支出の対象となる経費が以下のとおり規定されている。なお、すべて研究に必要と認められる場合の支出に限られる。

費目	本学選任教員及び特任教員		学術研究員	
	個人研究費	個人研究費 以外	学術研究費	学術研究費 以外
旅費	○	○	○	○
謝金	○	○	○	○
書籍購入費	○	○	○	○
印刷製本費	○	○	○	○
消耗品費	○	○	○	○
通信運搬費 (通信料、郵送料)	○	○	○	○
委託料	○	○	×	○
備品購入費	○	○	×	○※1
使用料	○	○	×	○
学会年会費及び 振込手数料	○※2,3	△※2,3,4	×	○※2,3,4
学会参加費及び 振込手数料	○	△※4	×	○
図書出版費	○	△※5	×	△※5

※1 その目的のために配分を受けたものは支出可能

※2 当年度の年会費のみ

※3 翌年度の年会費であって、支払期日が今年度中と指定されている場合は、翌年度も本学が経理をする研究費を受けられる方のみ支出可能

※4 採択された研究に関する学会に限る

※5 科研費の研究成果公開促進費など、その目的のために配分を受けたものに限る。

また、支出の対象とならない経費については以下のとおり規定されている。

出張に係る経費のうち以下の経費

- ・ 査証（ビザ）申請代
- ・ 査証（ビザ）発行代行手数料
- ・ 予防接種代
- ・ 海外旅行損害保険、空港保険料等任意で加入する保険料
- ・ パスポート申請手数料
- ・ 自宅や親族宅などで宿泊費を伴わない際の宿泊料
- ・ タクシー代
  - ※ ただし、公共交通機関が無い地域や時間帯など、理由がある場合は支出可能（理由書の届出が必要）
- ・ 任意の保険料金及び調査研究中に発生した事故や災害の処理のための経費
  - ※ ただし、イベントや外部からの参加者や研究者を対象とした保険については支出可能（例：イベント保険）
- ・ 食糧費（研究目的以外のもの）
- ・ 手土産代
- ・ 研究に関係の無い個人の名刺
- ・ 公私の区別がつきにくいものへの支出（交際費・慶弔費）
- ・ 備品購入費（専任教員及び特任教員は支出可能）
  - ※ ただし、科研費で採択された研究の場合は、支出可能（学術研究員）
- ・ 当該年度以外の学会年会費
  - ※ 未納があり、一度に複数年度の請求が来た場合は、当該年度分のみ支出可能
- ・ 図書出版費（専任教員及び特任教員は支出可能）
  - ※ ただし、その目的のために配分を受けたものは支出可能（科研費の研究成果公開促進費など）

### ③ 旅費業務の概要

#### ア 規程等

役職員が用務のために旅行する際の旅費の支給については、公立大学法人奈良県立大学役職員旅費規程（平成 27 年 4 月 1 日施行）（以下、「旅費規程」という。）で規定されている。また、教員が研究費を使用して出張する場合の旅費の申請や精算に係る手続は、研究費の取扱について定めた手引書である「研究費の執行について」で規定されている。

#### イ 旅費の支給及び精算手続

旅費規程第 3 条第 1 項によると、役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給するとされている。また、同規程第 12 条第 1 項では、旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて出納責任者に提出しなければならないと規定されている。なお、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しな

かったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができないとされている。

また、「研究費の執行について」の「第3章 各費目別の支払手続き」においても、旅費精算の手続に必要な書類や申請先、申請期日等が定められており、これらに従って旅費の支給及び精算業務を実施している。

## (2) 監査手続

### ① 各種支出に係る事務手続について

令和4年度の総勘定元帳から、経費計上の取引を任意に抽出し、支出契約伺や請求書、納品書などの証憑を確認し、規程や内規に基づき適切に事務手続が行われているか確認した。

### ② 委託契約手続について

令和4年度の総勘定元帳から、業務委託に係る取引を任意に抽出し、入札書や委託契約書などの証憑を確認し、委託先の選定が適正に行われているか、県立大学契約規則に基づいて適切な委託契約手続が行われているかを確認した。

### ③ 旅費について

令和4年度の総勘定元帳から、旅費計上の取引を任意に抽出し、各種申請書や領収書などの証憑を確認し、規程や内規に基づき適切に事務手続が行われているか確認した。

## (3) 結果及び意見

### 【結果1】

業務の一部を再委託しているが、再委託の承認が口頭にとどまり、承認するにいたった判断過程が残されていない。口頭での承認は証跡が残らないため、書面で承認証跡を残し、また、承認の判断過程も残す必要がある。

以下の業務について、業務の一部を再委託している。

業務名	公立大学法人奈良県立大学警備・清掃・衛生管理業務委託
契約期間	令和4年4月から令和5年3月
契約代金	12,580,000円（税別）
契約相手先	近畿ビルサービス株式会社奈良営業所
再委託業務	貯水槽清掃業務、簡易専用水道検査
再委託先	ミドリ設備、株式会社ケイ・エス分析センター

当該業務の契約書第 12 条で、業務の一部を再委託する際は、あらかじめ、発注者である県立大学の承認を得る旨が規定されているが、口頭で承認したとのことであった。口頭での承認は、いつ、誰が承認したのかを後から立証できないため、承認の方法として適切とはいえない。

また、本再委託が本契約で禁止されている一括再委託もしくは主要業務の再委託に該当せず、本契約で認められる業務の一部の再委託であるか否かの判断過程が残されていなかった。これでは、本契約に従って適切な承認行為が行われていたのかを事後的に確認することができないと考えられる。

委託先が業務の一部を再委託する際は、承認証跡が残るように書面で承認するとともに、承認するに至った判断過程を記録として残す必要がある。

公立大学法人奈良県立大学警備・清掃・衛生管理業務委託契約書

(一括再委託等の禁止)

第 12 条 受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負合わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせ要するときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の照合又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

【意見 7】

エレベーター等の点検業務を単年度契約により締結しているが、昨今の物価上昇の状況に鑑み、価格上昇リスクを考慮し、複数年契約の締結を検討することが望ましい。

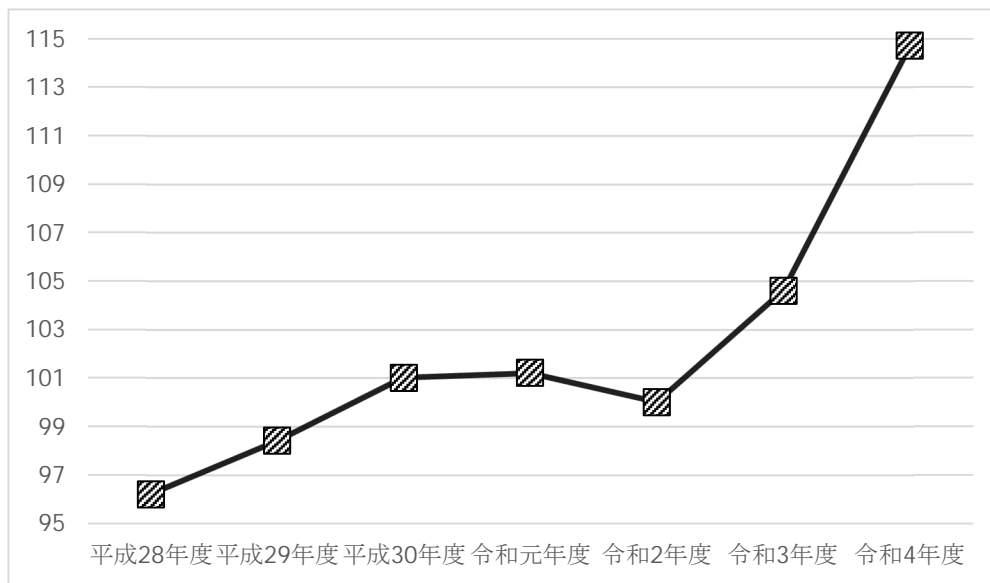
以下の業務について、単年度契約により締結している。

業務名	エレベーター/エスカレーター/小荷物専用昇降機 POG 保守・点検業務
契約期間	令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月
契約代金	756,000 円 (税別)
契約相手先	日本オーチス・エレベータ株式会社

しかし、単年度契約では、昨今の物価上昇の影響を受け、毎年のように価格が上昇する可能性が否定できない。実際、令和 4 年度は国内企業物価指数が急上昇し、1 年で 10% 近くも上昇している。



### 【国内企業物価指数（令和2年基準）の推移】



（出典：日本銀行調査統計局「企業物価指数」）

これまでは、物価上昇率が低位もしくはマイナスで推移していたことから、単年度契約とし、業者間での価格競争を促すことは経済合理性が高かったといえる。しかし、経済環境が変化し、物価上昇が続く可能性がある昨今の状況では、これまでの通り単年度契約とすることが果たして経済合理性があるのか、今一度検討の余地があるといえる。契約期間について、従前を踏襲して単年度とするのではなく、最適な期間を検討することが望ましい。

#### 【結果 2】

研究費の支出契約伺に記載する支出理由の内容が不十分で、支出対象の経費なのか支出契約伺のみでは判別できない事例が散見された。支出契約伺には、承認者が支出の内容を十分に把握できる程度に詳細に記載する必要がある。

契約の委任等に関する内規の規定により、研究費を支出する際は、支出契約伺に支出の理由・内容を含む各種必要事項を記載して、事務局長や総務課長、担当所属長による承認を得ることとなっている。しかし、支出契約伺に記載される支出の理由・内容の記載が、第三者がその内容を把握するのに十分な程度の記載となっていないものが散見された。

例えば以下の研究費の執行について、支出の理由・内容の記載が不十分であった。

【会計伝票の内容】

起案日	令和4年7月1日
伝票番号	10000589
摘要	名刺の購入
勘定科目	(借方) 研) 消耗品費 / (貸方) 未払金 (業務費)
金額	6,094 円

また、同伝票に係る支出契約伺の記載は以下のとおりである。

【支出契約伺の内容】

件名	名刺の購入 (A 先生・個人研究費)
支出契約金額	6,094 円
支出予算	(大項目) 23 研究 (中項目) 01 研究 (小項目) 10 教育研究費
支出の理由・内容	個人研究費の支出 名刺 100 枚の購入 奈良県立大学生生活協同組合 No.220115
随意契約の理由 (県立大学契約規則第 19 条第 1 項)	契約に係る予定価格が県立大学契約規則に定める額の範囲内である。
起案年月日	令和4年6月28日
決裁年月日	令和4年6月28日
発注年月日	令和4年6月28日
納入予定年月日	令和4年7月1日
納入年月日	令和4年7月1日
支払予定年月日	令和4年8月31日

一般的に、名刺の購入代金については、研究に関係するものであれば支出が認められるが、研究に関係のないものであれば支出とは認められないと考えられる。しかし、支出契約伺の上記記載を確認しても、どの研究に関わるものかについての記載が無く、研究に関係するものであることが明記されていないため、第三者が支出契約伺を確認しただけでは、適切な支出なのかどうかの判別ができない状況となっていた。

適正な経費執行の観点から、支出契約伺の各項目について、第三者が正当な支出であることを判断できる程度に詳細に記載する必要がある。

なお、上述の支出については適用時期の対象外となるが、令和5年7月15日に研究費の取扱について定めた手引書である「研究費の執行について」が制定され、「【2-2】支出対象とならない経費」において、研究に関係の無い個人の名刺は支出対象とはならない旨が明確に規定されている。

研究費の執行について

第2章 【2-2】支出対象とならない経費

○研究に関係のない個人の名刺

**【結果3】**

教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、事前に理由書を提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく理由書を提出させる必要がある。

研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第4章 立替払 ◆クレジットカードの使用について」において、事前に理由書を提出することが義務付けられている。しかし、教員から理由書が提出されていない事例が見受けられた。研究費の不正防止の観点から、立替払は例外的に認められているにすぎず、クレジットカード払いも立替払の一種である以上、事前に承認を受けなければ認めるべきではない。教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、学内ルールに従い、漏れなく理由書を提出させる必要がある。

**【クレジットカード使用時の事前に必要な手続】**

必要書類	提出先	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理由書（任意様式）</li> <li>・見積書</li> </ul> <p>※ 10万円以上の場合、2者以上の見積もりが必要です。（旅費の場合の見積もりは、1者でよい。）</p>	地域創造研究センター	立替予定日の5日前まで

（出典：研究費の執行について）

## 【意見 8】

教員が研究費を執行する際に、電子マネーや QR コード決済での支払の可否が明確化されていない。これらの決済手段は、実質的にポイントの現金化につながるおそれがあることから、使用を禁止することが望ましい。

研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第 4 章 立替払」は、研究者自身による立替払については、基本的に現金での支払を想定した規定となっている。そして、同章の「◆クレジットカードの使用について」において、例外的にクレジットカードでの使用を規定している。しかし、昨今は、電子マネーや QR コード決済など支払手段が多様化しているにもかかわらず、これらの決済手段の使用の可否が規定されていない。

これらの決済手段は、各種ポイントを使用することが可能なケースも多く、また、各種ポイントと現金チャージ額が合算され、ポイント使用額が明確化できないケースも少なくない。したがって、仮にこれらの決済手段により立替払を実施した場合、実質的にポイントの現金化に利用されるおそれがある。

今回の監査では、これらの決済手段を用いた立替払は発見されなかったが、電子マネー等の普及が進む中、今後、これらの決済手段を用いた立替払を教員が実施する可能性は否定できない。したがって、事前に使用不可であることを明確にし、教員に周知することが望ましい。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正、文部科学大臣）では、コーポレートカードの活用等、教員が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましいとされており、参考にされたい。

### 研究費の執行について

#### 第 4 章 立替払について

◆ 研究者自身による立替払は、以下のいずれかの場合のみ可能です。

- A) 1 件あたり 5 万円未満のもので、旅行中に発生した研究上必要な経費であって、当該旅行が終わるまでに現金で支払わなければならないもの
- B) 1 件あたり 5 万円未満のもので、業務上必要な経費であって、速やかに現金で支払わなければならないもの

◆ クレジットカードの使用について

クレジットカード払いは、次のような場合にのみ利用することができます。なお、クレジットカード払いも立替払の一種であり、単に「持ち合わせがないから」「安価になるから」「手間がかからず便利だから」といった理由だけでは使用できません。「分割払い」および「リボルビング払い」は一切認められません。

- 1) 海外での研究成果発表にかかる費用（学会登録料・学会参加費・外国雑誌への論文投稿料）のうち、支払方法がクレジットカードに限定している場合
- 2) 出張に係る航空券またはパック代金を支払う場合
- 3) 各種サービス使用料等の支払方法がクレジットカードに限定される場合

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正、文部科学大臣）

第4節 研究費の適正な運営・管理活動  
（実施上の留意事項）

- ⑫ 旅費の支払に当たっては、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、研究者が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましい。

【結果4】

教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、事後的にカード利用明細書のコピーを提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく提出させる必要がある。

研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第4章 立替払 ◆クレジットカードの使用について」において、事後的に領収書だけでなくクレジットカードの利用明細書のコピーの提出を義務付けている。そして、クレジットカードの利用明細書の発行がカード利用時から1~2か月後になることから、年度内精算を必須とするために、1月末までの使用のみ可能としている。

しかし、教員から領収書は提出させているものの、クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させていない事例が見受けられた。クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させる意義は、教員による横領を防ぐ意味合いがある。例えば、航空券を正規料金で決済して領収書を出し、その後、キャンセルして払戻を受け、安価な料金で航空券を取得した場合、正規料金の領収書を事務職員に提出すれば差額を横領することが可能となる。クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させることは、当該行為を牽制する手段の一つになり得ると言える。

学内ルールに従い、教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、もれなく、クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させる必要がある。なお、事後的にクレジットカードの利用明細書のコピーを提出させたとしても、利用明細書の提出後に払戻を受ければ、上述した横領行為は発見できないおそれがあり、この牽制手段ですべての横領行為を防ぐことはできない。そのため、意見9で述べた通り、コーポレートカードの活用等を検討されたい。

【クレジットカード使用時の事後的に必要な手続】

必要書類	提出先	申請期限	支払日
・ 領収書 ・ カード利用明細書のコピー	地域創造研究センター	・ 立替日から 5日以内	・ 申請のあった翌月 21日（土日、祝日の場合は前日） ・ 口座振替による支払

（出典：研究費の執行について）

## 【結果 5】

教員の出張報告について、学内ルールに沿ったタイミングで実施されていない事例が散見された。学内ルールに従い、出張報告を実施する必要がある。

「研究費の執行について」の「第3章各費目別の支払手続き」の定めによると、旅費の申請について、教員は帰着日後5日以内に出張・旅費報告書及び領収書等の書類を地域創造研究センターに提出することとされている。しかし、実際には帰着日後5日を超えて提出されるケースが散見され、学内で定められたルールが順守されていない状況である。

学内のルールに従い、帰着日後5日以内に出張報告書類を提出するよう徹底する必要がある。なお、実務の便宜上、もう少し長い期限でも問題ないのであれば、実態に即して期限を再考することも検討の余地があるといえる。

研究費の執行について

### 第3章 【1】旅費

○旅費の申請について

①精算旅費の手続き 国内出張（表中）

(B) 出張後に地域創造研究センターへ提出する書類

1) 出張・旅行報告書（別紙様式 旅費3）※メール提出可

※専任教員及び特任教員は、旅費システムの様式を使用

2) 航空機利用の場合は往復分の搭乗券半券（原本）

3) 航空機利用の場合は利用したパックや航空券代金の領収書

※すべて帰着日から5日以内に提出すること

## 【意見 9】

旅費交通費の精算頻度が3ヶ月に一度となっているため、予算の残高が適時に更新されない状況となっている。予算残高をタイムリーに把握するためにも、旅費交通費の精算頻度を増やすことが望ましい。

研究費を使用した出張に係る旅費は、地域創造研究センターで精算手続が行われる。「研究費の執行について」の「第3章各費目別の支払手続き」によると、当該旅費の精算は以下のとおり実施すると規定されている。

- ・ 4～6月出張分は、7月21日（土、日、祝日の場合は、前日）
- ・ 7～9月出張分は、10月21日（土、日、祝日の場合は、前日）
- ・ 10～12月出張分は、1月21日（土、日、祝日の場合は、前日）
- ・ 1～3月出張分は、4月21日（土、日、祝日の場合は、前日）

このルールに従うと、3ヶ月に一度の頻度で、旅費交通費の精算を実施することになる。支出のタイミングに合わせて、会計システムへの入力も3ヶ月に一度の頻度で実施しているため、予算の残高が適時に更新されず、タイムリーに予算残高が把握できない状況となっている。旅費交通費の精算及び会計システムへの入力については、業務の効率性も踏まえた上で、予算残額が適時に更新されるような頻度で実施することが望まれる。

**【意見 10】**

教職員が出張する際、前後泊が可能か否かの明確な基準がないため、個人的な判断により前後泊代等を経費として支出するケースと支出しないケースが発生する可能性があることから、明確な基準を規定することが望まれる。

県立大学では、教職員の出張に関するルールは、県が定めた「旅費事務の手引き」（令和5年6月、奈良県総務部総務厚生センター）に従っている。当該手引きの「国内旅行（普通旅費）2.1.6 宿泊料」において、「用務開始時刻と始発時刻や、用務終了時刻と終電時刻を考慮した上で、旅行命令権者が判断して、前泊や後泊の承認を行うこと」とされているが、具体的な判断基準は示されていない。実際、次のとおり、前泊代を経費として支出しているケースとそうでないケースがあった。

	出張先	出張・旅費報告書での用務の開始時間	前泊代の支払の有無
教員 A 氏	横浜市	令和5年3月24日9時30分	横浜市に前泊し、宿泊代等を経費で支出している
教員 B 氏	川崎市	令和5年3月6日5時30分	当日入りのため、なし

上記のケースでは、教員 A 氏も教員 B 氏と同様の時間に出発すれば当日入りで用務に間に合った可能性があり、個人的な判断で前後泊代の支出が決定されることは好ましいことではない。また、教員 A 氏に関する出張・旅費報告書等において、自宅と用務開始時間の関係性等の前泊を要すると判断できる情報が共有されておらず、書面からでは前泊の必要性の有無が確認できなかった。

個人的な判断基準に基づいて経費での支出の可否が決定されないよう、前後泊が可能か否かの明確な基準を規定することが望まれる。なお、他大学の事例では、用務当日の午前7時30分以前に自宅から出発することを要する場合に前泊を可能とする、用務当日の午後10時30分以降でなければ帰宅できない場合に後泊を認める、というような基準を設けている事例があるため、参考にされたい。

## 4 固定資産・物品管理

### (1) 概要

#### ① 県立大学が保有する固定資産・物品の概要

公立大学法人の資産は、固定資産と流動資産に分類され、うち、固定資産とは、法人が長期間にわたり保有するものや1年を超えて現金化・費用化するものをいう。固定資産はさらに、現物が存在し事業の用に供する有形固定資産、現物が存在しない権利等で事業の用に供する無形固定資産及び投資等を目的とした投資その他の資産に区分される。

県立大学の保有する固定資産は次のとおりである。

【県立大学の保有する固定資産の概要（令和4年度）】

勘定科目	金額（千円）	内容
有形固定資産	2,111,087	
建物	1,816,922	本館、I号館、II号館、地域交流棟、 commons棟
構築物	5,927	駐輪場
機械装置	508	スチームコンベクションオーブン
工具器具備品	44,875	3Dプリンター、複合機、無線LAN等
図書	240,638	図書（図書館管理）
美術品・收藏品	2,000	彫刻品
無形固定資産	3,343	
ソフトウェア	3,343	旅費計算システム、図書館情報管理システム、 教務システム

（出典：県立大学令和4年度財務諸表）

固定資産の計上範囲は、公立大学法人奈良県立大学固定資産管理規程（平成27年4月1日施行）（以下、「固定資産管理規程」という。）第2条により、次のとおり規定されている。

- 有形固定資産は、土地、建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具・器具・備品、美術品・收藏品、船舶、車両運搬具、建設仮勘定及びその他これらに準ずるもので、当該資産が償却資産の場合は耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が50万円以上であるものとする。
- 無形固定資産は、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、ソフトウェア及びその他これらに準ずるもので、当該資産が償却資産の場合は耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が50万円以上であるものとする。
- 投資その他の資産は、長期前払費用、敷金、保証金、その他の利用権及びこれらに準ずるものとする。



ここでいう償却資産とは、年数の経過により価値が減少するため、減価償却という会計処理を通して価額を減額していく資産をいう。なお、図書については、年数の経過により価値が減少していくことも想定されるが、個々の図書ごとに使用の実態が大きく異なることから、減価償却は実施せず、除却時まで価額は減額しない。図書の概要については後述する。

また、上述の固定資産とは別に、県立大学では重要物品も定義している。重要物品の計上範囲は、固定資産管理規程第3条により、次のとおり規定されている。

- ・ 耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が10万円以上50万円未満の動産
- ・ 耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が10万円未満の別に定める換金性の高い動産

別に定める換金性の高い動産は、公立大学法人奈良県立大学固定資産管理事務取扱要綱（平成27年4月1日施行）（以下、「固定資産管理事務取扱要綱」という。）第2条により、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器と規定されている。

以上を整理すると、県立大学の保有する資産の分類は以下のとおりとなる。

	50万円以上	10万円以上 50万円未満	10万円未満
建物	有形固定資産	注1	注1
構築物	有形固定資産	消耗品	消耗品
機械装置	有形固定資産	重要物品	消耗品
工具器具備品	有形固定資産	重要物品	注2
図書	有形固定資産	有形固定資産	有形固定資産
美術品・收藏品	有形固定資産	有形固定資産	有形固定資産
ソフトウェア	無形固定資産	消耗品	消耗品

注1 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成16年3月 総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会）Q9-1 A3により、出資財産は金額に関わりなく有形固定資産として計上する旨が規定されている。県立大学が保有する建物はすべて出資財産であるため、50万円未満であっても有形固定資産として計上する必要がある。

注2 固定資産管理事務取扱要綱第2条に定める物品については重要物品となるが、それ以外は消耗品となる。

## ② 固定資産・重要物品の具体的な管理方法

### ア 台帳登録

固定資産管理規程第 8 条によると、資産管理責任者は、固定資産を取得した場合は、速やかに当該固定資産を固定資産台帳に登録しなければならない。また、当該固定資産が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 86 条第 2 項の動産である場合には、資産管理責任者は当該固定資産に資産管理ラベルを貼付しなければならない。固定資産に改修、移管、処分及び破損があった場合は、速やかに固定資産台帳へ登録を行わなければならない。また、固定資産管理規程第 9 条により、重要物品は、その増減及び異動を重要物品台帳によって管理しなければならない。

令和 4 年度末の固定資産台帳（重要物品含む）の登録状況は次のとおりである。

	金額（千円）	件数
建物	1,274,360	4 件
構築物	6,557	6 件
機械装置	688	1 件
工具器具備品	113,666	44 件
美術品・収蔵品	2,000	1 件
ソフトウェア	10,765	9 件
重要物品	-	164 件

（出典：県立大学提供固定資産台帳を監査人で集計）

### イ 日常管理

固定資産管理規程第 6 条によると、使用責任者は所管する固定資産等の使用及びその日常の管理に関する責任を負う。

また、使用責任者は以下の各項目に定める業務を行う。

- ・ 保管・使用の状況を明らかにすること
- ・ 固定資産等の保守管理に関すること
- ・ 火災・盗難・滅失・破損等の事故防止上、必要な措置を講ずること
- ・ 固定資産等の実査に関すること

### ウ 貸付

固定資産管理規程第 15 条によると、固定資産等は、法人の業務に支障がない場合に限り、別に定める手続きにより法人以外の者に貸し付けることができる。令和 4 年度の実績はなかった。

### エ 処分

固定資産管理規程第 16 条によると、理事長は、固定資産等について、業務に必要ななくなった場合又はやむを得ない事情があると認められる場合には、当該固定資産等を処分することができる。また、理事長は地方独立行政法人法第 44

条第 1 項の重要な財産を譲渡しようとするときは、理事会の議を経る必要がある。令和 4 年度においては実績はなかった。

#### オ 滅失又は破損

固定資産管理規程第 17 条によると、使用責任者は、使用する固定資産等について、滅失又は破損の事実を発見したときは、別に定める手続きにより速やかに資産管理責任者に報告しなければならない。また、資産管理責任者は前項の報告を受けた場合は、速やかに理事長に報告するとともに必要に応じて速やかに状況を調査し、業務上の障害の発生又は、損害の増大等の防止に努めなければならない。令和 4 年度において実績はなかった。

#### カ 除却

固定資産管理規程第 18 条によると、固定資産等は以下に定める場合に除却を行うものとする。令和 4 年度において実績はなかった。

- ・ 災害又は盗難等により滅失したとき
- ・ 処分を行い、所有権及び占有権が消滅したとき
- ・ 陳腐化しあるいは不適応化して使用を停止したとき。

#### キ 実査

固定資産管理規程第 22 条によると、資産管理責任者は固定資産等について、毎事業年度に一度実査を行い、現品管理状況の適否及び台帳記録の正否を実地に確かめなければならない。また、資産管理責任者は台帳と現品の照合に差を認めたときは、その原因を調査するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。令和 4 年度は、5 月に実施されている。

### ③ 県立大学が保有する図書の概要

図書とは、印刷その他の方法により複製した文書若しくは図面又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像又は音を記録した物品としての管理が可能なものをいう（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成 16 年 3 月 24 日総務省告示第 221 号設定）注 36）。民間企業が採用する会計基準では、一般的に図書は固定資産としては扱わず、消耗品として会計処理している（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）参照）。公立大学法人において図書を固定資産として扱うのは、図書が教育、研究に利用する重要な財産であると考えているからである。同じように、教育、研究を主たる業務とする国立大学法人や学校法人（私立大学、私立高校等を運営する法人）についても、同様に図書は会計基準において固定資産として取り扱われている。

#### ④ 図書の具体的な管理方法

##### ア 図書台帳の作成

公立大学法人奈良県立大学図書管理規程（平成 27 年 4 月 1 日施行）（以下、「図書管理規程」という。）によると、図書管理責任者は図書の増減及び現在高を明らかにするために図書台帳を作成し、保管しなければならない。図書管理責任者は図書を取得したときは、速やかに 1 冊に対し 1 登録番号を与え、図書台帳に登録するとともに、図書にその登録番号を表示しなければならない。なお、図書館が購入した図書については、上述のとおり図書台帳に登録するが、教員が研究費の名目で購入した図書については、図書台帳への登録は行わず、消耗品として扱っている。

令和 4 年度末の図書台帳の登録状況は以下のとおりである。

	金額（千円）	件数
法人化時に譲渡された図書	213,022	105,886 件
平成 26 年度取得図書	3,387	1,474 件
平成 27 年度取得図書	5,139	2,072 件
平成 28 年度取得図書	3,670	1,585 件
平成 29 年度取得図書	3,162	1,771 件
平成 30 年度取得図書	3,002	1,352 件
令和元年度取得図書	781	735 件
令和 2 年度取得図書	3,923	3,213 件
令和 3 年度取得図書	2,708	1,093 件
令和 4 年度取得図書	1,843	956 件
合計	240,639	120,137 件

（出典：県立大学提供図書台帳を監査人で集計）

##### イ 図書の点検

図書管理責任者は、年限を決めて図書の循環照合を行い、現品管理状況の適否、台帳登録の正否を実地に確かめなければならない。図書管理責任者は、図書点検計画書を作成し、事業年度ごとに前項の点検を行う図書を定めるものとする。上述にかかわらず、図書管理責任者が必要と認めたときは随時図書の点検を実施するものとする。また、図書管理責任者は図書台帳と現品の照合に差異を認めた場合には、その原因を調査して対策を講じるとともに、再発の防止に努めるものとする。令和 4 年度は図書の点検は実施されていなかった。

#### ウ 図書の除却

図書管理責任者は、図書が以下の場合に該当する場合は除却することができる。

- ・ 災害又は盗難等により滅失した図書
- ・ 点検の結果、亡失したと認められた図書
- ・ 破損又は汚損がはなはだしく、補修して使用できないと認められる図書
- ・ 前各号に掲げる図書のほか、図書管理責任者が除却を適当と認めた図書

また、上記により除却した図書が、除却後発見された場合には図書管理責任者は再び図書台帳に登録する。令和4年度は2,913千円（1,235件）の除却を実施している。

#### エ 報告

図書管理責任者は各事業年度の図書の保管状況（取得状況及び除却状況等を含む）を当該事業年度の決算に当たって経理責任者に報告するものとする。

#### ⑤ 財源管理

地方独立行政法人会計基準では、固定資産（図書を含む。）については取得財源別に異なる会計処理を実施する必要がある。県立大学では、以下の財源により固定資産を購入していると整理している。

- ・ 寄附金（ただし、使途不特定寄附金）
- ・ 補助金
- ・ 県からの受贈
- ・ 自己収入

地方独立行政法人会計基準では、上述の4つの財源ではそれぞれ異なった会計処理を実施する必要がある、どの財源で購入したのか把握できるように固定資産台帳に登録している。しかし、図書台帳においては、財源の登録は実施していなかった。

#### ⑥ その他の物品管理

固定資産、重要物品以外については、金額的重要性が低く、消耗品として基本的に台帳等での管理は実施していない。一部、ポケット Wi-Fi 等の貸出管理等を実施している物品がある。

## (2) 監査手続

固定資産や重要物品並びに図書の管理方法を担当課に質問し、令和4年度に取得した固定資産や重要物品等について関連資料を閲覧して規程等に準拠した手続が実施されているかを確認した。また、県立大学が管理する固定資産台帳（重要物品を含む）や図書台帳を入手し、貸借対照表の金額との整合性や現物の実査を実施した。

各種台帳と貸借対照表の金額に不一致はなく、実査対象物はすべて現物が存在した。しかし、後述のとおり、規程等に沿った処理が実施できていなかった事例や、地方独立行政法人会計基準に従った処理が出来ていない事例が見受けられた。

## (3) 結果及び意見

### 【結果6】

ソフトウェアとして無形固定資産に計上すべき PC ソフトが消耗品費として計上されている。固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。

固定資産管理規程第2条第2項において、1個の取得価額が500,000円以上のものは無形固定資産に該当すると規定されている。しかし、以下の550,000円で購入したPCソフトについて、無形固定資産ではなく消耗品費として会計処理されていた。

起案日	令和5年3月24日
伝票番号	1003056
摘要	PCソフトの購入（C先生・受託事業費<3次元計測による文化財の保存活用業務>）
合計金額	550,000円
勘定科目	（借方）受事）消耗品費／（貸方）未払金（業務費）

当該取引については、1個の取得価額が550,000円のソフトウェアの購入であると考えられることから、固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。

#### 固定資産管理規程

第2条 この規程における固定資産の範囲は、次の各号に掲げる資産とする。

- (2) 無形固定資産は、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、ソフトウェア及びその他これらに準ずるもので、当該資産が償却資産の場合は耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が50万円以上であるものとする。

## 【結果 7】

重要物品として処理すべきウェブカメラが消耗品として処理されている。固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として処理する必要がある。

固定資産管理規程第 3 条第 2 項において、取得価額 10 万円未満であっても換金性の高い動産は重要物品として取り扱う必要がある旨が規定されている。そして、固定資産管理事務取扱要綱第 2 条では、カメラについては換金性の高い動産として、重要物品として取り扱う旨が規定されている。しかし、以下の会議用 360 度ウェブカメラについては、重要物品ではなく消耗品として処理されていた。

起案日	令和 4 年 7 月 19 日
伝票番号	1000736
摘要	会議用 360 度ウェブカメラと三脚の購入
合計金額	94,000 円
勘定科目	(借方) 研) 消耗品費 / (貸方) 未払金 (業務費)

当該取引については、重要物品として処理すべきカメラの購入取引であると考えられることから、固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として取り扱う必要がある。

### 固定資産管理規程

第 3 条 会計規程第 36 条第 3 号の「その他別に定める物品等」は、次の各号に掲げる動産（現金、預金、有価証券を除く。以下「重要物品」という。）とする。

- (2) 耐用年数が 1 年以上でかつ 1 個又は 1 組の取得原価が 10 万円未満の別に定める換金性の高い動産

### 固定資産管理事務取扱要綱

第 2 条 固定資産管理規程第 3 条第 1 項第 2 号に規定する換金性の高い動産とは、次の物品とする

- (1) パソコン
- (2) タブレット型コンピュータ
- (3) デジタルカメラ
- (4) ビデオカメラ
- (5) テレビ
- (6) 録画機器

### 【結果 8】

重要物品について、固定資産管理規程によると毎事業年度に一度実査を行う必要があるが、令和 4 年度は実施されていない。規程に従い、実査を実施する必要がある。

固定資産管理規程第 22 条によると、固定資産等（重要物品含む）については、毎事業年度に一度実査を行うこととされている。令和 4 年度は、固定資産については実査を実施したにもかかわらず、重要物品は実査をしていなかった。重要物品についても、規程に従い、毎事業年度に一度実査を実施する必要がある。

#### 固定資産管理規程

第 4 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 取得 固定資産及び重要物品（以下「固定資産等」という。） 以下省略

第 22 条 資産管理責任者は、固定資産等について、毎事業年度に一度実査を行い、現品管理状況の適否及び台帳記録の正否を実地に確かめなければならない。

### 【意見 11】

重要物品の実査の頻度が、固定資産管理規程と学内で定めている研究費のルールとで整合していない。両者を整合させることが望ましい。

重要物品の実査について、固定資産管理規程では毎事業年度に一度実査を行うこととされている。一方、研究費の執行のルールを定めた手引きである「研究費の執行について」では、暦での年に一度の実査を行うこととされている。両者の表記を整合させることが望ましい。

#### 研究費の執行について

第 6 章 重要物品の実査について

重要物品は、年 1 回の実査を行います。

### 【結果 9】

図書の除却時の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。

図書を除却する際の会計処理について、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」には直接の定めはないが、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（平成 15 年 7 月 10 日、文部科学省、日本公認会計士協会）の Q36-8 によれば、教育研究支援経費の図書費勘定で処理す



ることとなっている。しかし、令和4年度の図書の除却額915千円について、雑損勘定を用いて処理している。

「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」のBC1.2では、地方独立行政法人会計基準は、国の独立行政法人会計基準並びに国立大学法人会計基準を基礎として作成していると規定されており、このことからすると、地方独立行政法人会計基準に定めのない事項については国立大学法人会計基準を参考にすべきと考えられる。したがって、雑損勘定ではなく、教育研究支援経費の図書費勘定で処理する必要がある。

#### 地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針

##### BC1.2

地方独立行政法人制度創設時には、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解報告書」（平成15年12月19日地方独立行政法人会計基準等研究会公表）において、以下のような整理が行われ、地方独立行政法人制度の前提や財務構造等の特性を考慮した上で、地方独立行政法人会計基準が策定された。

（略）

- ・国の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」を基礎としながら、以下のような地方独立行政法人の特性を踏まえて検討を行い会計基準を作成した。

（略）

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針  
Q36-8 図書は例外的に減価償却を行わない償却資産ということか。取得から除却までの具体的会計処理はどのようにするのか

A

- 2 具体的に、現預金（運営費交付金）により図書100を取得したときの会計処理は以下のとおり。

（略）

除却時

（借）教育研究支援経費（図書費）100 （貸）図書 100

#### 【結果10】

図書台帳に購入財源が登録されていないため、図書を除却する際に会計処理を誤る可能性がある。速やかに購入財源を登録する必要がある。

県立大学が所有する図書の購入財源は、奈良県からの受贈、寄贈、自己収入、補助金の4種類がある。奈良県からの受贈については、公立大学法人化時に奈良県から無償譲与された図書のみとなるため、平成26年度以前に購入した図書と同義となる。一方、平成27年度以降に購入した図書については、図書台帳に購入財源が登録

されていないため、寄贈、自己収入、もしくは補助金で購入したのかがすぐに分からない状況となっている。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の第 81 によると、補助金で購入した図書については、購入時に資産見返補助金等を計上し、当該図書を除却した際に資産見返補助金等戻入として収益に振り替えるものとされている。この会計処理を実施しようとする、平成 27 年度以降に購入した図書を除却した際は、当該図書の購入財源が補助金なのか否かを 1 冊ずつ確認する作業が発生することになる。すなわち、当該図書の購入時の支出伝票を確認しなければならない。令和 4 年度時点では、まだ平成 26 年度以前に購入した図書の除却しか発生していなかったため、図書を除却した際は、すべて奈良県から受贈された図書が除却されたものとして会計処理を実施してきた。今後、平成 27 年度以降に購入した図書の除却が発生する可能性があることから、速やかに図書台帳に購入財源を登録する必要がある。

なお、寄贈（使途不特定寄附金として整理）及び自己収入で購入した図書については、上述のような会計処理は不要であることから、購入財源を登録する必要はないことに留意されたい。

#### 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

##### 第 81 補助金等の会計処理

4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。

- (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。

#### 【結果 11】

図書の蔵書点検が学内ルールに沿って実施されていなかった。学内ルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。

図書の蔵書点検については、図書管理規程第 8 条で年限を定めて図書の循環照合を実施する旨が規定されており、県立大学では 6 年で一巡するルールを定めている。しかし、令和 3・4 年度には蔵書点検は実施されず、令和 5 年度にすべての図書の蔵書点検を実施している。学内で定めたルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。なお、今後は、3 年から 4 年に一度、すべての図書の蔵書点検を実施する方向で検討しているとのことであり、効率的に蔵書点検を実施する方法をルールとして定め、当該ルールに沿って運用する必要がある。

#### 図書管理規程

第 8 条 図書管理責任者は、年限を定めて図書の循環照合を行い、現物管理状況の適否及び台帳登録の正否を実地に確かめなければならない。

2 図書管理責任者は、図書点検計画書を作成し、事業年度ごとに前項の点検を行う図書を定めるものとする。

#### 【意見 12】

教員が研究費予算で購入した図書については、消耗品として扱うため図書台帳に登録せず、また、現物管理も実施していない。最低限、公立大学法人化前と同様に、奈良県規則で物品管理すべきとされた図書（2 万円以上）は、図書台帳に登録して現物管理を実施することが望ましい。

教員が研究費予算で購入した図書については、すべて消耗品と扱うため、図書台帳に登録していない。図書台帳に登録していないことから、どのような図書がどこに配架されているか把握できないため、現物管理も実施していない。

一方、公立大学法人化前は県の規則に従っており、奈良県会計規則（平成 7 年 3 月奈良県規則第 67 号）第 54 条、第 57 条及び第 61 条（なお、物品の分類基準（奈良県告示第 592 号）参照）にて、購入価格が 2 万円以上の図書については物品管理の対象となっていた。すなわち、取得時には物品購入調書、受贈調書等を作成し、処分時には物品処分調書を作成する必要があった。これらは、会計システムに情報を登録することによって行われていた。

図書は価値が減価する性格のものではないため、他の消耗品と違い、除却するまで取得原価で評価することになっている。また、これらの図書の購入の財源は公金であり、所有権は当然に県立大学に帰属する。したがって、他大学では、教員が研究費予算で購入した図書についても、価値のある重要な財産であると判断し、図書台帳に登録して現物管理を実施している事例もある。しかし、県立大学においては、公立大学法人化の前後を比較すると、2 万円以上の図書の管理に関する内部統制が低下したと言わざるを得ない。

県立大学は公立大学法人化されているため、必ずしも奈良県規則に従う必要はないが、図書についてはその重要性に鑑み、最低限、奈良県規則と同様の扱いをすることが望まれる。

#### 奈良県会計規則

第 54 条 物品は、別に定めるところにより、備品、消耗品、原材料、生産物及びその他物品に分類するものとする。

第 57 条 課長及びかい長は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める調書を出納員等に送付しなければならない。

1 号 物品（購入後直ちに消費し、保管の暇がない物品及び官報、新聞、雑誌等の類並びに修理に要する材料品等を除く。）を購入したとき。・・・物品購入調書

3号 物品の寄附を受けたとき。・・・物品受贈調書

第61条 課長及びかい長は、物品について売却、廃棄その他の処分をしようとするときは、物品処分調書を出納員等に送付しなければならない。

物品の分類基準

奈良県会計規則第54条の規定により、物品の分類基準を次のとおり定め、・・・  
(略)

図書/図書類/各種図書、地図帳、掛地図、各種法令集等（年刊、月刊等のものは除く。）

注 右記の表にかかわらず、取得時の購入価格が2万円未満の物品（公印類及びスチール製机、いす等は除く。）は、除くものとする。

## 【結果12】

教員への機器の貸し出し管理が適切に実施されておらず、一部の機器の紛失事案が発生している。機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。

教員に貸し出しを行っているポケット Wi-Fi は、教務・学生課の事務室の棚に置かれているだけで、施錠などされておらず、誰でも持ち出せる状況となっていた。学内ルールでは、教員がポケット Wi-Fi を借りる際は、使用記録簿に貸出日や返却日、使用責任者名、使用教室、使用機器を記入することとなっているが、貸出簿を確認したところ、記入は徹底されていない状況であった。

その結果、平成28年1月ごろからポケット Wi-Fi を4台契約していたが、3台が所在不明となっている。当該ポケット Wi-Fi は月額4,820円で通信契約を締結しているが、契約所在不明となった3台については現在は解約済みである。

紛失や盗難を防ぐ観点から、使用記録簿への記入の徹底をはかるとともに、鍵付きの棚に機器をしまっておくことや貸し出す際には職員から直接手渡すようにするなどを検討し、機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。

## 5 外部資金管理

### (1) 概要

#### ① 外部資金の定義

公立大学法人は、設立団体から交付される運営費交付金と学生が納付する授業料の2つを基盤的な運営資金としている。一方、このどちらにも該当しない資金を、一般的に外部資金という。外部資金の範囲は広く、関係者からの寄附金をはじめ、企業と実施する共同研究費、自治体等からの受託事業費、中央省庁や自治体等などからの補助金、日本学術振興会から交付される科学研究費補助金等が該当する。設立団体の財政状況が厳しさを増す中、運営費交付金の増額は見込みづらく、各大学は外部資金の獲得が求められている。

#### ② 県立大学の外部資金収入

県立大学の外部資金による収入の推移は以下のとおりである。

#### 【県立大学の外部資金による収入の推移】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
寄附金	2,716	2,477	3,688	911
共同研究	-	-	-	-
受託事業	-	6,166	381	933
補助金	107,092	102,648	125,992	52,745
うち、国等(注)	36,198	33,672	28,670	3,000
科学研究費補助金	11,709	10,143	6,737	5,735
うち、直接経費	9,155	7,505	5,000	4,220
うち、間接経費	2,554	2,638	1,737	1,515

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
寄附金	20,800	3,332	2,663	2,015
共同研究	-	-	2,650	2,496
受託事業	1,395	978	8,941	14,850
補助金	67,706	123,480	182,912	390,413
うち、国等(注)	2,500	76,324	61,889	87,999
科学研究費補助金	5,453	13,325	12,424	18,312
うち、直接経費	4,130	10,250	9,540	14,190
うち、間接経費	1,323	3,075	2,884	4,122

(出典：県立大学財務諸表)

(注) 文部科学省から交付された「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」や、文化庁から交付された「大学における文化芸術推進事業」のほか、奈良県が交付する修学支援補助金、奈良県立大学附属高等学校就学支援金、奈良県私立学校等光熱費高騰対策事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応学生支援補助金を含む。

補助金収入が多額となっているが、県が県立大学に対して中期目標関連費補助金を交付しており、他大学では運営費交付金として交付している性格のものであることから、実質的な外部資金とはいえない。それ以外の補助金では、平成 29 年度までは、文部科学省による「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」による比較的大きな収入があった。当該事業の終了後は 2 年ほど少ない時期があったが、令和 2 年度以降に文化庁から「大学における文化芸術推進事業」による収入があったことや、国が実施する修学支援新制度が開始されたことによる収入があり、補助金収入が増加している。修学支援新制度では、授業料等の無償化の対象となる学生の授業料を県立大学が減免する代わりに、国から措置された普通交付税を財源に県が県立大学に対して減免相当額を補助金として交付する仕組みとなっており、県立大学の負担はない。

その他の外部資金では、令和元年度に比較的多額の寄附金収入があったことと、共同研究収入や受託事業収入、科学研究費補助金は増加傾向にある。

### ③ 外部資金の管理

外部資金は基本的に使途が特定されているため、他の目的に流用できないようにする必要があり、各外部資金で収入、支出が完結する仕組みを構築している。すなわち、外部資金を収受すると、財務会計システムにプロジェクトコードを作成し、当該プロジェクトコードに収入、支出を紐付けて管理する。具体的には、まず、収受した額を当該プロジェクトコードに収入として登録し、教職員が当該外部資金を財源に支出処理すると、財務会計システムの予算残額（収入－支出）が減額されていく。予算残額以上の支出処理は財務会計システムで制限が設けられており、収入以上の支出をすることはできない仕組みとなっている。また、上述のとおり、各外部資金は使途が特定されていることから、支出処理の際は、目的外の支出でないか、事務職員が確認している。

また、外部資金は基本的に契約や要綱等により研究・事業期間が定められており、単年度のものもあれば複数年度にわたるものもある。通常は、プロジェクト終了時に資金の交付元に対して実績報告を要し、使用残額が発生する場合は精算により返金を要する場合もある。なお、寄附金については、基本的に研究・事業期間の定めはなく、寄附者から使途された目的の支出が発生しない以上、予算残額を繰越していくことが可能である。また、実績報告や返金手続も通常は要しない。

### ④ 外部資金の会計処理

外部資金の会計処理については、収受した際は寄附金債務、前受共同研究費、預り補助金等の負債科目を計上し、当該財源により支出（厳密には執行といい、事業年度末時点で未払金である場合も含む。）した際に負債科目を取り崩して収益計上する。この会計処理を収益化という。研究・事業期間が翌年度以降も継続する場合は、負債科目のまま貸借対照表に計上することになる。すなわち、翌年度

以降も継続するプロジェクトの予算残高と貸借対照表の負債科目の残高は一致することとなる。

## (2) 監査手続

財務会計システムから外部資金の各プロジェクトを管理しているプロジェクト収支簿を出力し、予算残額の管理状況を確認した。また、各外部資金について、会計処理との整合性についても確認した。

## (3) 結果及び意見

### 【意見 13】

プロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない。また、確定登録漏れにより支出処理ができない状況となっていたプロジェクトや、事業期間が終了しているにも関わらず残存しているプロジェクトがある。会計上の残高はプロジェクト収支簿を使用せずに管理し誤りはなかったが、業務の効率化を考慮し、最適な管理方法を検討することが望ましい。

令和 4 年度末のプロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない事例があった。

(単位：千円)

項目	プロジェクト収支簿 の予算残額	会計上の残高	差異
使途特定寄附金	1,418	1,717	▲299
共同研究	▲617	-	▲617
受託事業	155	-	155
公開講座	16,250	-	16,250

使途特定寄附金、共同研究、受託事業については会計上の残高が正しく、財務会計システムでの確定登録漏れによりプロジェクト収支簿が正しく集計されていないことが差異の要因となっていた。また、公開講座については、プロジェクト期間が終了しているにもかかわらず、財務会計システムでのプロジェクト終了の処理が漏れていることが差異の要因となっていた。

また、使途特定寄附金のうち確定処理が漏れていた 3 件、299 千円のプロジェクトについては、財務会計システムのプロジェクト上では教員が執行できない状況になっていた。一方、公開講座はすでにプロジェクトが終了しているにも関わらず、プロジェクト上は執行可能な状況になっていた。

会計上の残高については、プロジェクト収支簿とは別に当年度の収入・支出予算を登録して管理し（予算差引簿に反映）、毎事業年度末に予算差引簿の残高と会計上の残高の一致を確認していたため、全体として会計処理の誤りはなかった。しかし、個別のプロジェクト管理は、予算差引簿よりもプロジェクト収支簿を用いて管理する方が効率的な場合もあり（翌年度への繰越や各プロジェクトごとの入出金の履歴が管理できる）、会計上の残高についても、プロジェクト収支簿を用いて管理する方が業務効率化につながる可能性もある。したがって、業務の効率化を考慮し、最適な管理方法を検討されたい。なお、プロジェクト収支簿を利用する場合は、少なくとも年度決算時にプロジェクト収支簿の内容と会計上の残高の整合性を確認するなどし、プロジェクト収支簿を整理する必要がある点には留意されたい。

#### 【意見 14】

教員が研究費の執行を管理している財務会計システムにアクセスできないため、研究費の執行状況を確認するためには事務職員に問い合わせる必要がある。教員に同システムへのアクセス権を付与して教員個人が執行状況を確認する方法も考えられることから、最適な執行管理の方法を検討することが望ましい。

教員が研究するための財源は、運営費交付金や授業料等を財源に配分される個人研究費と、教員が獲得した外部資金（寄附金、共同研究、科学研究費補助金等）からなる。前者は予算差引簿、後者はプロジェクト収支簿で執行状況を把握することが可能で、ともに財務会計システムで管理している。しかし、財務会計システムへのアクセス権は事務職員にしか付与されていないため、教員が研究費の執行状況や予算残額を把握するためには、事務職員に問い合わせる必要がある。もしくは、自らエクセル等で執行状況を別途管理している教員もいる。

そのため、令和 5 年 9 月より、月に一度、事務職員が研究費の執行状況を紙で出力し、教員に対して送付する取り組みを始めた。しかし、月に一度であるため出力された情報にはタイムラグがあることに加え、紙で出力して送付するための労力が発生している。また、教員ごとに個人研究費と獲得した外部資金をまとめて送付する必要があり、誤って他の教員の研究費の執行状況を送付する可能性もある。

一方、教員にも財務会計システムへのアクセス権を付与し、教員自ら執行状況を確認できる体制とすることも考えられる。ただ、教員にもアクセス権を付与する場合、システムの保守費が増加する可能性があり、また、確認できる範囲を自らの研究費に制限する必要もある。

これらの課題を考慮し、最適な執行管理の方法を検討することが望ましい。



### 【意見 15】

寄附申込書において希望する教員がない場合、使途不特定寄附金として寄附金収益を計上しているが、このような寄附については、教育研究支援基金に組み入れ、長期的な視点で有効活用することが望ましい。

地方独立行政法人会計基準第 83 において、寄附金については以下の 2 種類の会計処理が規定されている。

使途特定寄附金：寄附者がその使途を特定した場合又は寄附者が使途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した場合は、寄附金を受領した時点で寄附金債務を計上する。

使途不特定寄附金：使途特定寄附金以外の寄附については、寄附金を受領した時点で収益として計上する。

県立大学では、寄附申込書において希望する教員がない場合、使途不特定寄附金として整理し、寄附金収益を計上している。当該整理は会計基準に反してはいないが、寄附金収益を計上する場合のデメリットとして、受領した寄附金の執行管理が曖昧になるという点があげられる。以降、具体例を用いて説明する。

当事業年度は 100 の収益（運営費交付金及び授業料）と 100 の費用（人件費、物品費等）の予算を計上し、予算通りに収益、費用が発生したとする。ここで、別に使途不特定寄附金 10 を受け入れた場合、寄附金収益 10 を計上することとなる。結果、収益は合計で 110、費用は 100 となり、10 の利益が発生する。この場合、使途不特定寄附金のうち、どの程度が費用に充てられたのかが曖昧であり、さらに予算を重視すれば、費用 100 は運営費交付金及び授業料の収益 100 で賄われていると考えられるため、使途不特定寄附金は使用されることなく、10 の利益を構成したと考えるのが自然である。

県立大学では、上述の考えに基づき、これまで受領した使途不特定寄附金は使用することなく、利益を構成したと考えている。というのも、第 1 期中期目標期間終了時に残存する積立金（利益の累計額）から第 2 期中期目標期間に繰越す金額を算出する際に、受領した使途不特定寄附金に相当する額を未使用額とみなして繰越額に含めて計算しているからである。

### 【県立大学の各年度の使途不特定寄附金額】

（単位：千円）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使途不特定寄附金	-	1,420	746	245

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
使途不特定寄附金	18,600	190	-	-

県立大学では、利益を構成した使途不特定寄附金については、県の承認を受けて第 2 期中期目標期間に繰越し、引き続き執行可能な状況となっている（第 3 期中期目標期間への繰越しも同様のルールである）。しかし、今後も同様の方法で繰越しが認められるかは確実ではなく、当該使途不特定寄附金が繰越しできずに県に納付された場合、県立大学の運営に資することを意図した寄附者の意向に沿えないおそれも生ずる。また、そもそも 8 年もの間にわたって未使用の状況が継続していることは好ましくなく、長期間にわたって寄附者の意向に応えられてないことを意味する。

地方独立行政法人会計基準第 83 では、地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した場合は使途特定寄附金として処理できると規定されている。使途特定寄附金として処理した場合、財務会計システムにプロジェクトを登録し、プロジェクト収支簿で執行を管理することで、確実に寄附者の意図に沿って執行することが可能となる。実際、使途特定寄附金については、これまでも定期的に使用されている。県立大学では、教育研究支援基金という寄附金の基金制度を設けていることから、この基金制度を活用し、使途特定寄附金として整理して長期的な視点で有効活用していくことを検討されたい。

### 【結果 13】

**教員が科学研究費補助金で購入した物品について、県立大学に対して寄附申込書を提出しているものの、寄附の会計処理を実施していなかった。現物寄附の処理を実施する必要がある。**

意見 6 に記載のとおり、日本学術振興会から交付される科学研究費補助金は研究者個人に交付されることから、当該補助金で購入した物品の所有権は研究者に属する。ただ、日本学術振興会が公表している科研費 FAQ の Q4405 では、研究者は所属する機関に寄付しなければならないと規定している。したがって、県立大学でも、教員が科学研究費補助金で購入した物品については、寄附申込書を提出させ、県立大学に寄附させている（令和 4 年度は、3 件、456 千円）。

しかし、事務職員は寄附申込書を受領するのみで、寄附の会計処理を実施していなかった。これでは、寄附申込書という書類を提出させているだけで、実質的に寄附の処理が全く実施されていないことを意味する。

寄附申込書を受領している以上、現物寄附として会計処理する必要がある。

日本学術振興会 科研費 FAQ Q4405

質問：科研費で取得した設備（資産）の取扱いはどのようになりますか？

回答：直接経費により購入した設備等は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければなりません。また寄付した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。

**【結果 14】**

現物寄附を受け入れた際の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A の Q26-3 によると、現物寄附については次の 2 種類の会計処理が規定されている。

寄附を受けた資産の用途が特定されていると認められる場合：資産見返寄附金  
用途が特定されていない場合：受贈益

県立大学では、現物寄附は用途が特定されていないと整理しているため、本来は受贈益を計上すべきであるが、寄附金収益を計上していた(令和 4 年度は 679 千円)。用途が特定されていないと整理するのであれば、受贈益を計上する必要がある。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A Q26-3 民間等から、固定資産の寄附を受けた場合にはどのような会計処理を行えばよいのか。

A

2 貸方の処理については、会計基準「第 83 寄附金の会計処理」及び注解 60 の考え方を踏まえ、寄附を受けた資産の用途が特定されていると認められる場合は、資産見返寄附金の科目で整理し、用途が特定されていない場合は、当該資産の貸借対照表計上価額と同額を受贈益として計上することとなる。

## 6 人事給与管理

### (1) 概要

#### ① 県立大学の人件費の概要

県立大学が計上している人件費は、令和4年度の財務諸表によると以下のとおりである。

役員人件費：33,354 千円

教員人件費：507,184 千円

職員人件費：213,830 千円

人件費は経常費用の69%を占め、費用のうち最も多い項目となっている。また、県立大学の役員及び教職員は、大学役員、大学教員、一般職員、再雇用職員に分類される。

#### 【県立大学の役員及び教職員の分類】

大学役員	理事長、副理事長（学長）、常務理事事務局長事務取扱、副学長、附属高等学校長、非常勤理事、非常勤監事
大学教員	教授、准教授、講師
一般職員	事務職員、技術職員、契約事務職員、契約事務補助職員
再雇用職員	満60歳に達した人で 法人又は奈良県を退職したもので、理事長に採用されたもの

（出典：役員報酬規程、教員の昇任及び採用に係る選考に関する規程、職員就業規則、再雇用職員就業規則）

また、県立大学では学生アルバイトも雇用している。学生アルバイトは、図書館で一般職員を補佐するアルバイトと、大学教員の教育・研究を補佐をするアルバイトの2種類が存在する。前者のアルバイトとの間では雇用契約書を締結しているが、後者のアルバイトとの間では雇用契約書を締結しておらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）の観点から問題がある。詳しくは後述する。

#### ② 教職員に適用される人事制度

地方独立行政法人は、教職員の身分の違いによって特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人に分類される。特定地方独立行政法人とは、教職員が公務員としての身分を持つ法人をいい、一般地方独立行政法人とは教職員は公務員の身分を持たない法人をいう（地方独立行政法人法第47条）。それぞれの法人では、身分の違いにより、次のような違いが生ずる。

【特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人及び県の職員の違い】

項目	特定地方独立行政法人	一般地方独立行政法人	県
身分	地方公務員	非公務員	地方公務員
任命 (教職員)	理事長	理事長	知事
労働基本権	団結権・団体交渉権 あり 争議権なし	労働三権あり	団結権・団体交渉権 あり 争議権なし
身分保障	法定事由での解任・ 免職	就業規則	法定事由での解任・ 免職
給与	法人規程	法人規程	給与の種類及び基準 は条例で規定
福利厚生	地方公務員等 共済組合法	地方公務員等共済組 合法	地方公務員等 共済組合法
災害補償	地方公務員 災害補償法	地方公務員災害補償 法	地方公務員 災害補償法
定数管理	法人の規程 (設立団体への報告 義務)	定数概念なし	条例で規定

県立大学は一般地方独立行政法人に分類され、教職員は公務員としての身分を持たない。したがって、民間企業に勤務する従業員と同様に労働基準法が全面的に適用される。一方、県の職員に対しては労働基準法の適用が一部制限されており（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項）、後述する労務管理に関する取り扱いが異なる。したがって、県立大学を地方独立行政法人法化する際、労務管理も従前の方法から変更している。

### ③ 労務管理の方法

教職員については、上述の通り、労働基準法に従った労務管理が必要となる。また、大学教員に対しては令和3年度から専門業務型裁量労働制度を適用しているのに対して、その他の教職員は同制度の対象ではなく、勤怠管理の方法が異なる。

#### ア 職員の所定勤務時間

公立大学法人奈良県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成27年4月1日施行）（以下、「休暇等に関する規程」という。）第3条において、職員の勤務時間は1週間当たり38時間45分と規定されている。休暇等に関する規程でいう職員とは、教員も含む概念となっている。

## イ 代休・振替休日

休暇等に関する規程第 5 条において、休日に勤務し、代わりに別日を代休・振替休日とすることが可能となっている。ただし、代休・振替休日を取得する際は、「振替休日・代休休日依頼書」を提出する必要がある。

## ウ 教員の勤怠管理

教員に対しては、前述のとおり、専門業務型裁量労働制度を適用している。専門業務型裁量労働制度とは、業務の性質上、その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があるため、業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして定められた 20 の業務の中から、対象となる業務等を労使協定で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使協定であらかじめ定めた時間労働したものとみなす制度である。

県立大学では、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）」に該当するものとし、令和 3 年度から教員に対して専門業務型裁量労働制度を適用している。専門業務型裁量労働制度を適用すると、教員は自らの裁量によって労働時間を変更することが可能となり、研究業務の進捗に応じて労働することが可能となる。

### 事例

#### ○第 1 週

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
6 時間	8 時間	12 時間	4 時間	8 時間	38 時間

#### ○第 2 週

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
8 時間	7 時間	5 時間	12 時間	7 時間	39 時間

当該事例では、第 1 週の合計勤務時間は休暇等に関する規程に定める週 38 時間 45 分に満たない一方、第 2 週は超過している。専門業務型裁量労働制度を適用すると、どちらの週も 38 時間 45 分勤務したとみなし、超過勤務は発生しない。

このように、専門業務型裁量労働制度を適用している教員については、勤務時間の管理は教員の裁量に任せられていることから、県立大学では、教員が自己申告で勤務状況自己申告書（毎月の勤務や休暇の状況を記入した資料）を作成し、月末に事務職員に提出する運用となっている。

なお、専門業務型裁量労働制度においても、労働基準法第 37 条に従い、休日勤務手当や深夜残業手当（午後 10 時以降午前 5 時までの勤務に対する超過勤務手当）を支給する必要はあり、一定の勤怠管理を実施しなければならない点は注意が必要である。

#### エ その他の職員の勤怠管理

職員については、教員の裁量労働制は適用していないため、みなし労働時間によらず、通常の労働時間管理を実施する必要がある。具体的には、職員はタイムカードを利用して毎日出退勤の時間を記録し、勤務時間外労働が発生する場合は、超過勤務命令簿によって上長への申請・承認を得る必要がある。また、毎月、タイムカードで記録された出退勤の時間と、超過勤務命令簿の時間が整合しているか否か、事務職員が確認している。

### (2) 監査手続

教員、職員及び学生アルバイトについて、それぞれ労働基準法や規程に沿った勤怠管理が実施されているか、労務管理の方法を担当者に確認した。そして、勤務状況表や振替休日・代休休日依頼書については令和 4 年度の全件を、超過勤務命令簿等については複数人をサンプル抽出し、各資料の整合性を確認した。

### (3) 結果及び意見

#### 【結果 15】

教員に対して適用している専門業務型裁量労働制度について、適用条件を満たしているかの確認が不十分と考えられたため、適切に確認する必要がある。

県立大学の教員に対しては専門業務型裁量労働制を適用している。厚生労働省が示している、大学教員に対して専門業務型裁量労働制度が適用できる条件として、研究の業務以外（講義や講義の準備など）が総労働時間の 5 割を満たさない水準であることが求められている。しかし、現在の教員の勤務内容を把握する方法は、前期と後期に 1 回ずつ、1 週間の各曜日の各時限ごとの「担当授業名」の名称の記載や「学内勤務」「自宅研修」の記載を行うのみで、研究に従事した時間を記載することになっていない。そのため、研究に従事した時間を把握することができないことから、厚生労働省が示している専門業務型裁量労働制度を適用できる条件を満たしているのか、確認できない状況であった。

したがって、教員の勤務内容を調査する際は、少なくとも研究に従事した時間を把握し、専門業務型裁量労働制を適用する条件を満たしているか確認する必要がある。確認する方法の 1 例として、毎年サンプルで教員を複数名抽出し、勤務実態を調査することも有用と考えられる。

## 【結果 16】

教員が休日に出勤した際の割増賃金が不支給となっている事案があったため、教員の勤怠管理を適切に実施する必要がある。

労働基準法第 37 条第 1 項によると、休日に勤務した場合は割増賃金を支払う必要がある。ただし、休暇等に関する規程第 5 条第 1 項に定める振替休日を教員が取得した場合、教員は専門業務型裁量労働制を適用していることから、割増賃金を支払う必要はない。県立大学では、教員が休日に勤務した場合は振替休日を取得する運用をしているため割増賃金は支払っていないが、振替休日を取得していない事案が 1 件発生していた。この事案については、割増賃金の不支給が発生しているといえる。

令和 3 年度より教員に対して専門業務型裁量労働制を適用し、労働者過半数代表者から勤怠管理は自ら行う旨の提案がなされ、事務職員による管理は最低限にとどめられている。具体的には、教員は、出勤、休暇等を記入した勤怠状況自己申告書を毎月事務職員に提出することになっている。事務職員は、週休日や祝日に出勤があれば、振休や代休の申請を行うよう毎月メールにて周知し、代休申請書や振休申請書と勤怠状況自己申告書とを照らし合わせているが、期日内に振替休日や代休が取得されているかどうかまでの確認はしていない。その結果、割増賃金の不支給の発生の有無を把握していなかった。労働者過半数代表者からの提案とはいえ、労働基準法違反が発生していたことは重く受け止める必要がある。勤怠管理システムを導入する等し、労働基準法に沿った勤怠管理を行う体制を構築する必要がある。

事案 教員 A について、週休日である令和 4 年 7 月 23 日（土曜日）に 10 時間の実働があったにもかかわらず、その後平日に週休日を振り替えた形跡がなかった。この場合、休日勤務に対する割増賃金を支払う必要があるが、割増賃金は支払われていなかった。

### 労働基準法

第 37 条 使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。



## 休暇等に関する規程

第 5 条 理事長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち次項で定める勤務期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に掲げる勤務期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

### 【結果 17】

教員は、振替休暇や代休を取得する際に「振替休日・代休休日依頼書」を提出することとなっているが、依頼書と勤務実態が整合していない事例や、依頼書を提出せずに休暇を取得している事例がある。学内ルールに従い、もれなく依頼書を提出するとともに、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。

教員が休暇を取得する際には、「振替休日・代休休日依頼書」を事務職員に提出する学内ルールを定めている。しかし、教員が自己申告で月末に提出している「勤務状況表」（毎月の勤務や休暇の状況を記入した資料）と依頼書の内容が一致していない事例や、依頼書を提出せずに振替休日・代休を取得している事例が見受けられた。前述の結果 16 に記載のとおり、令和 3 年度より教員に対して専門業務型裁量労働制を適用し、労働者過半数代表者から勤怠管理は自ら行う旨の提案がなされ、事務職員による管理が最低限にとどめられた結果、このような状況に陥った可能性がある。最低限、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。

なお、「振替休日・代休休日依頼書」を事務職員に提出する学内ルールは明文化されていないとのことであり、勤怠管理を徹底するためにも、要綱等で明文化することが望まれる。

### 【意見 16】

職員の労働時間について、タイムカードによる打刻時間との整合性は確認しているものの、PC のログとの整合性は確認していない。タイムカードによる打刻時間は操作可能であることから、操作が難しい PC のログとの整合性も確認することが望ましい。

職員は、タイムカードによる打刻を行い、出退勤務時間を登録している。また超過勤務を実施する際は超過勤務命令簿を作成し、上席者の承認を得る仕組みとなっている。そして、事務職員は、タイムカードで記録された出退勤時間と超過勤務命令簿との整合性を確認し、架空残業やサービス残業の有無を確認している。

しかし、タイムカードでの出退勤時間は個人的に操作可能であるため、タイムカードのみで架空残業やサービス残業の有無を把握することは極めて難しいと言わざるを得ない。したがって、例えば、改ざんが困難な PC のログと超過勤務命令簿との照合を追加で実施することが望まれる。

### 【結果 18】

学生アルバイト（教員の補助）に対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法に従い、労働条件通知書等を作成する必要がある。

教員の補助を実施している学生アルバイトに対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法第 15 条では、労働者に対して労働条件を明示するように規定しており、必ずしも書面での明示は求めているものの、口頭での説明では学生アルバイトとの間で労働条件に関する認識の相違が発生する可能性がある。トラブルを防ぐためにも、労働条件通知書や雇用契約書を作成する必要がある。

#### 労働基準法

第 15 条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

## 7 収入管理

### (1) 概要

#### ① 県立大学の収入の規模

県立大学の令和4年度の収入は以下のとおりである。

勘定科目	金額（千円）	内容
運営費交付金収益	280,459	県からの運営費の補填による収入
授業料収益	355,423	学生、生徒からの授業料の収入
入学金収益	55,798	新入生からの入学金の収入
検定料収益	15,590	入学検定試験料の収入
受託研究等収益	2,500	受託研究による収入（5.外部資金管理参照）
受託事業等収益	14,850	受託事業による収入（5.外部資金管理参照）
補助金等収益	382,431	補助金による収入（5.外部資金管理参照）
寄附金収益	2,271	寄附者からの収入（5.外部資金管理参照）
雑益	12,376	財産貸付料や証明書発行手数料による収入

（出典：令和4年度県立大学財務諸表（資産見返負債戻入を除く。））

外部資金以外で最も多い収入は授業料収益である。次いで、県から助成される運営費交付金、雑益が続く。

#### ② 運営費交付金

運営費交付金とは、県立大学の運営費を補填するために県から交付されるものであり、補助金とは違い、支出内容に用途の制限はない。第1期中期目標期間中は、県立大学から毎事業年度、収入見込みと支出見込みを県に提出し、県で支出見込みの査定を実施後、収支不足分を運営費交付金として交付する方法を採用していた。当該方法は、一般的に他大学でも採用されている方法である。しかし、これでは、前年度からの支出見込みの増減等を査定するだけで県立大学のあるべき予算規模が分からないという課題があった。そのため、県立大学で効率的な運営を実施したことにより利益が生じたとしても、県立大学の経営努力として認定することが難しく、第1期中期目標期間では運営費交付金の残余を経営努力とは認定していない。

そのため、第2期中期目標期間より、県立大学の運営に必要となる「経常的な金額」を算出し、当該金額を毎事業年度交付することとなった。この「経常的な金額」は、国が定める基準財政需要額と全国の公立大学の費用の発生状況を加味して算出している。具体的には、国が基準財政需要額を算定する際に収容定員900名の公立大学をモデルケースとして設定しているため、県立大学の収容定員が600名であることから、収入の理論値はモデルケースの3分の2と設定した。また、費用については、全国の公立大学の収容定員と費用の相関係数を算出し、当該相関係数を用いると収容定員が600名の場合は収容定員900名の場合に比べて経費

は 85.21%になることから、上述のモデルケースの支出額に 85.21%を乗じた金額を支出の理論値として設定した。そして、この収入の理論値と支出の理論値を比較し、収入が不足する 260,416 千円を「経常的な金額」として設定することとなった。

### ③ 授業料、入学料等

#### ア 納付手続

大学及び附属高校の授業料及び入学料の額等については、公立大学法人奈良県立大学料金規程（平成 27 年 4 月 1 日施行）に定められている。

大学の授業料については、4 月分から 9 月分までを前期、10 月分から 3 月分までを後期とし、理事長の指定する期日までに納付しなければならないと規定されている。また、入学料については、入学の日の 1 年前から引き続き県内に住所を有する者（県内生）とそうでない者（県外生）とで料金が異なっており、入学手続きをする際に納付しなければならないと定められている。

#### 大学授業料・入学料

授業料	前期（4 月分から 9 月分）	267,900 円
	後期（10 月分から 3 月分）	267,900 円
入学料	県内生	176,000 円
	県外生	352,000 円

附属高校の授業料については、4 月分から 9 月分までを前期、10 月分から 3 月分までを後期とし、理事長の指定する期日に納付しなければならないと規定されている。また、入学料については一律に定められており、入学手続きをする際に納付しなければならないと規定されている。

#### 附属高校授業料・入学料

授業料	前期（4 月分から 9 月分）	59,400 円
	後期（10 月分から 3 月分）	59,400 円
入学料	-	5,650 円

#### イ 授業料の減免について

大学の授業料の減免については、公立大学法人奈良県立大学授業料等減免規程（令和 2 年 1 月 27 日施行）に定められている。学生が授業料の減免制度を受けるには、減免申請書を総務課に提出し、選考を受ける必要がある。授業料等減免の認定要件は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「日本学生支援機構」という。）の給付型奨学金と同一であるため、日本学生支援機構の給付型奨学金に申し込みを行い、認定を受けた学生が授業料等減免の支援の対象となる。

附属高校の授業料の減免については、公立大学法人奈良県立大学附属高等学校授業料減免規程（以下、「附属高校減免規程」という。）（令和４年４月１日）に規定されている。生徒が授業料の減免を受けるには、授業料減免申請書に必要書類を添えて、学校に提出し、理事長による承認を得る必要がある。対象者の要件は、附属高校減免規程第２条に定められており、学校による実情の調査の結果、要件を満たす場合に授業料減免の支援の対象となる。

#### ウ 大学授業料の未収管理について

大学の授業料の内、１年以上延滞している債権について、連絡先が不明とならない限りは電話等によって督促を実施している。その上で、除籍又は退学等の理由により、回収見込みが立たなくなった際に、徴収不能引当金を計上する。

附属高校については、令和４年度は滞納債権はなかった。

#### ④ 雑収入

雑収入に関して、各課で現金を収受した際の領収書の発行及び管理については、公立大学法人奈良県立大学出納決算事務取扱要綱に定められている。領収書はエクセルで作成された所定の様式を使用し、現金を収受する都度、当該様式に必要な事項を記載して印刷、押印により発行している。発行の都度採番をし、大学控えはファイルに保管する運用となっている。

### (2) 監査手続

#### ① 大学授業料の減免について

大学授業料の減免手続について、規程の手順に従って処理されているか確認するために、減免申請書を閲覧した。また、令和４年度の大学授業料の減免額として計上されている奨学費について、修学支援補助金と金額が一致していることを確認した。

#### ② 大学授業料の未収管理について

支払が延滞している大学授業料について、適切に管理されているか確認するために債権管理簿を閲覧し、債権の回収状況が適切に記録され、回収見込みのない債権について、網羅的に徴収不能引当金が計上されていることを確認した。

#### ③ 領収書の管理について

領収書控えのファイルを閲覧し、連番管理に漏れが無いか確認した。また、県立大学は複写式の領収書伝票を使用せずに、エクセルで作成した所定の様式を使用しているが、当該運用方法が横領などのリスクを低減する統制として適切に機能しているか検討した。

(3) 結果及び意見

**【結果 19】**

現金収入について、収納金額の網羅性が担保されているか検証ができない状況となっている。収納金額の網羅性が担保されるような領収書の管理体制を構築する必要がある。

雑収入を現金等で収受する際、エクセルで作成した領収書を印刷して相手方に交付し、同じものを控えとして県立大学で保管する運用を行っている。印字された領収書番号は、エクセルで作成の都度、採番している。しかし、これでは、領収書番号を操作すれば、徴収金の横領があっても発覚することが難しい状況となっている。例えば、10枚の領収書を発行したにも関わらず9番までしか領収書番号を採番しなければ、領収書1枚分の徴収金額を横領しても発覚しないおそれがある。

あらかじめ連番の付された複写式の領収書を使用する、もしくは、領収書の発行者と現金収納者を分離するなどし、収受した現金の網羅的を担保する体制を構築する必要がある。

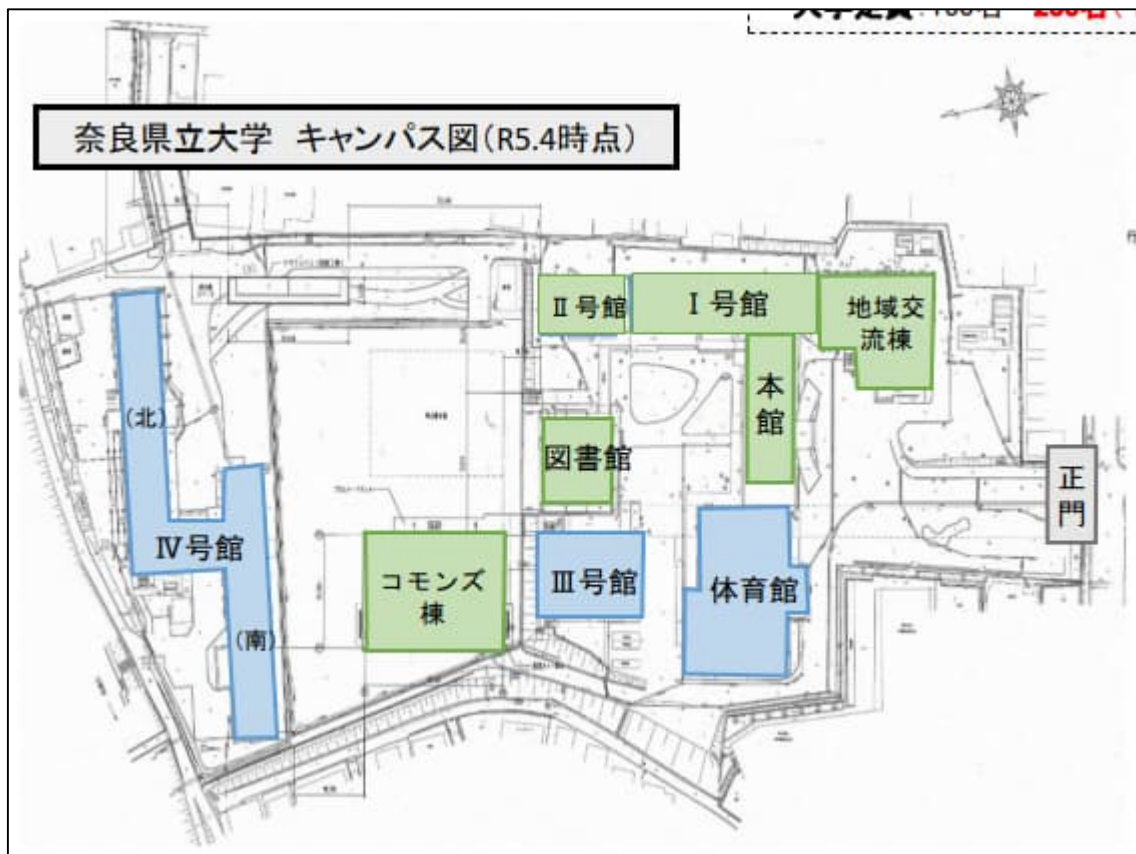
## 8 施設整備管理

### (1) 概要

#### ① 大学の施設整備

大学は奈良県奈良市船橋町10に1つのキャンパスを有する。昭和40年代に建築された施設が多く、施設改修・新築及び配置等の全体施設整備について、平成25年から検討を開始した。「少人数対話教育（学習コモンズシステム）の導入等、県立大学中期目標（平成27年度に策定）の教育改革の方向性に沿った環境整備を行うため、平成28年度に「奈良県立大学施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定した。平成30年6月に設置が決定された附属高校との高大連携を展開する拠点を整備するため、令和2年度に基本計画の一部を見直している。事業費は、総額で71億円程度を見込んでいる。

【大学の令和5年4月時点のキャンパス図】



(出典：県提供「県立大学の教育環境整備」について)

【基本計画（令和2年修正）でのキャンパス図】



(出典：県提供「県立大学の教育環境整備」について)

【解体を予定している建物】

建物名	Ⅲ号棟	Ⅳ号館（北）	Ⅳ号館（南）	体育館
延床面積（㎡）	896	2,166	1,249	902
筑後年数	平成元年 築34年	昭和44年 築54年	昭和45年 築53年	昭和44年 築54年
耐震性能（IS値）	新耐震	0.53	0.94	0.62
主な用途	多目的ホール	教室	クラブ室	体育館

(出典：県提供「県立大学の教育環境整備」について)

【既存施設の活用を予定している建物】

建物名	本館	Ⅰ号館	Ⅱ号館	地域交流棟
延床面積（㎡）	1,524	1,509	630	2,068
筑後年数	昭和47年 築51年	昭和43年 築55年	昭和46年 築52年	平成27年 築8年
耐震性能（IS値）	耐震改修済 (平成26年)	耐震改修済 (平成26年)	耐震改修済 (平成28年)	新耐震
主な用途	教員研究室	教室	学生食堂 学生会室	大学事務局



建物名	コモンズ棟	図書館 (改修)
延床面積 (㎡)	2,766	1,381
築後年数	令和 2 年 築 3 年	昭和 55 年 築 43 年
耐震性能 (IS 値)	新耐震	0.65
主な用途	教室	図書館

(出典：県提供「県立大学の教育環境整備」について)

#### 【新築・造成を予定している建物】

建物名	図書館 (増築)	クラブハウス	(仮) 教育 研究棟	体育館・ シアター棟
延床面積 (㎡)	1,841	269	4,942	1,798
竣工予定年度	令和 11 年	令和 5 年度	令和 8 年度	令和 14 年
主な用途	図書館	部室	教室 教員研究室 学生食堂	体育館

建物名	グラウンド 外構
延床面積 (㎡)	3,900
竣工予定年度	令和 16 年
主な用途	グラウンド 外構

(出典：県提供「県立大学の教育環境整備」について)

#### ② 附属高校の施設整備

附属高校は、奈良市六条西 3 丁目 24 番 1 号に施設を有する。令和 4 年度に旧奈良県立西の京高等学校の校舎を引き継いで開校し、既存の施設をそのまま利用している。現在の建物は、昭和 53 年に第 1 期工事、昭和 54 年に第 2 期工事、昭和 55 年に第 3 期工事が竣工し、竣工から 45 年程度が経過している。令和 2 年度までは、県立高校を所管する奈良県教育委員会が営繕計画を策定していたが、旧奈良県立西の京高等学校の廃止の決定にともない、同営繕計画からは除外されている。

#### (2) 監査手続

基本計画を閲覧し、計画どおりに進捗しているか否かや、見直しの要否を検討しているか等について、担当課に確認した。

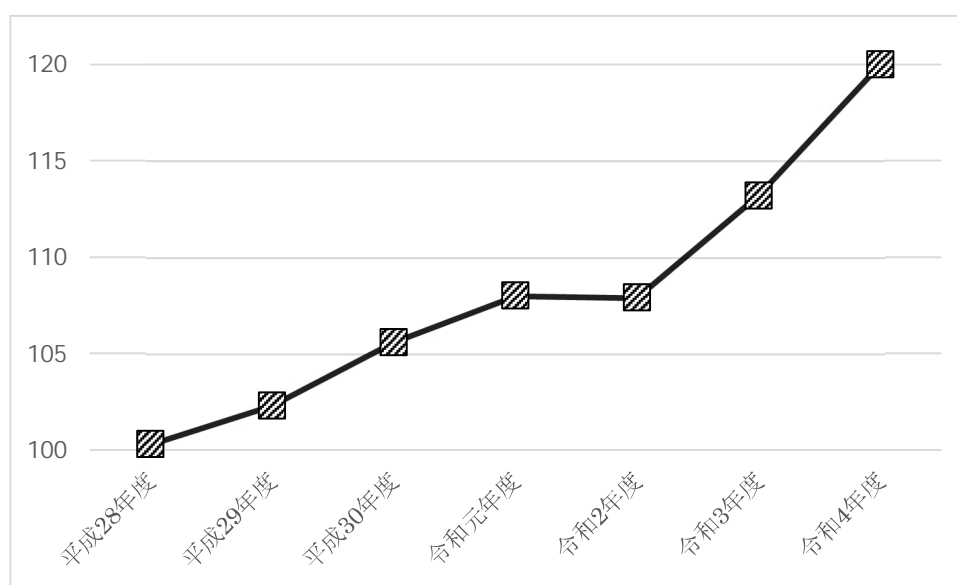
### (3) 結果及び意見

#### 【意見 17】

平成 28 年度に策定した基本計画で見込んだ事業費と実際の事業費が乖離している。今後の整備費用を適切に把握するためにも、基本計画を定期的に更新し、実行可能性を含めて継続的に検討することが望まれる。

平成 28 年度に基本計画を策定し、その後は令和 2 年度に附属高校との高大連携を展開する拠点の整備に関する事業を追加した以外、基本計画の見直しを実施していない。基本計画を策定した平成 28 年度に比べて、資材価格の高騰等の影響を受けて工事単価は上昇しており、国土交通省が発表する建設工事費デフレーターは平成 28 年度から令和 4 年度にかけて約 2 割も上昇している。

【建設工事費デフレーター（2015 年基準）の推移】



(出典：国土交通省発表建設工事費デフレーターから監査人が作成)

実際、令和 4 年度に竣工したクラブハウスについては、基本計画で見込まれていた工事費に比べて、実際の工事費は 2 倍以上の金額に膨れ上がっている。

【令和 4 年度に竣工したクラブハウスの基本計画と実績の比較】

	基本計画	実績	増減
工事費	60,256 千円	130,839 千円	+70,583 千円
平米単価	224,000 円	486,390 円	+262,390 円

基本計画では、総額で 71 億円の事業費を想定しているが、直近の状況からすると大きく増加することは確実であると考えられる。事業費の増加は、今後の県の財政に影響を及ぼすことが想定される。したがって、基本計画を定期的に更新して将来

の県の負担額を把握するとともに、県が負担できる範囲内なのかを検討し、実行可能性も含めて継続的に検討していくことが望まれる。

**【意見 18】**

附属高校の施設整備計画が存在しないため、大学と同じく、施設整備計画を策定することが望まれる。

附属高校は、旧奈良県立西の京高等学校の校舎を引き継いで開校し、既存の校舎をそのまま利用している。令和 2 年度までは、奈良県教育委員会が他の県立高校と同様に営繕計画を策定していたが、旧奈良県立西の京高等学校の廃校にともなって同営繕計画からは除外されている。一方、県立大学が平成 28 年度に策定した「奈良県立大学施設整備基本計画」には附属高校の施設整備計画は含まれていないため、現在は附属高校の施設整備計画が存在しないことになる。

附属高校の校舎は竣工から 40 年以上が経過し老朽化が進展している。したがって、今後の施設整備計画を策定し、長期的な視点で修繕や長寿命化、更新を検討することで、財政負担の軽減及び平準化を図ることが望まれる。

## 9 情報システム管理

### (1) 概要

県立大学で使用している主な情報システムは、以下のとおりである。

#### 【県立大学で使用している主な情報システムと用途】

情報システム名	主な用途
インターネットサーバーシステム	教職員がインターネットを利用したり、学内のネット環境に接続するためのサーバーシステム。ファイアウォールという、インターネット等の学外ネットワークから学内ネットワークに不正と判断した通信が侵入できないようにする仕組み等を担う。
事務系基盤システム	事務系の共有ファイル等のサーバーシステムであり、主に事務職員が利用する。
財務会計システム	財務諸表を作成するために、日々の会計伝票の入力や伝票データの集計、出力等を行うだけでなく、予算管理機能や Web バンキングデータの作成機能も有する。
人事給与システム	出退勤の時間記録機能を有し、別途管理している勤怠記録を入力することで、給与データの作成を行う。また、給与支払のための Web バンキングデータの作成も行う。
旅費システム	出張を行った際の旅費請求書等の作成を行う。
学務システム	学生の履修登録や成績管理等を行う。
図書館システム	図書データの登録（名称、JAN コード、配架場所等）を行い、登録された図書について貸し出し履歴の管理等を行う。

### (2) 監査手続

それぞれの情報システムの概要を把握するとともに、パスワードの管理方法やアクセス権の管理、バックアップの状況を所管担当課に確認した。

### (3) 結果及び意見

#### 【意見 19】

財務会計システム、人事給与システム及び図書館システムについて、システムの稼働とバックアップを県立大学敷地内のサーバーで実施している。地震や火災等の災害の発生可能性を考慮し、バックアップ方法を検討することが望ましい。

財務会計システム、人事給与システム及び図書館システムについて、システムを稼働させるためのサーバーとバックアップデータの保存先のサーバーが、共に県立

大学の敷地内に所在する。そのため、仮に地震や火災等の災害が発生した場合、両サーバーが破損し、バックアップデータが使用できず、復旧が困難になるおそれがある。

したがって、これらの情報システムについては、バックアップデータの保存先を遠隔地にする、もしくはクラウド上にする等を検討し、災害が発生した場合でも復旧が可能となる体制を構築することが望ましい。なお、図書館システムについては、最低限必要なデータ（図書名、金額等の情報）は定期的にクラウド上にバックアップデータを保存しているとのことであるが、貸出履歴はクラウド上への保存は実施していないとのことであったため、バックアップの方法を検討されたい。

## 第5 包括外部監査の結果及び意見（奈良県営競輪事業）

### 1 結果及び意見の概要

#### （1）調査対象とした業務の概要

奈良競輪は一般会計への繰出しが前提となっていることから、まず、中期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会にて将来の運営に向けた検討状況を確認した。そして、奈良競輪で実施されている業務のうち、購買管理、施設設備管理、収入・資金管理を対象に監査を実施した。包括委託は購買管理に含まれる業務であるが、重要な業務であるため、1節を設けている。また、基本的に奈良競輪場を対象部署としているが、一部は所管課である産業・観光・雇用振興部地域産業課も対象としている。

なお、奈良競輪場は県の一部署であることから、人事給与管理、システム管理等は本庁で実施しており、県全体で管理している業務については監査対象外としている。

#### （2）結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	結果及び意見の内容
109	意見 20	「奈良県営競輪あり方検討委員会」では、先5年間のみでの事業継続を検討しているが、設備の老朽化程度を勘案すれば、長期的な視点での経営判断が求められる状況である。速やかに奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。
112	意見 21	奈良県営競輪事業費特別会計について、官庁会計により決算を実施しているが、長期的な経営を検討するのであれば、公営企業会計を適用することが望ましい。
113	意見 22	施設整備基金の積立方針がないため、将来に必要な施設整備額を踏まえて積立額を算出することが望まれる。
114	意見 23	奈良競輪におけるSDGsの取り組みについて、外部への公表が行われていない。目標値を設定し、外部に向けて積極的に情報を公表していくことが望まれる。
120	結果 20	「令和4年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、当該委託業務の検収時に、仕様を満たしているかの確認が不十分であった。履行確認を慎重に実施する必要があることは当然のこと、履行確認を意識した仕様書を作成する必要がある。
121	結果 21	「令和4年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、業者から提出された運転日報に仕様書で求められる事項が記載されていないにもかかわらず、検収している。

頁	区分	結果及び意見の内容
		検収時は、履行確認を適切に実施する必要がある。
121	意見 24	業者から入手した参考見積額の平均額で予定価格を算出している事例が見受けられた。低廉な金額を採用しなかったことは経済合理性を欠くと考えられるが、予定価格の算出方法が規定されていないことが要因と考えられ、運用ルールを規定することが望まれる。
122	意見 25	競輪開催に伴う影響度を金額換算して近隣自治会に支給する奈良競輪開催地元協力費について、入場者数の減少等により影響度に変化が生じている可能性があるが、少なくとも過去 5 年間は支給額に変化がない。影響度の変化を評価し、奈良競輪地元協力費の見直しを検討することが望ましい。
125	意見 26	競輪場で実施したイベントについて、効果測定が実施されていない。効果指標を設定し、効果測定を実施することが望まれる。
126	意見 27	無料送迎バスの利用実績が低迷している時間帯がある。費用対効果分析を実施し、効率的な運行頻度となるよう検討を進めることが望ましい。
127	意見 28	包括委託先は、来場者の利便性向上や顧客満足度向上等を目的に、キャッシュレスサービスの導入を提案しているが、奈良競輪場の来場者の属性を踏まえて慎重に検討することが望ましい。
127	意見 29	奈良競輪場への来場者の属性把握が 5 年に一度しか実施されていない。入場者数の拡大策を検討するためにも、来場者の属性の把握は欠かせず、頻度を高めることが望ましい。
128	意見 30	日本トーターとの包括委託契約において、委託した業務がすべて実施されたか否かの確認が不十分であるため、業務の履行状況を網羅的に確認することが望まれる。
128	意見 31	包括委託業務のうち付随業務については、包括委託先業者から再委託に関する申請書を入手していない。再委託に関する情報を収集することは有用であると考えられることから、包括委託先業者から付随業務の再委託に関する申請書を入手することが望ましい。
129	意見 32	包括委託業務の再委託先業者からは暴力団排除条例に関する誓約書を入手していない。暴力団排除の実効性を高めるためにも、再委託先からも誓約書を入手することが望ましい。
134	意見 33	中長期的に施設設備の維持・更新を検討するためには、過去の修繕の記録や現況を把握する必要がある。これらの情報を施設カルテとして記録しているが、対象が一部の建築物にとどまっているため、すべての施設を対象に施設カルテを作成することが望まれる。
134	結果 22	物品を処分する際、処分したことを証する書類を入手していない事例が見受けられた。物品の処分の事実を証する書類を入手する必要がある。

頁	区分	結果及び意見の内容
137	意見 34	広告収入の実績が低迷していることから、広告収入の獲得に向けた取り組みを検討することが望ましい。
137	意見 35	特別観覧席（飛天交流館）の利用者数が低迷している日があることから、採算性の検討を行うことが望まれる。



## 2 中長期経営計画・奈良県営競輪あり方検討委員会

### (1) 概要

#### ① 奈良県営競輪あり方検討委員会の設置について

奈良競輪は、昭和 25 年の開設以来約 333 億円を一般会計に繰り出すなど、県財政に多大な貢献を果たしてきたが、公営ギャンブル全般の売上低迷の流れを受け、平成 22 年度には単年度で約 1 億 9 百万円の赤字、累積で 1 億 3 千万円余りの累積赤字を計上した。このような状況を受け、県は奈良競輪の将来のあり方等について幅広く検討を実施するために平成 24 年 9 月に学識経験者等からなる「奈良県営競輪あり方検討委員会」（以下、「あり方検討委員会」という。）を設置した。

#### ② あり方検討委員会の開催について

あり方検討委員会は、平成 24 年の設置以降、令和 5 年 7 月現在まで、合計で 23 回開催されている。令和 5 年 7 月現在の奈良県営競輪あり方検討委員会の委員は以下の通りである。

(敬称略)

所属等	氏名
おおみね法律事務所 弁護士	石黒 良彦
早稲田大学スポーツ科学学術院 学術院長	松岡 宏高
Iiful (イーフル) 株式会社 代表取締役	石川 聖子
奈良県サイクリング協会 副会長	上垣 憲一
一般社団法人南都経済研究所 理事長	西川 恵造

#### ③ 奈良競輪の今後の方向性の検討状況について

令和 4 年度の第 21 回奈良県営競輪あり方検討委員会において、令和 4 年度以降の競輪事業の方向性について以下のように結論付けられており、令和 5 年度現在は経営安定化を図る期間として位置づけられている。

< 令和 4 年度以降の競輪事業の方向性 (第 21 回の結論) >

- ・ 平成 25 年度以降、黒字で推移しており、現在の経営状況及び施設整備を含めた今後の収支見込みでは、令和 4 年度以降も継続可能な状況である。
- ・ 一方、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の開催状況及び収支変動などを注視する必要がある。
- ・ このため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間は引き続き競輪事業を実施するとともに、経営安定化を図る期間とする。

(第 23 回奈良県営競輪あり方検討委員会 補足資料より)

## (2) 監査手続

あり方検討委員会議事録の閲覧を通じて、奈良競輪の今後の運営方針に関する検討状況及び近年の経営成績、取り組み等について確認した。また奈良競輪の中長期経営計画、目標設定等について担当者へのヒアリングにより確認した。

## (3) 結果及び意見

### 【意見 20】

「奈良県営競輪あり方検討委員会」では、先5年間のみ事業継続を検討しているが、設備の老朽化程度を勘案すれば、長期的な視点での経営判断が求められる状況である。速やかに奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。

平成24年度より、「奈良県営競輪あり方検討委員会」を開催し、奈良競輪の存廃の議論をしてきた。これは、あり方検討委員会を立ち上げた当時、車券売上がピーク時の3分の1に減少し、特別会計の累積損失が1億円を超えたことを契機としている。その後、累積損失は解消したものの、長期的な展望が見通せない状況が続いたことから、3年間または5年間という期間にわたって運営を継続するか否かのみを決定してきた。直近では令和4年度から令和8年度までは運営を継続することは決定している。しかし、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要等も影響して車券売上高は増加傾向にあり、競輪事業を取り巻く環境はあり方検討委員会を立ち上げた当時と大きく異なってきている。5年間という短い期間での存廃を前提としていては、近視眼的な経営に陥り、例えば数十年先を見据えた設備投資が困難になるなど、長期的な視点での経営が難しくなる可能性がある。現状の設備の老朽化程度を勘案すれば、速やかに競輪事業の状況を分析し、奈良競輪の今後の方向性を検討することが望まれる。

なお、他の競輪場では、民間の資金を活用しながら、競輪にとどまらずファミリー層も楽しめるような地域の娯楽施設を目指している事例もあるため、参考にされたい。

#### 参考事例 1 玉野競輪場再編整備

岡山県玉野市が運営する玉野競輪場では、令和2年に玉野競輪場再編整備（第1期）の公募型プロポーザルを実施し、株式会社チャリ・ロトグループが落札した。事業は、玉野競輪場のメインスタンドを含む施設の一部を建て替え、これによって生じる空地に事業者が収益施設を建設して独立採算事業を営むもので、競輪場の運営も事業者が担うDBO（公設民営）方式である。令和4年2月にグランドオープンし、実際に選手が泊まる部屋に宿泊することができる業界初の競輪場併設ホテルとして選手宿舎兼ホテル「KEIRIN HOTEL 10（ケイリンホテル テン）」が開業した。また、地元瀬戸内の食材を使ったスパイス料理やクラフトビール等を提供し、競輪観戦の新しいスタイルを提案するレストラン「FORQ（フォーク）」がスタ

ンド棟に設けられている。さらに、外構には、デザイナーの手によるウォールペインティングやツリーサークルを設け、来場される方々に楽しんでいただけるよう趣向を凝らしている。

競輪場施設をコンパクトにまとめ、キャッシュレス端末の導入などで運営のスリム化も図っている。盆踊り大会や花火大会の開催、パラ競技・トライアスロン大会や学生の合宿にも利用できるスポーツ拠点とし、観光振興と地域活性化に寄与するというコンセプトのもと、運営されている。

#### 【玉野競輪場空撮】



(出典：チャリ・LOTO ホームページ)

#### 【選手宿舎兼ホテル「KEIRIN HOTEL 10」】



(出典：チャリ・LOTO ホームページ)

## 参考事例 2 千葉 JPF ドームの整備

施設の老朽化とそれに対する改修予算の確保がままならず廃止が取り沙汰されていた千葉競輪場について、運営委託先であった株式会社 JPF（当時は「日本写真判定株式会社」）が平成 28 年 6 月、国際自転車競技連合（UCI）公認規格に適合した「屋内 250 メートル周長の板張り走路」とする全面改修を自社で実施する提案を千葉市に行なった。その後平成 29 年 9 月に「屋内 250 メートル周長の板張り走路」への全面改修による競輪場存続が発表され、同年 12 月 15 日から 17 日の開催を最後に千葉競輪場は閉鎖された。その後、工事に着手し、新しい競輪場が令和 3 年 5 月に竣工し、約 80 億円の建設費用を負担した株式会社 JPF にちなんで千葉 JPF ドームと名付けられている。なお、令和 3 年 9 月にインターネット競輪投票サイト「TIPSTAR」を運営する株式会社 MIXI が千葉 JPF ドームの命名権を取得したことを受けて、令和 3 年 10 月 2 日より令和 13 年 10 月 1 日まで TIPSTAR DOME CHIBA（ティップスタードーム チバ）と名乗ることが発表されている。

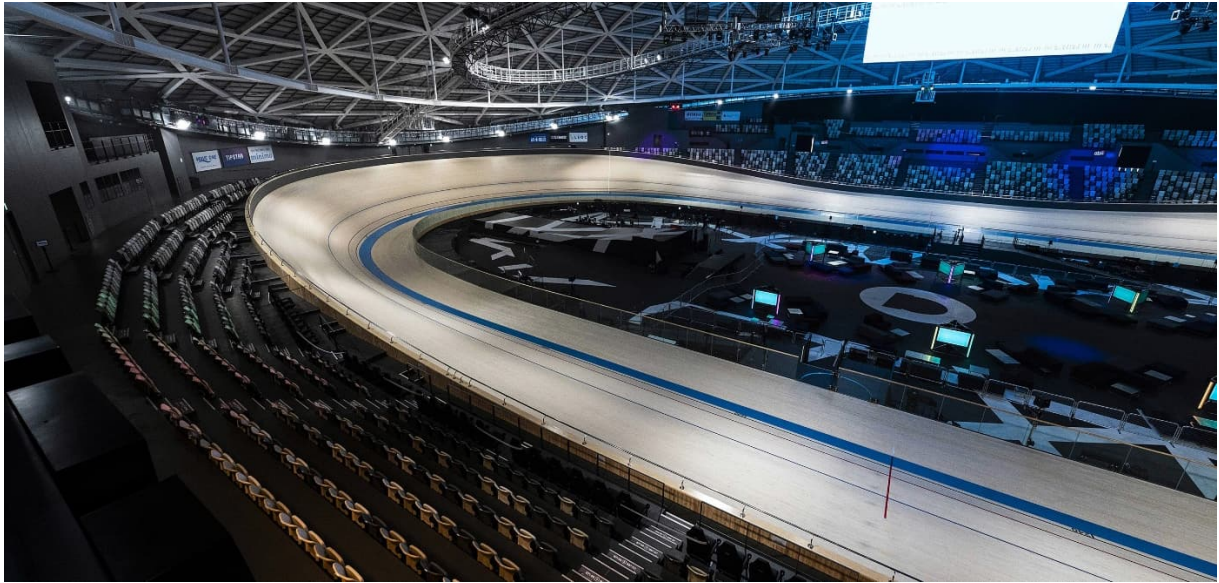
TIPSTAR DOME CHIBA は、自転車競技の国際規格に基づいた 250 メートル木製トラック（バンク）を有する多目的スポーツ施設であり、国際規格に基づいている施設は、国内では TIPSTAR DOME CHIBA を含めて 3 つしかない。バンクと座席の間に柵がなく臨場感を楽しめる構造になっており、また、ライブなどのイベント開催も可能で、令和 3 年 10 月には、「令和 3 年もうひとつの成人式」が開催されている。

### 【TIPSTAR DOME CHIBA の外観】



（出典：TIPSTAR DOME CHIBA OFFICIAL WEBSITE ホームページ）

### 【TIPSTAR DOME CHIBA のバンク及び観客席】



(出典：TIPSTAR DOME CHIBA OFFICIAL WEBSITE ホームページ)

#### 【意見 21】

奈良県営競輪事業費特別会計について、官庁会計により決算を実施しているが、長期的な経営を検討するのであれば、公営企業会計を適用することが望ましい。

奈良県営競輪事業費特別会計は、県の財政上特別会計として位置づけられており、官庁会計（収支会計方式）により決算書を作成している。収支会計方式の場合、決算書類は現金主義により作成され、例えば固定資産を取得した場合は、取得した年度に一括して支出として計上される。そのため、大規模な投資の有無により収支の額が大きく変動することになり、長期的視点を踏まえた経営成績の把握には適さない。また、収支会計方式によると奈良競輪が保有する資産負債の額が決算書類情報から読み取ることができないため、財政状態の把握も困難である。

このように、収支会計方式による決算情報のみでは、長期的な視点での経営成績の把握及び分析、財政状態の管理が困難という課題がある。今後、奈良競輪を長期的に運営する場合には、減価償却費も含めたフルコスト情報を把握したうえで、各事業年度の適正な損益情報及び財政状態を把握・管理を実施していくことが必要不可欠と考えられる。したがって、発生主義による会計方式である公営企業会計を適用し、減価償却費も含めた損益情報及び貸借対照表の作成による財政状態の把握管理が望まれる。

競輪事業は独立採算で、利益計上を目指す事業である。営利事業を営む民間企業では当然に発生主義会計を適用しており、自治体でも上水道事業や下水道事業、病院事業等については発生主義会計を適用している。一般会計への繰出しを前提に運営されている競輪事業は、これらの公営企業より営利的性格が強いことからすると、発生主義会計が適用されて当然ともいえる。実際、同じ公営競技である競艇事業は

公営企業会計を適用している事例が多数あり、競輪事業でも北九州市では公営企業局を設置し競艇事業と併せて公営企業会計を適用していることから、参考にされたい。

**【意見 22】**

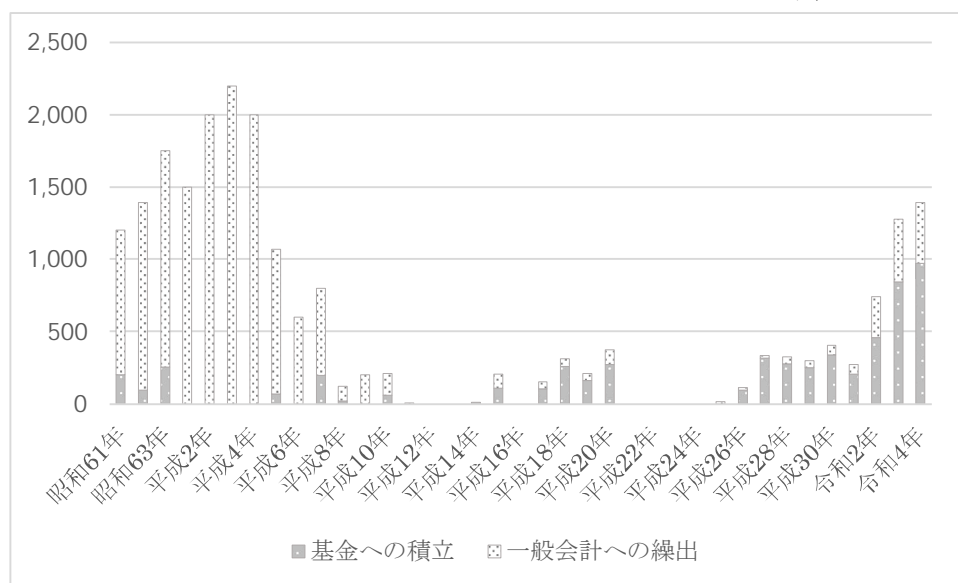
**施設整備基金の積立方針がないため、将来に必要な施設整備額を踏まえて積立額を算出することが望まれる。**

奈良競輪では、各事業年度の歳入から、総務費及び事業費並びに繰越金（運転資金）を差し引いた剰余金について、一般会計への繰出と施設整備基金への積み立てに利用している。そして、一般会計への繰出と基金への積立額については、剰余金の額に応じて毎事業年度ごとに個別判断で決定しており、明確な判断基準は設けられていない。

しかし、上述の方法では、将来的に必要な資金が積立てできずに施設整備ができず、競輪場の継続が困難となる可能性がある。現在は、剰余金のうちの一定額を一般会計へ繰出しているが、将来の施設整備を考慮すると、近年は施設整備基金への積立額が一般会計への繰出しに比べて多くなっているとはいえ、繰出しが過大であったことが後年に判明する可能性も否定できない。奈良競輪を今後も中長期に経営していく場合には、まず必要な施設整備額を算出し、当該金額が計画的に積立てられるよう、積立方針を明確化することが望ましい。

**【一般会計の繰出と基金への積立の推移】**

単位：百万円



(出典：県提供「県提出一般会計への繰出金 決算状況の推移」「奈良県営競輪施設整備基金の状況」より監査人が作成)

## 【意見 23】

奈良競輪における SDGs の取り組みについて、外部への公表が行われていない。目標値を設定し、外部に向けて積極的に情報を公表していくことが望まれる。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載の、持続可能な世界を実現するための国際目標である。SDGs は近年大きな注目を集めており、民間企業や地方自治体でも SDGs 推進に関する取り組みを実施し、ホームページ等で情報開示を行っている状況である。

競輪事業についても例外ではなく、経済産業省所轄の車両協議小委員会の第 18 回開催資料「中期基本方針」において、「社会還元最大化のために競輪を行っていることを強く再認識し、SDGs の視点も踏まえ、継続的に競輪の売上・収益を社会に還元する必要がある。」と言及されるなど、競輪事業においても SDGs に関する取り組みの重要度が高まりつつある。実際に北九州市では小倉競輪場の主な取り組みと SDGs のゴールの関係について関連付けを行い、市のホームページで公表するなど SDGs に関する取り組みの推進、外部への公表を進めている競輪場も出てきている状況である。

このような状況を受け、あり方検討委員会においても、競輪事業の今後の取り組みと SDGs の 17 個のゴールとの紐づけを検討するなど SDGs 推進に向けた検討が進められているが、SDGs に関する具体的な目標設定や外部への情報公開は行われていない。



(出典：第 23 回奈良県営競輪あり方検討委員会 開催資料)

SDGs に関しては世間の注目度も高まっていることから、SDGs に関する情報開示を行うことは競輪事業の公益性の PR や競輪の認知度の向上を図る上で有用と考えられる。今後の奈良競輪の存続方針も踏まえて、SDGs に関する具体的な目標設定および情報開示を推進することを検討されたい。



### 3 購買管理

#### (1) 概要

##### ① 奈良競輪の購買業務の規模

奈良競輪の令和4年度の歳出総額 27,626,473 千円のうち、20,282,844 千円が車券の払戻金等である。また、場外への販売委託費等が 3,184,471 千円、JKA 等への負担金が 1,021,607 千円、人件費が 43,065 千円、包括委託（後述の「第5 4 包括委託」において詳細に記述する。）が 722,799 千円、競輪施設整備基金積立金への積立が 972,034 千円、一般会計への繰出が 422,000 千円となっており、その他経費は 977,651 千円となっている。その他経費のうち、選手賞金が 673,371 千円（後述の「第5 6 収入・資金管理」において詳細に記述する。）、消費税が 13,935 千円となっており、実質的な購買業務は 304,280 千円となっている。

##### ② 奈良競輪の契約事務

奈良競輪の運営に係る支出については、基本的に奈良競輪場で処理するが、支出内容によって一部異なる取り決めがあり、修繕工事は 1,000 万円を超える契約については、所管課である産業・観光・雇用振興部地域産業課で処理する運用となっている。

#### ア 一般競争入札

一般競争入札とは、県が契約内容や入札の参加資格を公告して、「最も有利な条件」を提示した入札者と契約を結ぶ入札方式をいう。地方自治法第 234 条第 1 項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されており、一般競争入札は原則的な契約締結方法となっている。しかし、一般競争入札は、契約の透明性が最も高い一方、手続に時間を要したり、入札参加者が限られる場合がある。そのため、例外的に、指名競争入札や随意契約等が規定されている。

#### イ 指名競争入札

指名競争入札は、あらかじめ入札参加者として適切な者を選定し、指名された入札参加者による競争入札で契約先を選定する契約方法である。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 22 号）第 167 条において、下記のとおり、指名競争入札によることができる条件が定められている。

#### 地方自治法施行令

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付す

る必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

上記条件には後述する随意契約の条件との類似点が認められるが、業務の専門性、効率性、有利性の観点により定められた随意契約の条件の利点を活かし、さらに競争性をもたせ、不当な契約締結を防ぎ、経済性も確保できるように配慮された内容となっており、合理的な選定方法であると考えられる。

競争性があることから、随意契約と比べると不当な内容の契約は排除できるが、例外的な契約方法とされ、その選択には相応の適切性・合理性が必要となり、その公平性を確保するためには情報の公表も求められる。特に、指名競争入札を採用した経緯と契約先の選定理由については、業者間での不公平が生じないよう、事後的な妥当性検証も可能となるよう、案件ごとに記録を残すことが必要となる。

県では、奈良県契約規則（昭和 39 年県規則第 14 号）（以下、「県契約規則」という。）で、指名競争入札の参加者の資格について、一般競争入札に準じた入札参加資格の他、指名する参加者を極端に制限することなく、契約の種類及び金額に応じた要件を定め、施工能力、技術、専門性の確保を図っている。

県契約規則

第 12 条 令第 167 条の 11 第 2 項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。

第 13 条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、当該入札が建設工事の請負契約に係る場合にあつては 5 人以上、その他の場合にあつては 3 人以上を指名することを原則とする

ウ 随意契約とは

地方自治体における売買、貸借、請負その他の契約においては、公費が支出されることから、契約先の選定が公正に行われ、提供される物品・サービスが契約額に見合った適正なものでなければならない。したがって、一般競争入札による契約が原則とされるが、例外的な契約方法の一つとして随意契約が認められている（地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項）。

随意契約とは、競争入札によらず、契約先を任意に選定する契約方法である。随意契約では入札管理業務に係る事務手続を省略することができ、その手間と契約金額を比較考量すると効率的であり、緊急案件等の場合には機動的な選定も可能となる。その一方で、特定の契約先との間で恣意的な価格で契約が締結されるおそれがあり、その物品・サービスの提供が適正になされない可能性もあるため、随意契約によることができる要件が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号において規定されている。

## エ 随意契約によることができる場合

随意契約によることができる場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項において 9 つの事例があげられているが、以下では、主なものを抜粋して記述する。

### i 1号随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号において、予定価格が「管理規程で定める額を超えない」という条件を定めているが、これは金額的重要性の観点より、入札管理業務に係る事務手続の時間・手間と契約金額を比較考量した結果、効率性を優先させるほうが合理的であるという判断によるもので、契約の性質に応じて管理規程で定められた金額基準以上又は以下の予定価格であれば、任意に契約先を選定できるとするものである。

県では、次のとおり、県契約規則第 16 条第 1 項に随意契約ができる予定価格の基準を規定している。

#### 県契約規則

第 16 条 随意契約によることができる場合における令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する予定価格（単価による契約にあつては、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額）（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）について規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 工事又は製造の請負 250 万円
- 2 財産の買入れ 160 万円
- 3 物件の借入れ 80 万円
- 4 財産の売払い 50 万円
- 5 物件の貸付け 30 万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

県では上記に準じ、さらに価格の適正性を確保するために、上記の価格以下であれば無条件に任意の契約先を選定できるとしているわけではなく、1 号随意契約においても、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴取することを義務付けている（県契約規則第 16 条第 2 項）。

### ii 2号随意契約

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号において、「性質又は目的が競争入札に適しない」場合には、随意契約によることができるとされているが、これは、業務の特殊性、専門性により契約先が 1 社又は 1 人に限定される場合のことである。この場合、競争入札により公募を行ったとしても、対象業務を行える能力のある者は 1 社又は 1 人であるため、当該相手方と契約することとなる。したがって、入札管理業務に係る事務手続を省略できるとされている。

### iii 5号随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号において、「緊急の必要により競争入札に付することができない」場合には、随意契約によることができるとされているが、これは入札による契約先選定に係る時間と契約対象業務の緊急性を比較考量した結果、緊急性を優先させるべきという判断によるものである。

### iv 6号随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号において、「競争入札に付することが不利と認められる」場合には、随意契約によることができるとされている。これは主に関連業務等での効率性の観点で定められている。

## ③ 奈良競輪開催地元協力費

奈良競輪は、毎年、競輪開催に対する周辺地域住民の協力に対する対価として、周辺地域の自治会に対し、地元協力費を交付・支給している。交付対象となる範囲は、奈良競輪場を基点として概ね半径2,000mの区域内に所在する地域（ミッドナイト競輪開催時は概ね半径300mの区域内の地域）で、競輪ファン及び自動車交通の増加、場内騒音、照明の漏光等、当該地域住民の生活環境等に影響を及ぼしている地域を対象としている。

また、奈良競輪では、「競輪開催に伴う地元協力費の支給基準（本場・場外）」に定めた以下の要素ごとに各自治会への影響度を点数化し、その点数の合計値に基づいて各自治会に対する支給金額を算定している。令和4年度においては総額で20,338千円を支給している。

- ・ 自動車交通量の増加による生活への影響
- ・ 自動車及びファンの通行による定期バス運行時刻の遅延による影響
- ・ 自動車の路上駐車による生活上の影響
- ・ 自動車の通行増加による児童生徒の通学上の影響
- ・ ファンの通行（歩行）による影響
- ・ ファンの横行による（歩行）による影響
- ・ 農耕作業上の支障
- ・ 農地及び農作物に対するいたずら等の迷惑
- ・ 生活環境の阻害
- ・ モーニング、ナイター及びミッドナイト競輪開催時の騒音による生活上の影響
- ・ ナイター及びミッドナイト競輪開催時の漏光による生活上の影響
- ・ ナイター及びミッドナイト競輪開催時の漏光による農作物への影響
- ・ 特殊事情

奈良競輪開催地元協力費の支給額を確認したところ、少なくとも過去5年間、各自治会の要素ごとの評価点数に変化はなく、結果、各自治会への1開催当たりの奈良競輪地元協力費にも変化がなかった。

(2) 監査手続

令和4年度の奈良競輪の支出取引から任意に抽出し、契約締結方法が規程等に従っているか、また、支出額の削減努力が行われているかを確認した。

(3) 結果及び意見

**【結果 20】**

「令和4年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、当該委託業務の検収時に、仕様を満たしているかの確認が不十分であった。履行確認を慎重に実施する必要があることは当然のこと、履行確認を意識した仕様書を作成する必要がある。

以下の業務については、「性質又は目的が競争入札に適しない」として2号随意契約を締結している。

業務名	令和4年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託
契約期間	令和5年2月1日から令和5年2月6日
契約代金	3,521,760円（税込）
契約相手先	株式会社ワールドヘリテイジ

通常は奈良競輪場内の選手宿舎に選手全員が宿泊することが可能であるが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一部屋に宿泊する選手の数を制限したため宿舎の部屋数が足りず、外部の宿泊施設を賃貸する必要が生じた。ただ、選手の競争条件を同一にする必要があることから、奈良競輪場内の選手宿舎で提供する食事と外部の宿泊施設で提供する食事を同一にすること理由に、奈良競輪場の選手宿舎の選手食堂の事業者である株式会社ワールドヘリテイジと2号随意契約を締結した。

しかし、事業者から提出された完了検査報告書では、2号随意契約の主な理由となった、外部の宿泊施設で提供された食事の内容（メニューなど）が選手宿舎と同一であるかの記載がなく、提出された資料のみでは仕様を満たしているかが判別できなかった。検収時には、仕様を満たしているか、慎重に判断する必要がある。また、仕様書にて業者に対して提供した食事の内容に関する資料の提出を求めるなど、履行確認を意識して調達業務を実施する必要がある。

### 【結果 21】

「令和 4 年度記念競輪（春日賞）開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、業者から提出された運転日報に仕様書で求められる事項が記載されていないにもかかわらず、検収している。検収時は、履行確認を適切に実施する必要がある。

結果 20 で述べた委託業務では、送迎バス運行業務も委託している。運行業務については、仕様書にて、次の業務の履行が求められている。

#### 仕様書 3 業務内容 (2) 送迎バス運行業務

受注者は、次の項目を記載した車両運行日報を送迎バス毎に作成し、業務完了後に発注者に提出すること（様式任意）。

運転者氏名、運行日時、乗車人数、走行ルートの概要、送迎バスの走行キロメートル（送迎開始前後）、運転前点検の内容・状況

しかし、委託先である株式会社ワールドヘリテージから提出された運転日報には、仕様書で記載が求められている運転前点検の内容・状況が記載されていなかった。この点、奈良競輪は指摘することなく、当該業務の検収を実施していた。検収時は、履行確認を適切に実施し、仕様書で求められる事項が履行されていない場合には、委託業者に対して履行を促す必要がある。

### 【意見 24】

業者から入手した参考見積額の平均額で予定価格を算出している事例が見受けられた。低廉な金額を採用しなかったことは経済合理性を欠くと考えられるが、予定価格の算出方法が規定されていないことが要因と考えられ、運用ルールを規定することが望まれる。

以下の業務について、業務委託契約を締結している。

業務名	令和 4 年度モーニング競輪 PR 事業（10 月分）の業務委託
契約期間	令和 4 年 10 月
契約代金	301,400 円（税別）
契約相手先	株式会社弘報館

当該業務は、モーニング競輪 PR のためのラジオ CM の作成、放送の業務委託であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に適合すると判断して随意契約を締結した。

当該業務委託の予定価格の算出にあたり、奈良競輪では、2 者から入手した参考見積額の平均額を利用していた。複数者の参考見積額から予定価格を算定する際、低廉な金額ではなく平均額を採用することは特殊な案件を除いてその合理性は低い

と考えられるが、伺い等において特に理由は記載されておらず、担当者からも明確な理由の回答はなかった。奈良競輪では予定価格の算定方法を定めたルールがなく、各人の判断で予定価格を算出しているが、最適な調達が可能となるよう、奈良競輪での運用ルールを規定することが望まれる。

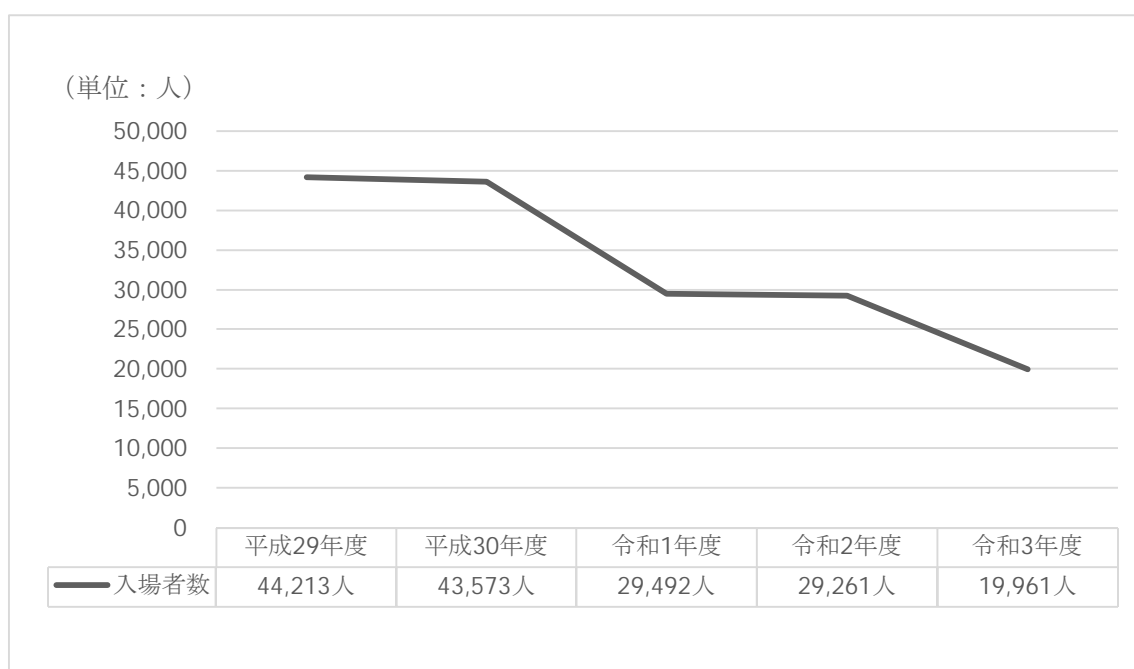
**【意見 25】**

競輪開催に伴う影響度を金額換算して近隣自治会に支給する奈良競輪開催地元協力費について、入場者数の減少等により影響度に変化が生じている可能性があるが、少なくとも過去5年間は支給額に変化がない。影響度の変化を評価し、奈良競輪地元協力費の見直しを検討することが望ましい。

奈良競輪は、「競輪開催に伴う地元協力費の支給基準（本場・場外）」で定めた要素ごとに近隣自治会への影響度を点数化し、その点数の合計値に基づいて各自治会に対して奈良競輪開催地元協力費を支給している。入場者数の減少等、奈良競輪を取り巻く環境が変化しているにも関わらず、少なくとも過去5年間、各自治会の要素ごとの評価点数に変化はなく、結果、各自治会への1開催当たりの奈良競輪地元協力費に変化はなかった。

例えば、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあって奈良競輪場の入場者数は以下の通り減少し、上記の各要素の影響度にも変化があるものと推察される。ただ、一時的に入場者数が減少しているだけで、今後は大きく回復する可能性もあることから慎重に判断することが必要ではあるが、常に変化がないかを確認し、状況に合わせて奈良競輪地元協力費の見直しを検討することが望ましい。

**【奈良競輪場の入場者数の変化】**



(出典：県提出入場者数の推移)

## 4 包括委託

### (1) 概要

#### ① 包括委託契約の内容

奈良競輪は平成 21 年頃からの業績悪化を受け、民間ノウハウを活用した新規顧客獲得のため平成 26 年度より包括外部委託を導入している。現在の包括委託契約の概要は以下のとおりである。

契約先名	日本トーター株式会社
委託業務内容	<p>(1) 開催業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競輪開催に関する各種業務の運営統括及び総務業務</li> <li>・車券販売、払戻に関する業務</li> <li>・場内の情報提供に関する業務</li> <li>・ファンサービスイベント等の実施に関する業務</li> <li>・車券発売払戻機等設置に関する業務</li> <li>・駐車場の警備、場内外の清掃に関する業務</li> <li>・問い合わせやトラブル、苦情に対する対応等</li> <li>・選手宿舎に関する業務</li> <li>・競輪開催に係る施設、設備の管理に関する業務</li> </ul> <p>(2) 事務業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本場開催及び場外車券発売にかかる他場及び関係機関との契約等一連業務</li> <li>・広報、宣伝企画業務</li> <li>・各種調査・報告事項への対応業務</li> <li>・その他競輪事業実施に必要な業務</li> <li>・施行者が行う開催業務、通年業務等の支援</li> </ul>
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間)
契約金額	<p>年額 404,545,455 円 (消費税及び地方消費税を除く)</p> <p>※ただし、開催日数の変更や特別競輪の開催が行われる際は別途協議のうえ、定める。</p>
入札方式	プロポーザル方式
再委託	有。2 件 (駐車場警備 1 件、無料送迎バス運行 1 件)。

#### ② 日本トーター株式会社の概要

会社名	日本トーター株式会社
設立	昭和 57 年 4 月
資本金	1 億円
代表者氏名	鹿島将彦
社員数	2,897 名 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
本店所在地	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号



業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営競技の企画、運営及び開催受託に関する業務並びにコンサルタント業務</li> <li>・ 各種情報通信システムの設計、構築、販売、賃貸、レンタル、保守及び運用に関する業務</li> <li>・ 映像音響システムの設計、構築、販売、賃貸、レンタル、保守及び運用に関する業務</li> <li>・ 各種映像コンテンツの制作及び運用に関する業務</li> <li>・ ゲームコンテンツの制作及び運用に関する業務</li> <li>・ 機械器具設置工事の施工、監理及び請負に関する業務</li> <li>・ 電気工事の施工、監理及び請負に関する業務</li> <li>・ 電気通信工事の施工、監理及び請負に関する業務</li> <li>・ 広告及び宣伝の企画、立案及び制作に関する業務</li> <li>・ 警備業に関する業務</li> <li>・ 飲食店の経営に関する業務</li> <li>・ 労働者の派遣及び有料職業紹介に関する業務</li> </ul>
------	--

(出典：日本トーター株式会社のホームページより 令和5年11月27日閲覧)

### ③ 全国競輪場の包括外部委託状況

令和4年1月現在の全国競輪場（全43場）の包括外部委託契約の導入状況は以下のとおりである。

包括委託先	場数
日本トーター（株）	11
（株）JPF	5
トータリゼータエンジニアリング(株)	3
（株）チャリ・ロト	2
松戸公産（株）	1
（公財）JKA	1
包括委託契約の締結なし	20
合計	43

### （2）監査手続

奈良競輪の担当者へのヒアリング及び包括委託先である日本トーター株式会社（以下、「日本トーター」という。）の担当者へのヒアリング、包括委託契約関連資料の閲覧により包括委託契約先の選定状況、業務の履行確認、効果測定等の実施状況を確認した。

(3) 結果及び意見

**【意見 26】**

競輪場で実施したイベントについて、効果測定が実施されていない。効果指標を設定し、効果測定を実施することが望まれる。

奈良競輪では、本場開催日と他場の車券販売日以外について、競輪場の新規ファンの獲得、地域貢献のため各種イベントを実施している。当該イベントについては県の担当者の助言等も踏まえたうえで、包括委託先である日本トーターにより企画・運営されている。令和4年度の実施イベントは以下の通りである。

実施日	イベント名	概要
8月13日	サマーフェスティバル 2022	グルメブースや子供向け縁日ブースなどの夏祭りイベント
9月10日	お月見和菓子プレゼント	飛天交流館先着入場 30 名に和菓子プレゼント
10月11日	はきものプレゼント	未確定車券 300 円分定時で破棄元男女ペアセットプレゼント
10月30日	ハロウィンプレゼント	先着 150 名にお菓子プレゼント
11月3日	第3回キックバイク大会	未就学児向けのキックバイク大会
11月26日、 27日	競輪カレンダープレゼント	飛天交流館、多目的ホール先着入場者にカレンダープレゼント
12月11日 から13日	競輪カレンダープレゼント	東西門、飛天交流館先着入場者にカレンダープレゼント
12月25日	クリスマスプレゼント	先着 150 名にクリスマスクッキープレゼント
1月1日	紅白餅プレゼント	先着 180 名に紅白餅プレゼント
1月8日	新春 GOGO フェスティバル	先着 100 名に未確定車券 200 円分提示で果物又はお菓子プレゼント
1月10日	選手トークショー	脇本雄太選手のトークショー
1月28日	奈良記念出場選手 PR	サテライト大阪にて奈良記念出場選手によるトークイベント
2月12日	バレンタインデープレゼント	先着 150 名にバレンタインチョコプレゼント
3月12日	ホワイトデープレゼント	先着 150 名にホワイトデークッキープレゼント
3月19日	バンク走行体験会	バックヤード見学、バンク走行体験など

実施したイベントの概略等は、年度の事業実施報告書の添付書類として日本トーターから県に報告されるが、報告される内容はイベントの実施日、概要、告知方法などであり、イベントの参加者数やアンケート結果などは報告されておらず、県においても各イベントについて効果指標の設定や詳細な効果検証は実施していない。

競輪場のイベントはファンサービスと併せて新規ファンの獲得や地域貢献を目的としていることから、実施したイベントが当該目的に対して効果的であったかを検証することは重要である。実施したイベントについてはアンケート調査等を実施するように包括委託先に指導し、その情報をもとにイベントの効果検証を行うことで、次年度以降の実施イベントの検討の判断材料とすることが望まれる。

**【意見 27】**

無料送迎バスの利用実績が低迷している時間帯がある。費用対効果分析を実施し、効率的な運行頻度となるよう検討を進めることが望ましい。

奈良競輪は、本場開催日と他場の車券販売日について、1日当たり往路7本、復路9本の無料送迎バスを運行している。なお無料送迎バスは包括委託先の日本トーターの再委託先である近畿日本ツーリスト株式会社が運営している。

**大和西大寺駅より無料送迎バスが運行中**

※天候・道路状況・その他の要因により、停留所への発着時刻が遅れる場合がございますので予めご了承下さい。



無料バス時刻表（通常）

	大和西大寺駅発 奈良競輪場 <small>ゆき</small>	奈良競輪場発 大和西大寺駅 <small>きり</small>
9	50	
10	20 50	35
11	50	15
12	50	15
13	50	15
14	55	15
15		15 40
16		17 <b>最終</b>

無料バス時刻表（ナイター本場開催）

	大和西大寺駅発 奈良競輪場 <small>ゆき</small>	奈良競輪場発 大和西大寺駅 <small>きり</small>
9	50	
10	20 50	35
11	50	15
12	50	15
13	50	15
14	<b>※1</b> 35	15
15	55	15 <b>※1</b>
16	55	15
17	55	15
18	55	15
19		15 40
20		<b>最終</b>

無料送迎バスは、本場開催の春日賞争覇戦（GⅢ）開催時などは利用者が多い状況である一方で、他場の車券販売日は1日当たりの平均乗車人数は40名から50名程度であり、時間帯によっては乗車人数が0名から1名程度の便も散見される。

無料送迎バスの運行については、高齢の利用者に安全に競輪場に来場してもらう目的もあるため慎重な検討が必要ではあるが、無料バスの運行コストも包括委託契約の一部に含まれている以上、費用対効果に見合った運行が必要である。

無料送迎バスの利用実績や無料送迎バス利用者の車券購入状況の分析も踏まえ、無料送迎バスの運行日を限定するなど、運航頻度を検討することが望まれる。

### 【意見 28】

包括委託先は、来場者の利便性向上や顧客満足度向上等を目的に、キャッシュレスサービスの導入を提案しているが、奈良競輪場の来場者の属性を踏まえて慎重に検討することが望ましい。

包括委託先の日本トーターは、プロポーザルでの提案事項にキャッシュレスサービスの導入を掲げており、当包括契約期間でのキャッシュレスサービスの導入を提案している。

キャッシュレスサービスの導入には県の規程整備が必要であるが、現時点においては規程の作成議論が行われているに留まり、当初予定していた令和5年度内の導入は実現しない見通しである。

現在導入予定のサービスは、利用者が会員登録してプリペイドカードを発行し、競輪場内で現金で事前にチャージし、チャージ額に応じて車券が購入できるというものである。これにより決済の簡素化、迅速化、利用者の属性や定性的なデータの取得、ポイント還元やクーポン配布等の新たなサービス提供を実現できると考えている。

キャッシュレスサービスの導入に伴うメリットは複数あるものの、導入にあたっては、包括委託先である日本トーターの自動発払機を新たに導入し、機械の維持費を負担する必要があるなどのデメリットもあるため、導入によるメリットとコストを比較し、導入の是非を慎重に検討することが望ましい。

### 【意見 29】

奈良競輪場への来場者の属性把握が5年に1度しか実施されていない。入場者数の拡大策を検討するためにも、来場者の属性の把握は欠かせず、頻度を高めることが望ましい。

場内での売上の拡大施策、中長期計画の策定を行うためには、来場者の属性把握が重要であるが、来場者へのアンケートは日本トーターが独自に5年に1度行っているのみとなっている。他場では、来場ごとにポイントの貯まるポイントカードを導入して来場者の属性把握を試みている事例もあるが、個人情報保護法（平成15年

法律第 57 号) の関係で、県独自の個人情報収集は難しい面がある。したがって、包括委託業務の仕様にアンケートの実施を組み込み、頻度を高めることが望ましい。

**【意見 30】**

日本トーターとの包括委託契約において、委託した業務がすべて実施されたか否かの確認が不十分であるため、業務の履行状況を網羅的に確認することが望まれる。

日本トーターとの包括委託契約において、委託する業務の内容は「奈良県営競輪場開催業務等包括委託仕様書」において定められており、主な業務内容は以下の通りである。

業務名	
・ 開催事務局業務	・ 競輪カレンダーの購入・配布業務
・ 特別観覧席（飛天交流館）運営業務	・ 選手宿舍管理業務
・ 現金輸送業務	・ 記念競輪ポスター、リーフレットの作成業務
・ 統制（集計センター）業務	・ ホームページ管理業務
・ ファン送迎バス運行業務	・ 民間ポータルサイト・電話投票の契約等事務
・ ファンサービス・イベント業務	・ 防災訓練の実施

※上記含め合計 90 個の業務を委託

日本トーターが業務を適切に実施したか否かの履行確認は、月次で開催業務実施報告書を、年次で事業実績報告書を受領し、競輪場内整備等の管理に関する業務や売上実績等の報告を受けることで実施している。

しかし、仕様書で定められた約 90 の業務が網羅的に履行されているか、これらの報告書では当該月に実施した業務が仕様書のどの項目にあたるのかを確認することができなかった。委託契約の履行確認にあたっては、網羅的にすべての業務が履行されているか確認できるように報告書の内容を見直すことが望まれる。

**【意見 31】**

包括委託業務のうち付随業務については、包括委託先業者から再委託に関する申請書を入手していない。再委託に関する情報を収集することは有用であると考えられることから、包括委託先業者から付随業務の再委託に関する申請書を入手することが望ましい。

奈良競輪は、競輪事業における民間ノウハウ活用のため日本トーターに包括委託契約を締結しており、開催業務のほか、広告業務や車券販売、清掃、警備など競輪事業に付随する業務について一括して委託を行っている。

日本トーターは包括委託業務のうち、競輪場への無料送迎バスの運行について近畿日本ツーリスト株式会社に、駐車場の警備について株式会社コアズに再委託を行っているが、これらの再委託について県に対して個別に申請書等は提出されていない。

この点、奈良県営競輪場開催業務等包括委託基本契約書（以下、「基本契約書」という。）20条においては「開催業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得て開催業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されており、開催業務の一括再委託は禁止され、一部を再委託する場合は県に書面により承諾を得る必要がある。しかし、基本契約書には開催業務以外の付随業務についての規定がないため、県による書面の事前承諾を経ずに再委託契約を締結することについては特段の問題はない。

一方で委託契約において再委託が存在する場合には、受託者から再委託に関する申請書を入手し委託者がその妥当性を吟味したうえで承諾するのが一般的な実務慣行と考えられ、今回の包括委託契約においても再委託先、再委託金額、再委託の内容が妥当かどうかの検証のため再委託先から申請書等を入手するのが望ましいと考えられる。

また包括委託先の日本トーターからの企画提案においても、開催業務以外の付随業務について再委託を行う場合は、地域企業を活用することが提案内容に含まれているため、提案内容が順守されているかの確認のためにも、再委託に関連する情報については積極的に情報を収集すべきであるといえる。

包括委託契約のうち付随業務についても、包括委託業者から再委託に関する申請書等を入手することを検討されたい。

### 【意見 32】

包括委託業務の再委託先業者からは暴力団排除条例に関する誓約書を入手していない。暴力団排除の実効性を高めるためにも、再委託先からも誓約書を入手することが望ましい。

県では、奈良県暴力団排除条例（平成 22 年県条例第 35 号）第 6 条及び第 15 条において、契約にあたり暴力団関係者が相手方となることのないよう必要な措置を講ずることを求めている。

#### 奈良県暴力団排除条例

第 6 条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

第 15 条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるも

のである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であって、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

上述の規定を踏まえ、奈良競輪では、日本トーターとの包括委託契約において、委託業者選定の参加申込時に誓約書を入手し、契約の相手方が暴力団関係者に該当しないことを確認している。しかし、包括委託先である日本トーターの再委託先業者からは、暴力団関係者に該当しない旨の誓約書は入手していない。

現状の県の暴力団排除条例においては、県が暴力団関係者と契約を締結しないような措置を講ずることを求めているのみで、県と直接契約をしない再委託先が暴力団関係者でないこと担保する措置を講ずることまでは求めていない。しかし、再委託は、県が発注した業務の一部を委託先業者以外の業者に実施させているに等しく、本来は県が直接契約すべきところを便宜的に委託先が契約者となっているにすぎないと考えると、委託先も再委託先も同列に扱うことが自然である。このことからすると、再委託先業者からも宣誓書を入手することが望ましいと考えられる。実際、他自治体では再委託先からも書面による誓約書の入手を要求している事例がある。

暴力団排除条例に関する誓約書の入手について、規程上明確化する必要がないかも含めて検討し、契約における暴力団排除の実効性が担保されるよう検討されたい。

## 5 施設設備管理

### (1) 概要

#### ① 奈良競輪が管轄する公有財産

県が保有する財産は公有財産といわれ、地方自治法第 283 条第 3 項により、行政財産と普通財産に区分される。行政財産とは、県において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の財産をいう。奈良競輪が管轄する公有財産は、以下のとおりである。

#### 【奈良競輪が管轄する公有財産の概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）】

分類	金額（千円）	件数
行政財産	-	0
普通財産	2,692,822	176
合計	2,692,822	176

（出典：県提供「奈良競輪が管轄する公有財産の概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）」）

#### ② 公有財産の管理

公有財産の管理方法については、奈良県公有財産規則（昭和 39 年県規則第 15 号）に以下のとおり規定されている。

第 7 条	取得前の措置	公有財産等を取得する際は、事前に調査が必要となる。
第 8 条	取得	公有財産を取得（交換及び寄附の受納により取得する場合を除く）する際は、「伺書」に所定の事項を記載し、必要な資料を添えて手続を実施する必要がある。
第 9 条	交換	交換により公有財産を取得する際は、「伺書」に所定の事項を記載し、必要な資料を添えて手続を実施する必要がある。
第 10 条	寄附の受納	寄附の受納により公有財産を取得する際は、「伺書」に所定の事項を記載し、必要な資料を添えて手続を実施する必要がある。
第 11 条	登記又は登録	公有財産を取得したときは、遅滞なく当該公有財産につき不動産登記等必要な登記又は登録の手続をしなければならない。
第 23 条	公有財産台帳	必要事項を記録した公有財産台帳を整備する必要がある。
第 26 条	異動等の報告	公有財産の異動（取得、用途変更、管理事務局の移管、処分等）の際は、公有財産異動等報告を作成する必要がある。



③ 公有財産台帳

奈良県公有財産規則第 23 条により、県は、地方自治法第 238 条第 1 項に規定する以下の分類及び種類ごとに公有財産台帳を整備する必要がある。

- ・ 不動産
- ・ 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ・ 上記に掲げる不動産及び動産の従物
- ・ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ・ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ・ 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ・ 出資による権利
- ・ 財産の信託の受益権

奈良競輪が管轄する、上記分類及び種類ごとの公有財産台帳の整備状況は以下のとおりである。

【奈良競輪が管轄する公有財産（分類別）の概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）】

分類	金額（千円）	件数
不動産	2,655,311	81
船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機	-	-
上記に掲げる不動産及び動産の従物	37,510	95
地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利	-	-
特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利	-	-
株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利	-	-
出資による権利	-	-
財産の信託の受益権	-	-
合計	2,692,822	176

（出典：県提供「奈良競輪が管轄する公有財産（分類別）の概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）」）

また、公有財産台帳に記載すべき項目は以下のとおりである。

施設名称	使用名称	売却価格	建物用途
所管部署	取得事由	建物共済加入	登記日
所属	取得日	物件	木・非木造
所在地	建築日	複成価格	種目
交付金	取得建築面積	火災保険料	現在価格
建築面積	財産区分構造	異動日	備考
延床面積	取得延床面積	異動事由	所属情報
会計区分	相手先	面積の増減	
財産区分	取得価格	台帳記載日	

#### ④ 中長期的な施設整備

あり方検討委員会の中で、老朽化した施設への対応として、来場者の安全・安心の確保及び気軽に来場できる快適な環境づくりを目指して、必要性の少ない施設の除却、競輪事業開催に必要な施設の改修等を計画的に実施することを取組方針として掲げている。実際に、令和4年度においては、「競走路（バンク）改修工事の設計委託」「西スタンド、西サイドスタンド、東スタンドの耐震改修工事の設計委託」「第一払戻所及び東・西ファン休憩所の除去工事の設計委託」が実施されており、老朽化及び耐震基準を満たさず使用を停止している施設の除却が順次進められている。

また、奈良競輪独自の取り組みとして、主な建築物については、施設ごとの用途、問題点、点検結果、主な修繕履歴等を整理した施設カルテを公有財産台帳とは別に作成している。記載事項は下記の通りである。

主な用途	現状の問題点	光熱水の状況	電気設備関係
使用停止状況	点検結果	受電状況（電気室）	機械設備関係
法的に整理すべき事項	修繕履歴	建築関係	各部屋の面積（㎡）と用途

#### （2）監査手続

奈良競輪が管轄する公有財産の管理方法を担当課に確認し、規程等に従った業務が実施されているかを確認した。また、現在のメインスタンドが完成してから60年程度が経過していることから、中長期的に施設設備を維持・更新するためにどのような取り組みを実施しているか、担当課に確認した。

### (3) 結果及び意見

#### 【意見 33】

中長期的に施設設備の維持・更新を検討するためには、過去の修繕の記録や現況を把握する必要がある。これらの情報を施設カルテとして記録しているが、対象が一部の建築物にとどまっているため、すべての施設を対象に施設カルテを作成することが望まれる。

奈良県公有財産規則に従い、県が保有するすべての公有財産について、公有財産台帳に取得日や取得価格、建築面積、構造、異動日（新築や増築、取りこわし）等を記録する必要がある。しかし、同規則では、過去の修繕の記録や現況（ひび割れや剥落の有無等）の記載までは求められていないことから、中長期的に施設設備の維持・更新を検討するために必要な情報が公有財産台帳からのみでは入手することができない。したがって、奈良競輪の独自の取り組みとして、主な建築物については、施設ごとの用途、問題点、点検結果、主な修繕履歴等を整理した施設カルテを公有財産台帳とは別に作成している。しかし、すべての建築物に対して施設カルテを作成しているわけではなく、不十分な状況となっている。

今後のあり方検討委員会の検討次第では、長期的に奈良競輪を運営していく可能性がある。その場合、中長期的にすべての施設設備を維持・更新していく必要があるため、現在のように一部の建築部のみ施設カルテを作成するのではなく、すべての建築物について施設カルテを作成することが望まれる。

#### 【結果 22】

物品を処分する際、処分したことを証する書類を入手していない事例が見受けられた。物品の処分の事実を証する書類を入手する必要がある。

令和4年度に処分した電気冷蔵庫について、新規の電気冷蔵庫の購入に合わせて業者に引き渡したが、旧電気冷蔵庫を引き渡した際の証拠書類を入手していなかった。引き渡したことを証する書類がなければ、適切に処分されたことを後から確認することができないため、適切な書類を入手する必要がある。

## 6 収入・資金管理

### (1) 概要

#### ① 奈良競輪の収入規模

奈良競輪の令和4年度の収入総額は27,776,672千円であり、うち、車券売上が97.5%を占める。ただ、それ以外の収入も458,254千円と一定規模を誇り、貴重な収入源となっている。その他の収入の内訳は以下のとおりである。

【令和4年度の奈良競輪のその他の収入の内訳】

項目	金額（千円）	内容
受託場外受託料収入	340,261	他場で開催されたレースの車券を奈良競輪で販売した場合、販売手数料として他場より受託料を受け取る。
施設賃借料	86,033	場内の施設の賃借による収入。場内施設であるチャリ・ロトプラザ施設使用料等が含まれる。
未払時効金	22,586	車券の払戻しには期限があり、期限が到来した払戻金は奈良競輪の収入となる。
その他	9,374	場内施設利用業者からの光熱水費の収入等。

(出典：県提供歳入データを監査人で集計)

#### ② 奈良競輪場内の施設

奈良競輪場内では、以下の施設が運営されている。

項目	内容
飛天交流館	1人1,000円を支払うことで入場可能な特別観覧席を奈良競輪が運営している。
チャリ・ロトプラザ	株式会社チャリ・ロトが運営する会員制の店舗で、当日発売している全国的車券が購入可能な施設である。
食堂街	奈良競輪の利用者のための食堂が複数店舗運営されている。奈良競輪は店舗の事業主から賃借料を徴収している。

#### ③ 資金管理

奈良競輪では、車券売上の多くがインターネット投票に移行したとはいえ、窓口での投票も一定の規模を占め、特に、GⅢレースである記念競輪「春日賞争覇戦」では4日間で77,263千円（令和4年度）もの現金収入がある。また、競輪選手への賞金等は現金で支出することとなっており、同レースの4日間で94,463千円もの現金支出が発生している。

## ア 現金収入管理

奈良競輪の本場で開催されたレースの車券売上現金及び他場で開催したレースの車券売上（場外売上）現金並びに有料席の売上現金については、以下の流れで収納処理及び会計処理される。

- ・ 包括委託先である日本トーターの職員が回収し、日本通運株式会社（以下、「日本通運」という。）の入金機（金庫室内）に投入する（注）。  
↓
- ・ 奈良競輪の中継用口座を一度通して、公金口座（奈良県営競輪事業費特別会計）に入金される。  
↓
- ・ 奈良競輪の職員は、入金後、入金額に応じて消込調定収納（後納）を処理し、現金出納帳へ記帳する。

（注） 後述する資金前渡の残額も合算して投入する。

## イ 現金支出管理

競輪選手・指導員への賞金や報償費は現金で支出することとなっており、奈良競輪の本場でレースが開催された際は、以下の流れで支出処理及び会計処理される。

- ・ 賞金等の支払現金を準備するため、奈良競輪の職員が支出命令（資金前渡）の処理を実施して現金の輸送を日本通運に依頼し、依頼を受けた日本通運は現金輸送車を運行して包括委託先の日本トーターの職員に現金を直接持ち込む。  
↓
- ・ 日本トーターの職員は、受け取った現金をレースの賞金・報償費を競輪選手や指導員に手渡し、領収書を入手する。日本トーターの職員は、現金の残額を入金機（金庫室内）に投入する（注）。  
↓
- ・ 賞金・報償費の残額が、奈良競輪の中継用口座を一度通して、公金口座（奈良県営競輪事業費特別会計）に入金される。  
↓
- ・ 奈良競輪の職員は、JKA のシステムから打ち出されたデータや競輪選手・指導員から入手した領収書をもとに、残額分の精算処理を行い、現金出納帳へ記帳を行う。

（注） 前述する資金前渡の残額も合算して投入する。

## (2) 監査手続

奈良競輪の施設の運営状況について、それぞれの収入額や運営するための支出との対応関係並びに収入増加に向けた取り組みについて、担当者に確認した。また、売上現金等の回収方法及び賞金等の支払方法を担当者に確認し、包括委託先の日本トーターが作成した資料や JKA のシステム出力資料、預金出納帳等との整合性を確認した。

## (3) 結果及び意見

### 【意見 34】

広告収入の実績が低迷していることから、広告収入の獲得に向けた取り組みを検討することが望ましい。

奈良競輪場は、年間 340 日以上も稼働し、定期的に地域住民参加のイベントも開催することで、一定の来場者が見込める施設である。しかし、平成 26 年度から場内に掲示を希望する広告主を募集しているにもかかわらず、これまでの実績は 1 件にとどまっている。

令和 2 年度から場内を改修工事するために一時的に広告主の募集を停止しているが、工事完了後には、改めて広告収入の獲得に向けた取り組みを検討することが望まれる。

また、他場では競輪場のネーミングライツを導入している事例もあることから、合わせて検討されたい。

### 【意見 35】

特別観覧席（飛天交流館）の利用者数が低迷している日があることから、採算性の検討を行うことが望まれる。

無料で入場できる一般席とは別に、有料（1 人 1,000 円）の特別観覧席として飛天交流館を運営している。当館について、令和 4 年度はコロナウイルス感染症の影響により席数を通常時の 144 席から 58 席へと減少させたこともあるが、開場日 291 日のうち利用者が 10 名以下の日が 92 日、5 名以下の日が 28 日となっていた。本場開催、グレードの高いレースが開催される日の利用者数は多いが、これら以外の日の利用者数が低迷している。

当館の運営にあたっては、館内の窓口に配置する案内者の人件費や、館内空調の光熱費等のコストが発生しているが、入館料と利用者の車券購入単価の上昇等による増収分で回収できているか、検討が行われていない。

当館の運営にかかるコストと運営したことによる増収額を比較し、採算性があるかを分析すること望まれる。

## 第6 総括的な所見

### 1 県立大学

教育サービスを安定的に提供するとともに効率的かつ効果的に実施するために、県は大学を平成27年度に公立大学法人化し、令和4年度末で8年が経過した。県立大学が、公立大学法人として中長期的な観点も踏まえて効率的かつ効果的に運営されているのか、県としてのガバナンス機能が働いているのかといった視点で監査を実施した。

公立大学法人において、財務的な観点で最も大きな役割を果たすのは積立金制度である。大学の経営努力として県に認定された目的積立金は、翌年度以降に大学で単独執行ができる仕組みとなっており、当該制度は大学に経営努力のインセンティブを与えると同時に、積立金を財源とした複数年度にわたる事業を実施することを可能としている。しかしながら、積立金として使用見込みのない資金が大学に留保されると、県全体の資金の有効活用の観点から問題がある。県としても、大学に不必要な資金が留保されることのないよう、中長期の財務戦略を確認していくことが必要である。

また、公立大学法人は、中期目標及び中期計画を通じた目標設定・業績評価の運用が求められ、県は課題として中期目標を県立大学に与え、その課題を解決するために県立大学は中期計画を策定・実行するが、当該制度の効果的な運用のためには、実現可能な目標の設定や、成果を測定する指標（KPI）の明確化が重要である。この点、アウトプットではなくアウトカムを意識した目標設定を行うとともに、県立大学である以上、卒業生の県内就職率をKPIとして中期目標に設定することが必要と考える。

積立金制度や目標設定・業績評価制度により、自主自律的な大学運営が可能となる一方で、法人化後はすべての業務を県立大学内で実施する必要があるため、例えば、人事給与管理（勤怠管理、給与計算、給与支払等）も大学で実施しなければならない。また、大学では、労働基準法への対応、独自の情報システム活用など、様々な専門知識が必要となるが、人事異動を前提とする県からの派遣職員には、ノウハウが蓄積されにくいという課題がある。このような課題を解決するためには、プロパー職員の活用が考えられるが、現在は令和5年度に初めて1名の採用が行われたところである。より積極的な採用を進められたい。

県立大学は規模が小さいことから、事務部門の効率化に限界があるという課題もある。奈良県では、県立大学以外に公立大学法人奈良県立医科大学及び地方独立行政法人奈良県立病院機構も地方独立行政法人として設置されているが、他の都府県（岩手県、群馬県、東京都、石川県、愛知県、京都府、兵庫県、島根県、高知県）では、一法人複数大学制度を採用しており、スケールメリットを活かして事務効率の向上を図っているケースがある。県立大学の独自性を発揮しつつ、事務の効率化及びノウハウの蓄積といった観点から、改めて県が設置する地方独立行政法人のあり方を検討されたい。

また、大学の施設設備の多くは老朽化しており、今後 10 数年をかけて更新する方針であるが、昨今の工事費の高騰の影響で、計画策定時 71 億円であった工事費総額は相当程度上振れることが想定される。これに、老朽化している附属高校の整備計画も今後上乘せとなることも考慮しなければならない。県の財政が厳しさを増す中、設備更新投資の観点からも、県立大学の施設整備のあり方を検討していくことが望まれる。

## 2 奈良競輪

奈良競輪は、車券売上高が平成 3 年度の 307 億円をピークに減少し、平成 26 年度には 107 億円と最盛期の 35%にまで落ち込んだが、新型コロナウイルス感染症による巣籠もり需要によるインターネット売上の増加により、車券売上が令和 4 年度に最盛期の 90%程度まで回復し、442,000 千円を一般会計へ繰出すことが出来るようになってきている。

奈良競輪では、無観客でインターネット売上のみで実施されるミッドナイト競輪を自場で開催するための施設を導入したり、インターネット売上の比率が高いナイター競輪やモーニング競輪の開催を進めた結果、1 日平均の車券売上高は全国平均に比べて 14.6%も高い水準を達成しており、インターネット売上の取り込みに成功しているといえる。合わせて、競輪場内での売上拡大策を進めていくことも重要である。競輪場内の広告収入の実績が乏しい点や、特別観覧席（飛天交流館）の使用実績が低迷している点は、改善の余地があるといえる。また、入場者の属性の把握が不十分な点もあり、来場者を増加させる努力もより一層進められたい。

また、安定的な利益を計上するためには、コスト管理も重要となる。奈良競輪では、開催業務及び事務業務は日本トーターに包括委託し、奈良競輪場の職員は最低限の配置となっていることから、コスト管理のために、包括委託の管理を有効に実施することが重要となる。

この点、包括委託契約で定めた 90 の委託業務が漏れなく実施されているか否かの確認が不足している事例や、イベントの効果測定が実施されていない事例など、改善の余地がある状況が見られた。包括委託の実施により、民間のノウハウの活用が進み、繰越欠損金が解消するなど、これまで一定の成果があったことは評価できるものの、競輪場の運営のノウハウは委託業者に蓄積され、県職員の知見が不足すると、委託業者の業務に不備があったり、委託費の値上げを要求されたとしても、県職員で適切な判断ができなくなる恐れがある。県職員の知見の蓄積と、定期的な委託業務のモニタリングが欠かせない。

「あり方検討委員会」は、奈良競輪が危機的な状況に陥っていた平成 24 年に第 1 回が開催され、以後、3 年間または 5 年間の期間を区切って事業継続の可否を議論してきた。しかしながら、車券売上の回復状況からは、先 3 年または 5 年の存廃ではなく、中長期的な経営方針について協議されるべきであると考えられる。現在は、令和 8 年度までの存続しか決まっていないため、令和 9 年度以降の経営計画は策定さ



れておらず、競輪施設整備基金の積立計画もないなど、かえって不効率な経営になっている可能性がある。

なお、入場者数は落ち込んだまま回復せず、記録が残る最も入場者数の多い昭和51年度の566千人に対し、令和4年度の入場者数は4%の24千人に落ち込んでいる。今後の奈良競輪の経営の方向性を検討していくにあたり、入場者数の回復を目指して場内施設の拡充を図るのか、入場者数は追い求めずにレースの安定的な開催を目指して最低限の投資にとどめるのか、県として決断していかなければならない。他場では、ホテルを併設したりBMX(バイシクルモトクロス)の施設を併設したりと、テーマパーク化を目指している事例もある。奈良県では、近年、相次いで遊園地が閉鎖されたこともあり、これらに代わる娯楽施設としてのポテンシャルのある奈良競輪をどのように活用していくかは、県全体で検討していくことが重要である。

仮に、将来にわたって経営していく場合、公営企業会計の適用は必須である。現在の奈良競輪は単式簿記の官庁会計により会計処理を実施しており、各年度ごとの歳入、歳出しか把握できない。しかし、過去に投資した施設については、投資年度以降に減価償却費という費用が発生しており、この減価償却費も含めたフルコストを把握し、各年度の収益で回収できているのかを判断していく必要がある。公営企業会計の導入を積極的に検討されたい。

以上